

福崎町第5次総合計画
後期基本計画（案）

平成31年2月

福 崎 町

目 次

| | |
|---------------------------|----|
| 基本構想 | 1 |
| 第1章 まちの将来目標 | 2 |
| 1-1 基本理念と将来像 | 2 |
| (1) 基本理念 | |
| (2) 将来像 | |
| (3) まちづくりの主体像 | |
| 1-2 将来人口 | 4 |
| 1-3 土地利用等 | 5 |
| (1) 住宅ゾーン | |
| (2) 田園居住ゾーン | |
| (3) 農業振興ゾーン | |
| (4) 森林保全ゾーン | |
| (5) 商業ゾーン | |
| (6) 工業ゾーン | |
| (7) 文化ゾーン | |
| (8) 学園ゾーン | |
| (9) レクリエーションゾーン | |
| (10) まちの構造 | |
| 第2章 まちづくりの基本方向（政策） | 10 |
| 2-1 地域づくり・行政（参画と協働） | 10 |
| 2-2 教育・文化（ひとづくり） | 11 |
| 2-3 生活・環境（安全） | 12 |
| 2-4 健康・医療・福祉（安心） | 13 |
| 2-5 産業振興（活力） | 14 |
| 2-6 まちの基盤（利便・快適） | 15 |

| | |
|---------------------|----|
| 基本計画 | 17 |
| 第1章 地域づくり・行政（参画と協働） | 18 |
| 1. 参画と協働 | 18 |
| 2. 地域づくり | 20 |
| 3. 国際化 | 22 |
| 4. 行財政 | 24 |
| 5. 情報化と広域行政 | 26 |
| 第2章 教育・文化（ひとづくり） | 28 |
| 1. 就学前教育・保育 | 28 |
| 2. 学校教育 | 30 |
| 3. 子育て支援 | 32 |
| 4. 青少年健全育成 | 34 |
| 5. 生涯学習 | 36 |
| 6. 人権教育 | 38 |
| 7. 芸術・文化、文化財 | 40 |
| 8. スポーツ・レクリエーション | 42 |
| 第3章 生活・環境（安全） | 44 |
| 1. 環境保全 | 44 |
| 2. 循環型社会 | 46 |
| 3. 消防・救急 | 48 |
| 4. 防災・減災 | 50 |
| 5. 交通安全 | 52 |
| 6. 防 犯 | 54 |
| 7. 消費者行政 | 56 |
| 第4章 健康・医療・福祉（安心） | 58 |
| 1. 健康・医療 | 58 |
| 2. 地域福祉 | 62 |
| 3. 高齢者福祉 | 64 |
| 4. 障がい福祉 | 66 |
| 5. 自立支援 | 68 |

| | |
|------------------|----|
| 第5章 産業振興（活力） | 70 |
| 1. 農林業 | 70 |
| 2. 商工業 | 72 |
| 3. 観光 | 74 |
| 第6章 まちの基盤（利便・快適） | 76 |
| 1. 道路・交通 | 76 |
| 2. 上水道 | 78 |
| 3. 下水道 | 80 |
| 4. 公園・緑地 | 82 |
| 5. 市街地整備 | 84 |
| 6. 住宅 | 86 |

基本構想

基本構想

第1章 まちの将来目標

1-1 基本理念と将来像

(1) 基本理念

福崎町は、清流市川に育まれた豊かな風土と歴史を背景に、多くの偉人を生んだ学問・芸術文化、“民俗学のふるさと”、さらにはJR福崎駅・インターチェンジをはじめ工業団地、大学、大型商業施設の立地等の特性をもったまちです。これらを大切にしながら、住みよいまちづくりを進めてきました。今後は、さらに住みつづけたいまちをめざし、一人ひとりを大切に、福崎町自治基本条例^{*}をふまえた自律（立）^{*}のまちづくりを基本に参画と協働により、調和のとれたまちづくりを積極的に推進していくことを、まちづくりの基本理念として掲げます。

(2) 将来像

本町のめざすべき将来像の基本姿勢は、第4次総合計画（平成16年：2004年策定）の目標である「活力にあふれ、風格のある、住みよいまち」の継承発展とします。

第4次総合計画策定後の本町に関連する新しい社会の動きとしては、町民の安全安心を守る社会へ、次の世代に良きものを引き継ぎ、創造する社会へ、自律（立）のまちづくりのしくみを備えた社会へなどがあげられます。

この間に、施設としては、町立図書館をはじめ、幼稚園・子育て支援センター、辻川山公園等の整備を進め、基盤では中島井ノ口線や下水道（汚水）の住居地域の整備が完了しました。また、風格づくりとしては、大庄屋三木家住宅の修理をはじめ民俗辻広場まつりの開催、もちむぎの知名度の向上、食育の推進などに取り組み、工業団地も完売しました。参画と協働面では、神戸医療福祉大学など大学との連携強化、自律（立）のまちづくり交付金の創設、福崎町自治基本条例の制定等を進めてきました。

第5次総合計画策定後の動きで施設としては、さるびあドーム、福田水源地の高度浄水処理施設等の整備を行い、基盤では下水道（汚水）の工業団地を含めた町内全域の整備が完了、福崎駅周辺整備が大幅に進捗しました。風格づくりとしては、大庄屋三木家住宅主屋の保存修理が完了し、公開を行っています。参画と協働面では、神戸医療福祉大学と包括的な連携協定を締結しました。

これらのことから、福崎町は、産業と学園のまち、さらに参画と協働によるまとまりのあ

^{*} 福崎町自治基本条例…自治を推進するにあたり、各主体の役割や責務を明確にし、自助・自律（立）・共助・公助のまちづくりを基本理念に町民主体の自治の実現を図るための基本的事項を定めた条例。

^{*} 自律（立）……………自律とは、自分で守るべき決まりをつくり、それに従って行動すること。自立とは、自分の力で主体的に行動していくこと。

るまちとして発展が期待されています。このような中で、本町に求められているまちづくりの重要な課題は、まちの資源活用により“福崎らしさ”を明確化し、その周知を図り、情報を発信することです。時代が、ものからころへ、量から質へ、開発から保全・活用へ、つくからつかうへ、成長から成熟へ、住民ニーズの多様化・高度化する中で、人と人とのつながりを大切に、一つのまちにおいて、「住む、学ぶ、働く」の3機能がさらに調和のとれているまちをめざします。

したがって、本町のまちの将来像は次のとおりとします。

活力にあふれ 風格のある 住みよいまち

～住んで、学んで、働いて 未来につながる福崎～

(3) まちづくりの主体像

住民や自治会等の団体、大学・事業所、町行政などこれからの福崎町を構成する各々の主体は、対等協力関係にあって次のような役割を担いながら、まちづくりを進めます。

①町民（住民及び自治会等の各種団体、町内へ通勤または通学する人及び町内で事業または活動を行う団体（大学、事業所等））

- 住民は、一人ひとりが日々の暮らしのなかでまちづくりに向けて努力を重ねるとともに、相互に支え合います。
- 自治会やボランティア・NPO^{*}等の団体は、各住民が個別に取り組むのが難しく町行政として取り組むより効果的な活動などを担うことが期待されます。
- 近隣都市、また町外の視点も踏まえた生活・活動圏域民として、情報・価値観等を共有して交流・連携により、まちづくりにも関わり、貢献します。
- 居住環境などの環境に配慮して地域貢献や地域社会との調和を図るように努めます。

②町行政

- 住民の自律（立）を支えるとともに、町政運営の担い手として、町行政にしかできない専門的な業務や社会基盤の整備を進めます。
- わかりやすい情報提供に努め町民への説明責任を明確にするとともに、多様化・高度化する行政需要に的確に対応し、効果的な行政運営をめざします。
- 町民がより活動しやすくなるように、行政情報や活動の場・機会の提供、活動を支える仕組みや組織づくりなどの支援を行います。

^{*} NPO・・・「Nonprofit Organization」の略。市民が主体となって、社会的活動を行っている民間の非営利団体をいう。

1-2 将来人口

全国的な少子化・高齢化の中で、わが国の人口は減少傾向にあります。本町も同様の状況ではありますが、生活環境の整備や子育て環境の充実の進展等にもなう町への転入により、人口減少はゆるやかな傾向にあります。このような状況の中で、本町において近年の出産や転入転出などの状況が今後も続くとした5年後の人口は、19,200人程度と予測されます。

今後も、「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち ～住んで、学んで、働いて 未来につながる福崎～」をめざし、良好な住環境の充実や子育て支援をさらに進め、“福崎らしさ”づくりに取り組みます。その中で、住み続けたい、もう一度住みたい、移り住みたいまちづくりを進め、目標年次における将来人口は、19,500人と設定します。

また、福崎町の特性である交通の要衝、まとまりのよさ、工業団地・大学・中小企業大学校の立地、文化勲章受章者ゆかりの地、大庄屋三木家住宅等の歴史文化遺産の蓄積などから、福崎町独自の人口の考え方を設定します。

福崎町でのまちづくりとしての人口は、住む人とともに通勤・通学する人、さらに町を舞台に活動・交流する人、町出身者や関係者、来訪者など（福崎応援民）、福崎町を想うすべての人々としします。

その人々を 福崎 “つながり人”^{ひと} とよびます。

福崎町の魅力を町民が気づき町外にもその魅力を発信し続け、福崎 “つながり人”^{ひと} を維持し、さらには増加させることをめざします。

1-3 土地利用等

本町は、北西部と東部を中心に山林が広がり、中央部を南北に流れる市川をはさんで東西それぞれに市街地が形成されてきました。市街地と山林の間はほとんどが農地で、その中に集落が点在しています。町域のほとんどが都市計画区域で、町の中央部が市街化区域、その周辺地域が市街化調整区域、北西部の一部は都市計画区域外となっています。特に市街地は、市川西側のJR福崎駅周辺および市川東側に広がり、福崎インターチェンジ周辺および県道三木宍粟線沿いに新しい市街地が形成され、拡大されつつあります。

南方面に開けた盆地的なまとまりのある自然地形や景観を生かし、土地利用に一定の方向性を与えながら、限られた土地を有効に活用していきます。そのため、「住む」「働く」「学ぶ」「憩う」「遊ぶ」といった都市機能の充実や有効活用に向け、拠点(点)・ネットワーク(線)・ゾーン(面)からなる将来のまちの構成(フレーム)を設定します。

具体的に各々のゾーンの方向性と相互の関連を次のとおり定め、均衡のとれた土地利用ができるように計画的に取り組むこととします。

(1) 住宅ゾーン

住宅ゾーンは、主として町中央部の市街化区域で形成し、良好な住宅地づくりを進めます。

既存住宅地については、快適で住みよいまちづくりへの指導と誘導を進め、良好な住環境の整備と合理的な土地利用の実現に努めます。

JR福崎駅周辺は、公共交通機関利用者や近隣住民利便性施設の整備された住宅ゾーン、及び来訪者に対する交流拠点として、“まちの顔”と位置づけ、本町の玄関にふさわしい土地利用を進めます。

また、市街化区域内の農地等の未利用地については、民間開発の誘導などにより、良好な住宅地の供給を図ります。

(2) 田園居住ゾーン

田園居住ゾーンは、住宅ゾーンに隣接または近接する市街化調整区域内の既存集落などで形成し、一定の条件を満たす地区において、地縁者の住宅の建築及び地域や日常生活に必要な施設の立地の促進を図ります。

(3) 農業振興ゾーン

農業振興ゾーンは、市街化区域を除く市川両岸の平野や七種川の上流地域および平田川流域に展開する農地、ため池、集落で形成し、農地として生産の場であるとともにゆとりと広がりのある美しい田園景観を有するゾーンです。したがって、豊かな自然と美しい景観を保全しながら、農業振興地域では、農業生産の基盤を強化するため、ほ場整備などを計画的に

推進します。また、農地の集積化と生産性の向上を図るため、担い手農家や営農組織を育成・強化し、農地の保全に努めます。さらに、伝統的な食文化を育んできた家族農業を守りつつ、地域活性化対策として新たな特産品の研究・開発をおこなうとともに、地域資源を活用した都市との交流を進めることにより農地の有効利用を図ります。

(4) 森林保全ゾーン

森林保全ゾーンは、北西部と東部に位置する広大な森林で、恵まれた自然環境の一つであり、水源のかん養^{*}、保健・休養など公益的な役割を担う、すぐれた自然景観を有するゾーンです。したがって、豊かな自然と美しい景観の総合的な管理による保全と整備に努めます。

(5) 商業ゾーン

商業ゾーンは、福崎インターチェンジ周辺および県道三木宍粟線沿いなどで形成し、商業の活性化と住民サービスの向上を図るため、商工会などと連携し、地域生活を支える既存商業地などの活性化に取り組みます。

インターチェンジ周辺などは住民及び町外からの来訪者対応と位置づけて、道路整備による南北方向や市川西部方向への拡大を想定し、健全な広域商業の拠点地区としての育成に努めます。

(6) 工業ゾーン

工業ゾーンは、中国自動車道南側の東西2ヶ所に立地する福崎工業団地・福崎企業団地と福崎町東部工業団地で形成しています。

東部工業団地については工業団地の拡張を進め、地域の成長発展の基盤を整えます。

(7) 文化ゾーン

文化ゾーンは、辻川界限、文化センター・エルデホール周辺、図書館周辺の3地区で形成し、風格のあるまちづくりの拠点として、各々、歴史文化・観光資源の保全・活用、文化拠点として、文化・レクリエーション拠点としての整備・充実を図ります。

(8) 学園ゾーン

学園ゾーンは、神戸医療福祉大学・中小企業大学校関西校・中小企業総合センター跡地で形成し、風格のあるまちづくりの拠点として、行政や住民、企業などとの連携の強化を進めます。

^{*} 水源のかん養…森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

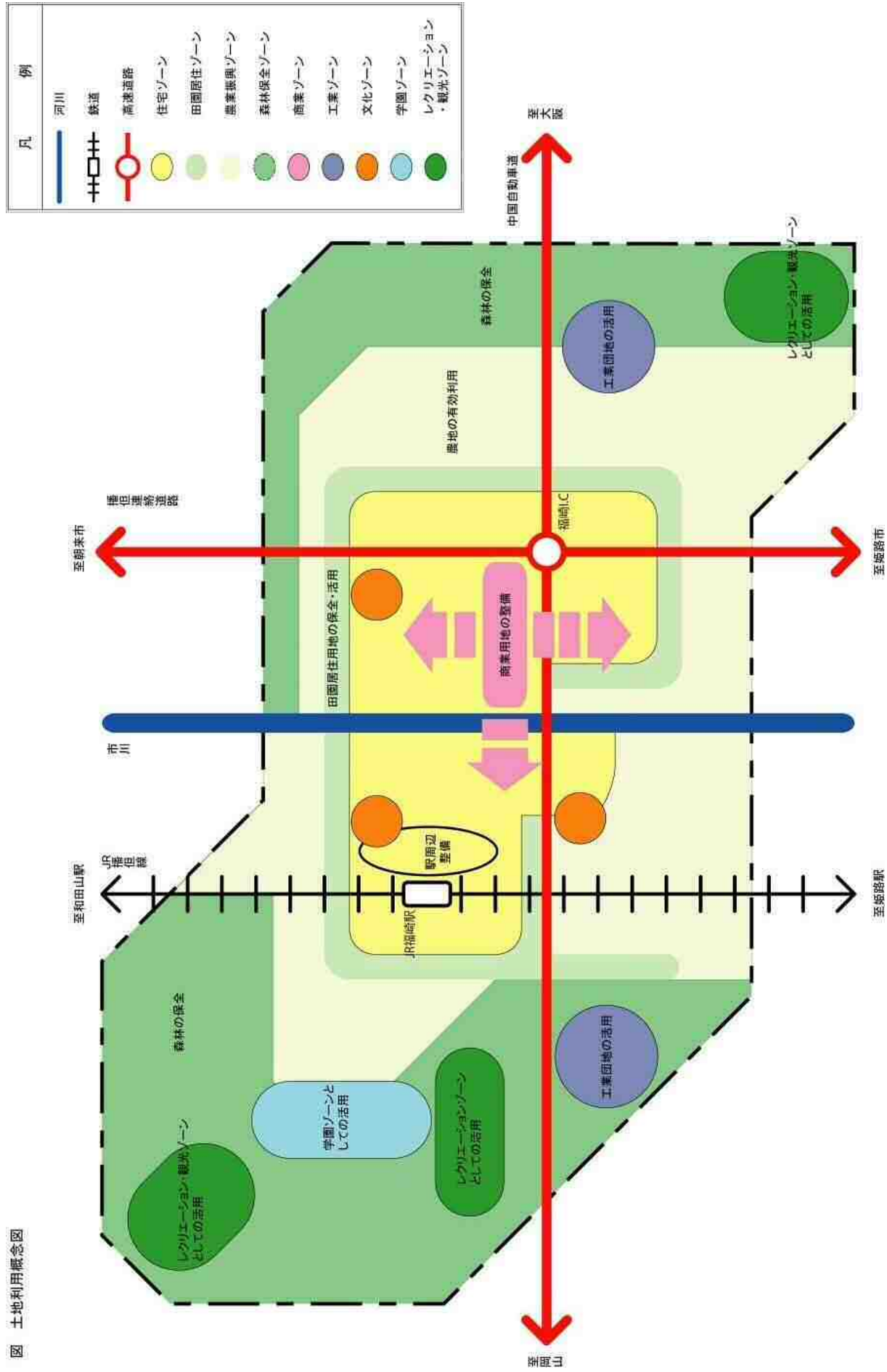
(9) レクリエーション・観光ゾーン

レクリエーションゾーンは、七種川上流の青少年野外活動センターや八千種自然活用村を中心とする区域とゴルフ場で形成し、観光等で訪れる人々の健康づくりやレクリエーションの場として活用を図ります。

(10) まちの構造

以上のゾーンとあわせて、まちの構造については、国土軸（中国自動車道）を形成し大阪都市圏と九州方面を東西に結ぶ軸を「広域連携交流軸」（活力の軸）、市川流域から日本海側まで含めた兵庫県内を南北に結び（播但連絡道路・国道312号・JR播但線）、環境との共生を象徴する市川及び観光を象徴する銀の馬車道を含めた軸を「地域連携交流軸」（生活・環境・観光の軸）として設定します。また、地域交通核であるJR福崎駅を中心として、市川の東にある歴史文化観光資源の保全・活用核と学園ゾーンを結び、文化拠点核や文化・レクリエーション拠点核を連携する「福崎まちなか連携交流軸」（風格の軸）を設定します。

図 土地利用概念図



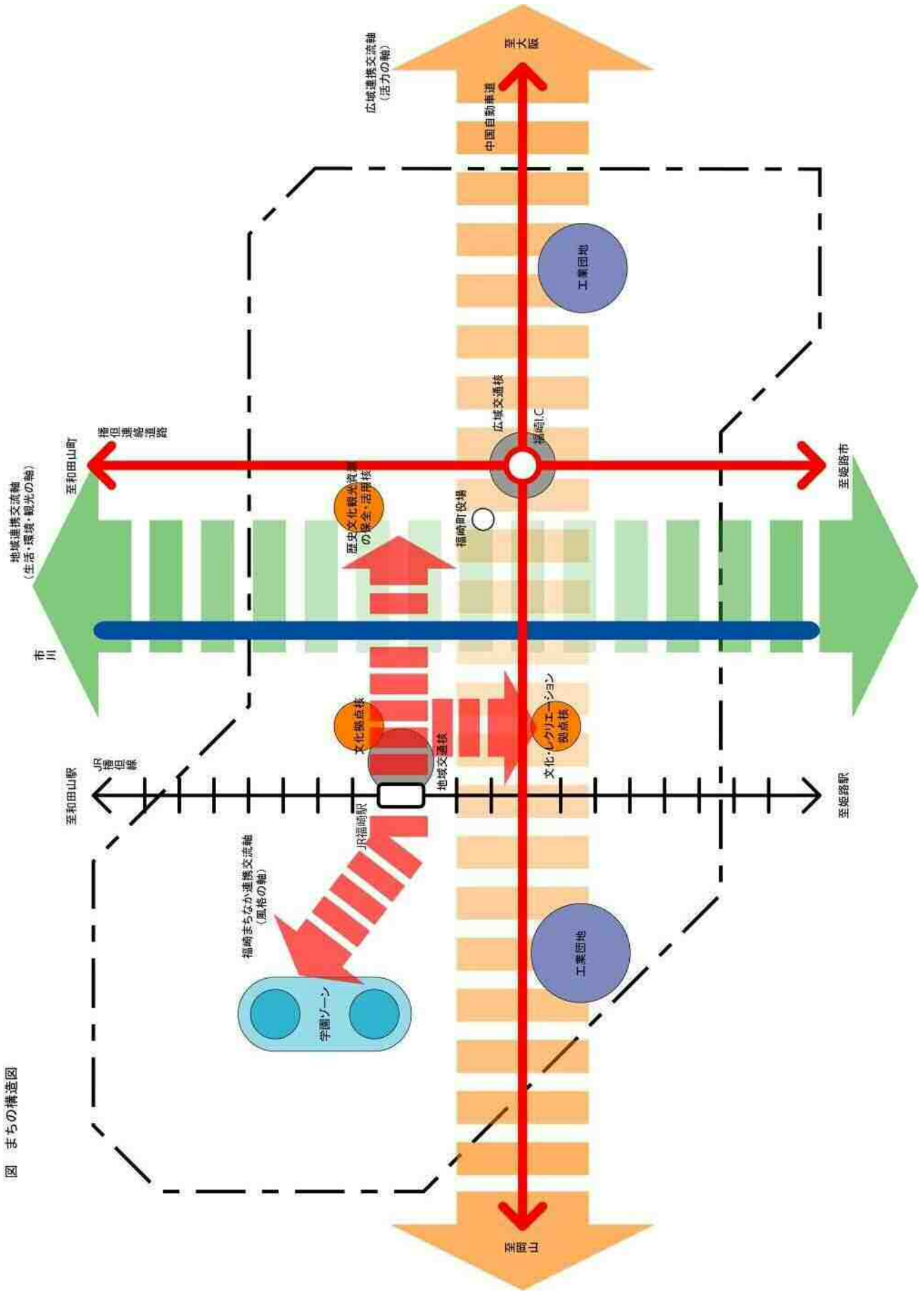


図 まちの構造図

第2章 まちづくりの基本方向（政策）

2-1 地域づくり・行政（参画と協働）

近年、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験をはじめ、価値観の多様化、地方分権、行財政体制の変革などにより、住民や団体、大学・事業所などが行政とともにまちづくりへの参加や参画が進んでいます。本町においても、福祉などの分野をはじめ各種ボランティアや住民、大学を含む事業者、学生・生徒などの参加によるまちづくり活動が活発化しています。

今後は、住民などの活動をさらに活発化することをめざし、各主体の役割を明確化し自律（立）のまちづくりを基本に協働や連携による活動を進めます。

参画と協働については、各主体がまちづくりに参画できる環境を整え、地域や住民、大学や事業所などと行政が相互に情報の提供・共有を図りながら協働するまちづくりを進めます。また、男女の人権が平等に尊重され、責任を分かち合いながら、活力ある地域社会づくりをめざします。

地域づくりについては、働く場所、学ぶ場所が備わっているという優位な特徴を活かしながら、今後も昼間人口の増加をめざして、町外からの就業者や大学生などを含めた相互交流や連携が図れるコミュニティ団体のネットワークの構築をめざすとともに、自治会をはじめとするコミュニティ活動の活発化を進め、地域の人々のつながりを深めます。

国際化については、外国人にとって安心できる、住みやすい環境づくりをめざすとともに、語学や国際理解のための教育の場の充実に努め、国際化に対応した人づくりやまちづくりにより、相互理解を深め、国際交流を進めます。

行財政及び情報化と広域行政については、地方分権の流れを見通しつつ、職員の資質向上や情報公開を進めながら行政改革に取り組み、中長期的な視点に立って計画的、効率的な行財政運営に努めるとともに、近隣市町と連携しながら広域行政を進めます。

2-2 教育・文化（ひとづくり）

時代の変化が激しく、価値観が多様化する中で、時代を切り開き、自他の生命を尊重し、たくましく生きる知恵と技術と心を次世代に伝え、お互いの個性を尊重し、こころ豊かな人づくりを展開していく新しい社会を創り出すことが求められています。一方、少子高齢化、生産年齢人口の減少といった人口構造の変化は避けがたく、この動向を踏まえた子育て支援の充実が求められています。また、教育委員会制度改革に基づく教育施策などの充実が求められています。さらに、地域固有の文化への関心が高まる中、それを支える風土をはじめとした文化財、人材などの再評価により、その地域らしさをのばしていくことが重要です。

今後は、こころ豊かなひとづくりをめざし、子どもから高齢者すべての人が自己実現できる環境整備をはじめ、ゆとりや個性、心の豊かさ、生きる力を重視した教育・学習の場づくりを進めます。また、数多くの歴史的・文化的資源を活用して地域文化の振興を図るとともに、スポーツ・レクリエーションの推進に取り組みます。

就学前教育・保育については、保育ニーズに対応できる体制を整え、保育サービスの充実と質の高い就学前教育を推進します。

学校教育については、保護者や地域住民の参画により、子どもが安全で安心して学べる良好な環境づくりを進めます。また、町内に大学までの教育機関がそろっている環境を生かし、各世代の教育の充実や教育機関相互の連携を進めるとともに、家庭・学校・地域の連携をより緊密にし、社会の中で主体的に生きる力や創造性を育む教育を推進します。さらに、本町への愛着や理解が深まるように、豊かな自然環境、郷土の歴史・伝統文化などを生かした体験型学習の機会提供を進め、特に“民俗学のふるさと”として、ふるさとを大切にすることを育むひとづくりを推進します。

子育て支援については、子育てへの不安感が解消され、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長できる環境を整えます。

青少年健全育成については、青少年が地域の中でともに支えあう意識や地域への愛着を持ち、地域社会・行事などへ積極的に参加ができる環境づくりをめざします。

生涯学習については、幅広い世代に学習活動の機会と成果発表の場を提供し、時代背景や社会状況に応じた事業を展開し、自己実現を行うための環境を整えます。

人権教育については、人権尊重の理念が社会の行動基準として定着し、住民一人ひとりが互いを認め合う「共生社会」の実現をめざし、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場において、人権意識を高揚し、人権文化が開花するまちを推進します。

芸術・文化、文化財については、先人を顕彰するとともに、その生き方や功績などを体験的に学び、ひとづくりやまちづくり、地域間交流に生かします。また、住民主体の文化芸術の企画や住民が誇りと愛着をもって文化財保存継承活動に参加できる環境づくりを進めます。

スポーツ・レクリエーションについては、住民のニーズに応じた活動の場や気軽に参加できる環境づくりや健康づくりを進めます。

2-3 生活・環境（安全）

地球温暖化が要因とみられている近年のゲリラ豪雨[※]の増加や猛暑をはじめ、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓などから、環境や防災に対する意識の高揚や対応が求められる中で、火災をはじめ、地震、風水害、土砂災害などの対策の整備とともに、地域での人と人とのつながりが重視されています。

今後は、地球全体の環境保全への対策をはじめ、自然環境の保全や循環型社会の形成など、住民が主体となった良好な環境づくりや防災・防犯のまちづくりを推進します。また、広域的な視点での環境問題への積極的な取り組みを図り、自然の恵みの中で安全で安心して住み続けられる環境づくりを進めます。

環境保全については、住民や町内事業所の参画により、環境保全などに対する意識の高揚や醸成を図るとともに、住民が自然と共存する生活環境づくりをめざします。

循環型社会については、行政と住民・事業者が協力してごみの減量化と再資源化を推進し、環境負荷の小さい社会をめざします。また、くれさかクリーンセンターの可燃ごみ焼却炉稼働停止後のごみ処理等について、関係市町と協議を進めます。

消防・救急については、複雑で多様化する様々な災害に迅速かつ的確に対応するとともに、住民の意識向上などにより火災発生時における被害の軽減に努めます。

防災・減災については、災害危険個所に対し山地崩落対策及び浸水対策などの改修整備を進めながら、日常的な住民自らの防災意識などの向上を図るとともに、災害時には住民自ら安全に避難を行えるように対応を図ります。また、災害時には自主防災組織が中心となって安全に避難、誘導を行うとともに、関係機関と連携した防災体制を確立します。

交通安全については、交通安全意識を高め、関係機関との連携により安全・安心なまちづくりを進めます。

防犯については、行政、住民、各種団体が一体となった防犯環境づくりにより、犯罪のない地域づくりを進めます。

消費者行政については、消費者への情報提供や教育の充実により、消費者意識の向上と自主的な消費者団体活動の活性化を図り、自立した消費者による安全・安心な暮らしの実現をめざします。

[※] ゲリラ豪雨…予測が困難な、積乱雲の発生による突発的で局地的な豪雨を指す俗語。

2-4 健康・医療・福祉（安心）

健康は、住民の誰もがいきいきと暮らすためには欠かすことのできないものです。

健康づくりは、一人ひとりが主体的に取り組むことが重要ですが、家族、地域、行政、関係団体等が連携・協力しながら支える体制をつくる必要があります。

このため、「保健」と「医療・介護」と「福祉」の連携を図り、地域コミュニティを生かした健康増進、予防活動、在宅医療、リハビリテーション、在宅ケアまでの一貫した取り組みを進めるとともに、それらを担う人材育成も必要です。

今後は、すべての人にとって住みよい、住み続けたいまちづくりをめざし、一人ひとりの主体的な健康づくりの支援に取り組むとともに、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」づくりに取り組みます。

健康・医療については、保健センターの体制強化を図り、各世代で健康づくりや疾病に対する早期発見、早期治療のできる環境整備、家庭や関係機関との連携のもと地域予防医療の充実に努めます。さらに、保健・医療・福祉のネットワークの充実により、きめ細かで総合的な支援体制の整備を進めます。

地域福祉については、ユニバーサル社会*を構築し、移動・買い物支援の環境づくりに取り組むとともに、地域に関わるすべての人がそれぞれの役割を担い、「共に生きる社会づくり」をめざします。また、高齢者や障がいのある人もすべての人が、大切な社会の一員として参加することができるよう、自立し、安心して快適に暮らすことができる社会の実現をめざします。

高齢者福祉については、地域全体での支えあいなどにより、高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心していきいきと生活ができることをめざします。

障がい福祉については、障がいの有無に関わらず、世代を超えて支えあいながら生活できるまちづくりをめざします。

自立支援については、生活困窮世帯や母子・父子世帯への適切な支援を行うとともに、地域の連携による自助・共助の福祉社会づくりを進めます。

* ユニバーサル社会…年齢、性別、障がいの有無、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。

2-5 産業振興（活力）

わが国の経済はグローバル化*が進展し、景気については先行きが不透明な状態が続いています。地域に密着した商業や農林業については、後継者問題などの課題が発生しています。一方、地産地消を重視した農業をはじめ、地域の優位性を生かした産業や、地域の雇用の創出に寄与する地域に根付いた産業などの振興が重視されています。

本町においては、市川流域の平野部では、米作中心の農業が営まれています。また、中国自動車道と福崎インターチェンジなどの広域交通条件の良さなどから工業団地や沿道型サービス店舗などの立地が見られ、町外からの就業者や利用者も多い状況です。

今後は、健康志向を支える安全・安心で新鮮かつ価値観の多様化に対応した食材を提供するため、生産から加工、販売にいたるまで一貫した取り組みを進めます。また、国土軸と兵庫県南北軸の交点で自動車専用道のインターチェンジがあるという広域立地条件・交通条件の良さや、姫路都市圏の豊富な労働力を有するという条件を生かし、工業の振興を支援します。さらに、既存商店街の振興の支援とともに、地域資源を生かした観光・交流の振興を進めます。

農林業については、安定した農業経営を確立するため、生産基盤の整備、営農組織や後継者など担い手の育成を図るとともに、消費者が求める安全で高品質な農産物を提供できる農業の育成を支援します。また、地産地消の推進や都市との交流を進め活性化を促し、農地の多面的機能を維持するための啓発に努めるとともに、森林の持つ公益的な機能を果たすために育成・保全を進めます。

商工業については、商工会との連携を強化し商業経営の充実を図ります。既存商業の振興の支援をはじめ、沿道サービス型の商業集積の充実に努めるとともに、工業団地については東部工業団地の拡張を進め、若年層の定着や雇用確保に努めます。さらに、技術、情報、人的交流などの促進により、町内企業の育成などを支援します。

一方、空き店舗などの解消のための施策を検討し、いわゆる買い物困難者への対応として、移動販売車の運行、公共交通機関の再整備や職住近接型のまちづくりをめざします。また、特産もち麦などを使った商品開発や観光資源の掘り起こし、福崎駅周辺への商業施設の誘致など商業の活性化の取り組みを進めます。

観光については、広域交通条件の良さを生かしながら、住民のおもてなしの心や地域に対する誇り、郷土愛の醸成とともに、自然や歴史・文化、農産物や加工品の活用を進め、観光・交流の振興を図ります。

* グローバル化…社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。

2-6 まちの基盤（利便・快適）

本町は、ほぼ中央部を南北に市川が流れ、その東西の中央部に市街地を形成しています。町の西部を南北にJR播但線、道路では東西に中国自動車道及び県道三木宍粟線、南北に播但連絡道路及び国道312号が通り、JR福崎駅と福崎インターチェンジがあり、広域的な交通の要衝です。

今後は、姫路市の近郊であるという立地条件や広域交通条件の良さ、さらに自然に恵まれ、歴史・文化を有するまちの特性を生かしながら、時代の変化に対応した都市計画の見直しを図りつつ市街地の整備などを進め、良好な市街地形成を図ります。また、安全性の確保から、利便性、快適性、さらに魅力の向上をめざし、良好な景観の形成と誘導をはじめ文化の香るまちの風格づくりに努め、住みよさを重視した基盤づくりを進めます。

道路・交通については、環境や交通弱者へ配慮し、安全かつ快適な交通ネットワークにより利便性が向上した道路交通網づくりを進めます。

上下水道については、安全で安心な水道水を安定して供給することをめざすとともに、下水道への接続率の向上に努めます。また、施設の適正な維持管理に努めるとともに、雨水排水対策を進め、安全安心なまちづくりを推進します。

公園・緑地については、健康づくりやふれあいと憩いの場となる既存公園施設の維持管理や緑化が住民参加により進むよう支援するとともに、自然を保全した公園の整備充実を図り、うるおいのあるまちづくりを進めます。

市街地整備については、利便性や景観などに配慮した“まちの顔”づくりをめざし、やすらぎの居住空間の創出と育成をはじめ、周辺地域の交通核としてJR福崎駅周辺の整備、市街地発展を支える幹線道路体系の整備など、市川東西の一体化をめざしたまちづくりを進めます。

住宅については、多様な住宅需要に対応した住宅供給、安全・安心な住まいづくりと空き家対策を促進し、住みたくなるまちとして生活環境の充実を図ります。

基 本 計 画

第 1 章 地域づくり・行政（参画・協働）

第 2 章 教育・文化（ひとづくり）

第 3 章 生活・環境（安全）

第 4 章 健康・医療・福祉（安心）

第 5 章 産業振興（活力）

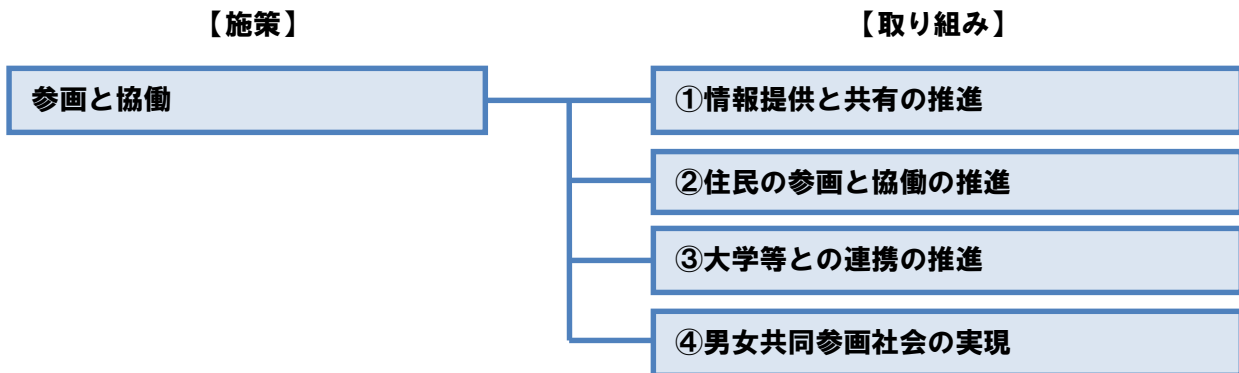
第 6 章 まちの基盤（利便・快適）

| | |
|---------|---------------------|
| まちづくりの柱 | 第1章 地域づくり・行政（参画と協働） |
| 施策 | 1 参画と協働 |

◆将来のあるべき姿

町民同士や町民と行政が連携して共に考え共に汗を流す協働のまちづくりが推進されているとともに、責任を分かち合いながら、活力ある地域社会を築いています。

◆施策の構成



◆現状と課題

地方分権の進展や経済情勢の変化、社会の成熟化にともない、行政サービスの面においても町民のニーズが複雑・多様化し拡大を続けています。本町では、町民との参画と協働のまちづくりをさらに進めるために、福崎町自治基本条例を制定しました。今後も、町政に対する理解と認識を深めて、公正で開かれた町政を推進するとともに、積極的な情報提供を行い、町政に関する情報を町民と行政が互いに共有し、町民の知恵や行動力を積極的にまちづくりに反映できる機会の確保が必要です。また、すべての人が性別にかかわらず、社会のあらゆる分野で、その個性や能力を發揮できる社会の実現をめざすことが求められます。

① 情報提供と共有の推進

広報誌・ホームページなどで行政情報を発信し、町民との情報共有に努めています。また、開発事業等に関し、町、開発事業者及び町民の相互の理解と協力を促進するため、開発調整に関する基準、開発事業等に関する情報提供や事業計画の説明など、相互の責務やその手続き等を定めた「福崎町開発事業等調整条例」を平成29年3月に制定しました。今後も、公正で開かれた町政を進めていくために、積極的に情報提供を行い、情報を共有していくことが必要です。

② 住民の参画と協働の推進

地方分権の進展や経済情勢の変化、社会の成熟化にともない、町民のニーズは複雑・多様化しています。本町では、福崎町自治基本条例の趣旨に基づく施策展開により、行政への住民参加の機会が増えています。駅周辺整備などのまちづくりにおいても、住民説明会を行い、住民意見を取り入れてきました。今後も引き続き、町民が積極的に意見を述べたり、まちづくり活動に参画できる機会を設け、さらに参画と協働のまちづくりを促進する必要があります。

③ 大学等との連携の推進

町内には神戸医療福祉大学や中小企業大学校関西校があり、神戸医療福祉大学とは平成29年度に包括連携協力に関する協定を結び、公開講座、学生ボランティア、福崎マラソンや福祉関連等での連携を行っています。また、兵庫県立大学とのもちむぎレシピ開発や神戸大学との文化財研究などの連携も行っています。今後も大学との連携を進め、大学が持つ知識、技術、人材などの資源をまちづくりや町の活性化に生かしていく必要があります。

④ 男女共同参画社会の実現

国において女性活躍推進法が施行されるなど、社会全体で女性活躍の動きが拡大しており、女性の活躍を一層推進していくことが不可欠となっています。本町では男女共同参画社会を総合的かつ計画的に推進していくため、福崎町男女共同参画基本計画を策定しました。今後、計画に基づき、町政や地域において政策・方針を決定する過程への女性の参画を推進するなど、女性活躍の場を提供する必要があります。

◆めざそう値

| 名称 | 実績 (H25) | 現状 (H29) | 目標 (H35) |
|----------------|-----------|-----------|-----------|
| 町ホームページアクセス件数 | 100,000 件 | 137,182 件 | 150,000 件 |
| 審議会委員などへの女性登用率 | 26.2% | 33.0% | 33.0% |

◆町の取り組み

① 情報提供と共有の推進

- ・高齢者や障がいのある人も含め誰もがわかりやすい広報誌やホームページなどによる積極的かつ迅速な情報提供を行います。
- ・住民の知る権利に資するよう情報公開を推進します。
- ・情報収集・発信に積極的に取り組みます。

② 住民の参画と協働の推進

- ・パブリックコメント^{*}や公募委員などを通して、積極的に意見を募り、広聴活動に努めます。
- ・まちづくりにおいて、住民の参画と協働の機会づくりを推進します。
- ・住民やボランティア団体・NPOのまちづくり活動への参加を促すとともに「アドプト事業^{*}」などの利用拡大を図ります。

③ 大学等との連携の推進

- ・多様な住民ニーズに的確に対応できるよう、専門的な知識を持った大学などとの連携・交流を推進し、情報発信します。
- ・大学や学生と連携した活動を拡充します。

④ 男女共同参画社会の実現

- ・福崎町男女共同参画基本計画に基づき、住民・企業・地域・行政などによる協働・連携のもと、男女共同参画社会の形成に向けた各種施策を推進します。
- ・家庭・地域・学校・職場などの様々な場面において、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会慣習などの見直しや女性の人権侵害の解消を進めるため、関係機関と連携し、啓発活動を推進します。
- ・すべての住民が男女平等の意識づくりや、男女が平等に個性や能力を伸ばすことができる学習機会の充実に努めます。また、働き方を見直したり、何かにチャレンジする女性を支援します。
- ・町政における政策・方針決定過程への女性の参画拡大のため、審議会委員などへの積極的登用を進めます。

◆住民等の取り組み例

- ・広報誌やホームページなどの活用による町政情報の共有、自らの情報提供
- ・パブリックコメントや公募委員などを活用したまちづくりへの参画
- ・大学や学生が行うイベントや活動への参加、協力
- ・職場、学校、家庭、地域などにおいて、男女共同参画への理解、意識改革
- ・地域・各種団体役員などへの女性登用の推進
- ・家庭生活における育児や介護などの負担・責任を男女での分担

《大学》

- ・地域・事業者・町などとの連携を推進

《事業者》

- ・女性が働きやすい職場環境を整備し、仕事と家庭生活の両立の支援

◆分野別計画等

- ・福崎町男女共同参画基本計画（H28.3 策定）

^{*} パブリックコメント…町の重要な計画や条例などを策定する際に、その計画などの素案を公表し、住民からの意見の提出を求め、その意見を考慮して決定していくこと。

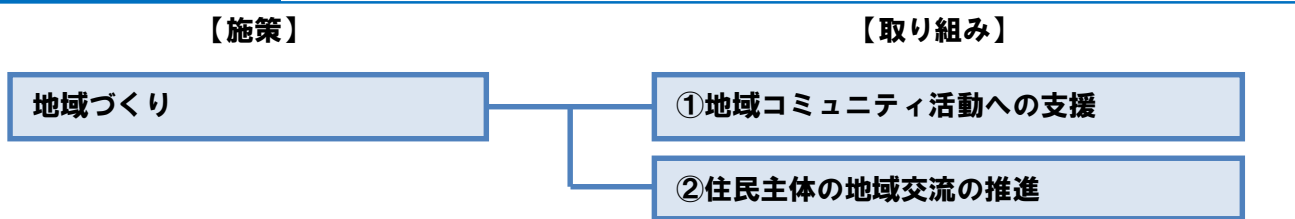
^{*} アドプト事業……地域住民や企業等の団体がボランティア活動を通じて自ら道路や公園など公共物の清掃美化等の活動を行う事業。この事業は、住民が主体となり、地域の美化意識の向上と地域コミュニティの活性化を図ることを目的としたまちづくり事業である。

| | |
|---------|---------------------|
| まちづくりの柱 | 第1章 地域づくり・行政（参画と協働） |
| 施策 | 2 地域づくり |

◆将来のあるべき姿

地域のボランティア団体やNPOなどの活動が活発化し、地域における住民主体のまちづくりが行われています。各地域においては、自治会をはじめとするコミュニティ活動が活発に進められて、地域の人々のつながりが深まり、住民主体の地域交流が促進されるとともに、地域における交流拠点の活用が図られています。さらに、自治会の枠を超えた校区単位の広域的な取り組みや交流も深まっています。

◆施策の構成



◆現状と課題

近年、都市化や核家族化、少子高齢化などにより、住民同士の連帯感や交流が希薄になりつつあり、地域における様々な課題が顕在化する中で、それらを地域で解決する活動や取り組みが求められています。住民にとって最も身近な存在である各自治会では、幅広い世代間の活動や交流が行われており、その重要性はますます高まっています。

① 地域コミュニティ活動への支援

本町では、地域の特性に応じた魅力あるまちづくりの推進や自治会活動を促進するため、地域づくりに取り組む活動の支援を行っており、各種ボランティア団体やNPOなどによるコミュニティ活動が広がりを見せている状況です。今後も、コミュニティ活動を促進するための支援を行う必要があります。

② 住民主体の地域交流の推進

地域コミュニティでの連帯感や住民交流が希薄になりつつある中、住民相互の信頼関係や社会的関係を求める動きも出てきています。本町では「自律(立)のまちづくり交付金事業^{*}」などにより、住民主体の地域活動を推進しているところです。今後も、様々な活動を通して「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自立(律)意識の醸成を図りながら、地域交流の機会の拡大や地域の担い手発掘及び育成に取り組む必要があります。

◆めざそう値

| 名称 | 実績 (H25) | 現状 (H29) | 目標 (H35) |
|-----------------|----------|----------|----------|
| コミュニティセンターの利用状況 | 11,009 人 | 10,399 人 | 11,200 人 |
| ボランティア登録団体数 | 47 団体 | 43 団体 | 47 団体 |

^{*} 自律(立)のまちづくり交付金事業…自治会が「地域のつながりを活かした地域課題を検討するしくみ」(地域総合援護システム)を基盤として、地域活性化に取り組むために実践される「まちづくり・地域づくり活動」に対して経費を助成するもの。自治会が、地域の「夢」に向かって、みんなで目標を定め、住民自ら活動に参加し、目標に向かって行動する自律(立)の力を育て、よりよい集落をつくることを目的としている。

◆町の取り組み

① 地域コミュニティ活動への支援

- 社会福祉協議会と連携し、コミュニティ活動の促進・支援のための環境整備や、コミュニティ活動に関する情報発信を行います。
- コミュニティセンター（サルビア会館）、学校などをコミュニティ活動に開放し、地域活動の活性化及び施設の利用促進を図ります。

② 住民主体の地域交流の推進

- 自立（律）のまちづくり交付金事業などを継続し、コミュニティ活動の活発化を図り、地域の課題解決や住民同士の交流を促進します。
- 地域のまちづくりリーダーの担い手育成支援を行います。
- 自治会をはじめとする各種団体への情報提供や地域づくり研修会の開催などの支援を行います。
- 地域交流広場[※]の活動に対する支援を行います。

◆住民等の取り組み例

- 各種ボランティア団体などへの登録、活動への参加
- 自治会に加入、自治会活動への参加
- 地域交流広場事業への参加、協力
- 近隣住民とのコミュニケーション、交流の促進

《自治会等》

- ミニデイやふれあい喫茶など交流イベントの定期的開催

《大学生や事業者》

- 地域で開催される交流イベントなど地域活動へ参加、地域住民との交流の促進

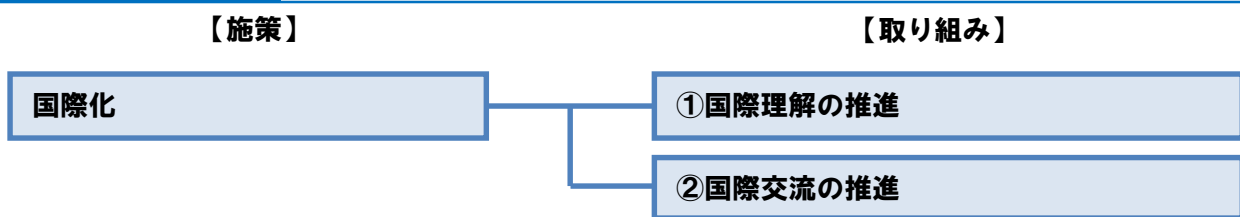
[※] 地域交流広場…法人県民税の超過課税収入を活用した事業で、概ね小学校を単位としたコミュニティを対象に住民組織による身近な活動の場づくりと活動の充実に向けて県民交流広場として整備された。

| | |
|---------|---------------------|
| まちづくりの柱 | 第1章 地域づくり・行政（参画と協働） |
| 施策 | 3 国際化 |

◆将来のあるべき姿

外国人と住民等が、お互いの文化を理解し、異文化交流を図っています。また、住民自らが外国の文化や言葉を学び、外国人へのきめ細かな配慮を行うことにより、外国人が安心して生活できる、住みやすい環境が整っています。さらに、国際化に対応した人づくり・まちづくりが行われ、相互理解が深まり、国際感覚を持った住民が増え、国際交流が盛んに行われています。

◆施策の構成



◆現状と課題

社会経済や文化のグローバル化により、人・もの・情報などが世界的な規模で行われるようになり、急速に国際化が進んでいます。また、国において外国人就労拡大が進められるなか、多くの外国人研修生が就労している本町では、町民の国際感覚の醸成や異文化交流など、国際理解や国際交流の推進に向けた取り組みを進める必要があります。

① 国際理解の推進

本町においては、外国人比率が兵庫県内でも高く、外国人が安心して暮らせる日常生活のサポートや災害及び緊急時のネットワークを構築し、信頼関係を築いて共生していくことが求められています。外国人への行政サービスを向上させるため、ホームページ、パンフレット等の多言語化を行いました。小中学校や認定こども園においては、英語指導助手（ALT）を中心として外国語教育の充実に努めています。これからは、外国語に触れるイベントの開催や運営方法をさらに検討するとともに、インバウンド^{*}も見据え、公立施設の案内板などの外国語表記を取り入れていく必要があります。

② 国際交流の推進

経済活動のグローバル化や、情報通信技術の進展などにともない、人・ものなどが、国境を超え活発に交流しており、国際的な視野や見識を持つことが求められています。近年外国人住民が増加しており、外国人との交流の機会が増えてきました。本町においても、国際交流の場を増やし、外国人住民との交流を促進する必要があります。

◆めざそう値

| 名称 | 実績 (H26) | 現状 (H29) | 目標 (H35) |
|------------|----------|----------|----------|
| 日本語サロン受講者数 | 149 人 | 658 人 | 700 人 |

^{*} インバウンド…元々は「外から中へ入る」という意味だが、一般的に外国人の訪日旅行の意味で使われることが多い。

◆町の取り組み

① 国際理解の推進

- 外国人の生活支援として、生活情報や日常生活に関する相談対応、ホームページ、パンフレットなどの外国語表記の促進など、行政サービスの充実に努めます。
- 認定こども園[※]・学校教育において、国際教育・交流及び語学教育を推進します。
- 国際理解の意識を高めるために、言葉・文化に関する講座や教室を開催するなど、学習活動の充実に努めます。
- 「イングリッシュフェスティバル」の開催など語学教育を推進し、未来の国際化を担う人材の育成に努めます。

② 国際交流の推進

- 広報誌やホームページなどを活用し、国際交流に関する情報の提供を行います。
- 生涯学習活動や講演会を開催するなど、異文化交流への関心を高める取り組みに努めます。
- 企業と連携しながら、「国際食文化交流の会」や「日本語サロン」の開催など交流の機会づくり及び支援・拡充に努めます。

◆住民等の取り組み例

- 異文化への関心を持ち、理解を深め、外国人との交流活動への参加
- 「日本語サロン」などへの参加

《地域や事業所》

- 外国人就労者との交流を深める取り組みの推進

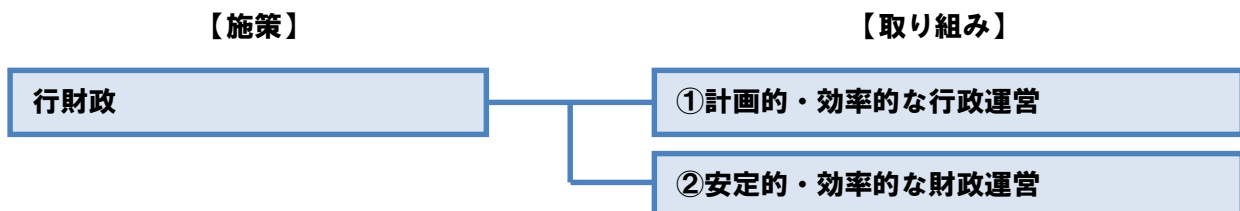
[※] 認定こども園…幼稚園や保育園等において、都道府県知事の認定を受け、就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備える施設のことをいう。

| | |
|---------|---------------------|
| まちづくりの柱 | 第1章 地域づくり・行政（参画と協働） |
| 施策 | 4 行財政 |

◆将来のあるべき姿

各種計画や施策の整合性を確保しながら、計画的な行政運営が行われています。また、選択と集中による計画的で健全な財政運営が進められており、効率的で効果的な時代に即した住民サービスの向上が図られています。

◆施策の構成



◆現状と課題

地方分権の進展により地方の自立性が高まる一方、行政需要は多様化しています。これまでも、行政事務の効率化や組織の見直し・職員の資質向上に努めるなど合理的な行政運営を行ってきました。これからも、厳しい財政状況下にあっても、多様化する行政需要に迅速に対応するため、さらに計画的かつ効率的、安定的な行財政運営が求められています。

① 計画的・効率的な行政運営

少子高齢化が進展する中、国から市町村への権限移譲にともなう行政体制の整備を図り、住民と行政が協働して、自己決定、自己責任の原則に基づくまちづくりが求められています。これまでも、行政改革を推進するなど、住民サービスの向上を図ってきました。今後も、計画的で効率的な行政運営を進める必要があります。さらに、職員の資質向上と機能的な組織づくりが必要です。

② 安定的・効率的な財政運営

地方財政を取り巻く環境は、景気は緩やかに回復しているもののまだまだ予断を許さない状況にあります。多様化する住民ニーズや行政需要に応えるために、効率的で効果的な財政運営を行わなければなりません。そのためには、歳入では町税の適正課税や収納率向上のほか、住宅使用料などの収納率向上、国・県の補助制度の効果的な活用に努め、積極的な財源確保を図る必要があります。歳出では、事業の必要性、妥当性、費用対効果の観点から事業を精査した上で、計画的かつ弾力的な財政運営に努める必要があります。また、住民の理解を高めるために、財政状況の積極的な開示を進める必要があります。

◆めざそう値

| 名称 | 実績 (H25) | 現状 (H29) | 目標 (H35) |
|-----------|----------|----------|----------|
| 実質公債費比率 | 11.7% | 11.5% | 11.5% |
| 職員研修派遣者割合 | 44.5% | 44.5% | 50.0% |

◆町の取り組み

① 計画的・効率的な行政運営

- 各種計画や事務事業などの評価・整理を行い、重要度・優先度を考慮した計画的かつ効率的な行政運営を推進します。
- 住民ニーズを考慮した効率的で効果的な行政経営を行います。
- 職員研修などによる人材育成や機能的な組織づくりを行います。

② 安定的・効率的な財政運営

- 税や公共施設等の使用料などの徴収率向上や使用料・手数料の適正化などによる自主財源の確保に努めます。
- 財政計画を策定し、安定的・効率的な財政運営を行います。
- 行政経営とコスト意識を持ち、選択と集中による適正な財政運営を行います。
- 財政状況などを積極的に公開し、健全で透明性のある財政運営に努めます。
- 統一的な基準による地方公会計※財務書類、固定資産台帳や公共施設等総合管理計画※を活用し、各種指標による分析を行い、財政規模に応じた行政運営を行います。

◆住民等の取り組み例

- 町が行うアンケートや委員の公募などへの参加・協力
- 行財政情報に関心を持ち、町政への提案

◆分野別計画等

- 福崎町第5次定員適正化計画（H30.3策定）
- 福崎町公共施設等総合管理計画（H29.3策定）
- 福崎町第5次行政改革実施計画（H28.10策定）

※ 地方公会計………地方自治体の会計のことをいうが、狭義には、地方自治法、それに基づく条例・規則等に基づいて行われている一般会計、特別会計のこと。発生主義・複式簿記により行われている企業会計とは異なり、現金主義・単式簿記を特徴としている。

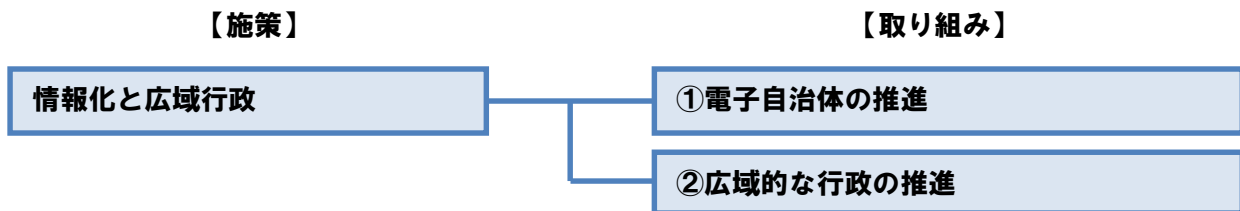
※ 公共施設等総合管理計画……早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的として策定されたもの。

| | |
|---------|---------------------|
| まちづくりの柱 | 第1章 地域づくり・行政（参画と協働） |
| 施策 | 5 情報化と広域行政 |

◆将来のあるべき姿

より便利で質の高い住民サービスを実現すべく、高度情報化社会における最適な環境が整備されるとともに、広域的な生活圏における様々な分野の住民ニーズに対応するため、近隣市町との連携を強化し、広域的な事務の効率化が推進されています。

◆施策の構成



◆現状と課題

少子高齢化の進展、人口減少社会を見据えながら、多様化する住民ニーズや行政需要、そして地方分権の推進に対応できる行財政の運営が求められています。本町を取り巻く環境はますます厳しさを増すことが予測され、限られた財源の中で質の高い行政運営と住民サービスが求められています。そのような状況の下、電子システム化による行政事務の効率化や近隣市町との事務の共同化などによる効率的で効果的な広域行政の推進が求められています。

① 電子自治体の推進

住民基本台帳ネットワークや基幹系業務システムなど、庁内業務のシステム化は概ね完了しており、安定したシステム環境下での住民サービスが行われています。今後は、現代社会において複雑・巧妙化しているサイバー攻撃等に対処するため、電子システムのクラウド化など、情報セキュリティ水準の向上を図る必要があります。また、マイナンバー制度[※]において、マイナンバーカードの取得率の向上や、新たなサービスを導入する必要があります。さらに、地域密着の情報発信力を高めるため、SNS[※]などの利活用を推進する必要があります。

② 広域的な行政の推進

本町では、消防業務は姫路市へ委託し、ごみ・し尿処理業務などは近隣市町との一部事務組合や事務の共同化により行っています。今後も、効率的な事業展開を図るとともに、住民サービスの維持・向上のため、広域行政について構成団体と協議していく必要があります。また、広域連携及び地方創生に関する動向にも注視し、対応していく必要があります。

※ マイナンバー制度…政府が国民一人ひとりに番号を付与し、個人情報管理しやすくする制度。電子計算機による行政事務の効率化を目的とする。行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤である。

※ SNS……………「Social Networking Service」の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのことである。個人間のコミュニケーションにある。利用者はサービスに会員登録をすることで利用できるが、密接な人の繋がりを重視して、既存の参加者からの招待がないと参加できないシステムになっているものも存在する。

◆町の取り組み

① 電子自治体の推進

- マイナンバーカードの普及促進を図るとともに、住民サービスの向上のための住民票等のコンビニ交付などのサービスを導入します。
- 情報セキュリティ対策の強化に努めながら、電子自治体の推進を図ります。
- システム管理・運用業務の効率化やセキュリティ水準の向上等を図るため、電子システムのクラウド化について検討します。
- SNSを活用した情報発信を推進します。

② 広域的な行政の推進

- 消防業務の事務委託や環境、保健・医療事務分野の共同処理などについて関係市町と連携しながら、事務事業の効率化を図ります。
- ごみ処理施設など様々な分野における共通の課題解決に向けて近隣市町との緊密な連携を図ります。
- 国や県の動向を注視しながら、さらに町域を超えた行政ニーズに対応するため、播磨圏域連携中枢都市圏など、広域的な連携を推進します。

◆住民等の取り組み例

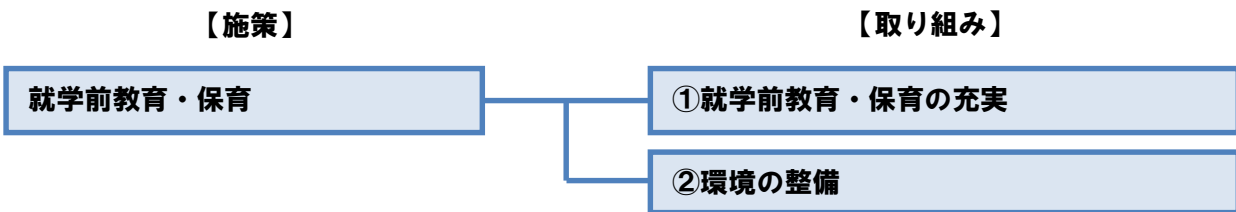
- 電子システム化に対しての意見などの提案
- 実施されている広域行政について、その趣旨を理解して事業への協力

| | |
|---------|------------------|
| まちづくりの柱 | 第2章 教育・文化（ひとづくり） |
| 施策 | 1 就学前教育・保育 |

◆将来のあるべき姿

幼保連携型認定こども園に移行した全ての幼稚園で多様な保育ニーズに対応し、弾力的な保育サービスの充実と質の高い就学前教育・保育が推進されています。

◆施策の構成



◆現状と課題

女性の社会進出と共に、子育て世代においても共働き世帯が増加するなか、子ども・子育て支援新制度が始まり、質の高い幼児期の就学前教育・保育及び地域の子どもの子育て支援事業の提供が求められています。本町においても保育ニーズは年々増加し、福崎町子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て世代のニーズに合った就学前教育・保育を展開し、仕事と子育ての両立を支援してきました。今後も、保育サービスの充実を図るとともに、子育て世代のニーズに合った就学前教育・保育を進める必要があります。

① 就学前教育・保育の充実

核家族化や女性の社会進出などにより、保育時間の拡大や学童保育*などの子育てに関するサービスの充実が求められています。本町では、平成27年4月に全ての校区の公立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行し、延長保育事業や一時預かり事業を実施しました。一方、低年齢児からの入園児童数の増加にともなう保育教諭数の確保と保育サービスの充実が課題となります。

また、各園において地元食材を積極的に取り入れた地産地消や園児の食生活に配慮した食育*活動を推進してきました。

子ども・子育て支援新制度のスタートにとともない、就学前教育・保育の充実に取り組むとともに、就学前教育から学校教育への接続に関しては、幼稚園と小学校の交流事業などにより相互理解を深め、小1プロブレム*の解消に向けた取り組みを実施してきました。また就学前教育年齢を3歳からに見直したことにより、就学前教育内容の充実が求められています。

② 環境の整備

平成26年度までに保育所部分については新しい施設が完成しましたが、旧幼稚園部分については、今後、施設の長寿命化が課題となります。

入園を希望する低年齢児童が増加傾向にあるため、園舎の整備等について検討が必要です。

◆めざそう値

| 名称 | 実績(H25) | 現状(H29) | 目標(H35) |
|----------|---------|---------|---------|
| 入所・入園児童数 | 598人 | 699人 | 730人 |

* 学童保育……主に日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業の通称。法律上の正式名称は「放課後児童健全育成事業」で、厚生労働省が所管する。

* 食育……生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

* 小1プロブレム…小学校に入学したばかりの1年生が、(1)集団行動がとれない(2)授業中に座ってられない(3)先生の話聞かない、など学校生活になじめない状態が続くこと。

◆町の取り組み

① 就学前教育・保育の充実

- 延長保育事業や一時預かり事業により、多様な保護者ニーズに対応し、働きながら安心して子育てができる保育サービスを提供します。
- 保護者との連携により食育を推進し、基本的生活習慣の確立に努めます。
- 質の高い就学前教育・保育事業を展開するため、研修に参加して研さんを積むとともに、適正なサービスを提供するために必要な保育教諭数を確保します。
- 小学校との連携を図り、就学前教育から学校教育への円滑な接続に努めます。
- 国の動向を注視しながら、保育料の無償化にともなう申込人数の増加に対して適切に対応します。

② 環境の整備

- 旧幼稚園園舎部分の長寿命化を図るとともに、入園児童の年齢構成の変化については園舎の改修等を検討します。

◆住民等の取り組み例

- 子育ての第一義的責任は保護者にあることを前提としつつ、それぞれの家庭にあった就学前教育・保育の選択
- 食育に関心を持ち、子どもの基本的生活習慣の確立
- 親子で地域の行事に参加し、家族のきずなど地域の人とのふれあいの促進
- 広報やホームページなどを活用して就学前教育・保育に関する情報を収集し、情報の共有化
- 地域全体で子どもを育てていく体制づくりの整備

《大学》

- 就学前教育・保育に対する活動支援の検討

《事業者》

- ワーク・ライフ・バランス*の観点から、子育て世代が働きやすい体制づくり、職場づくりの整備

◆分野別計画等

- 福崎町子ども・子育て支援事業計画（H27.3 策定）

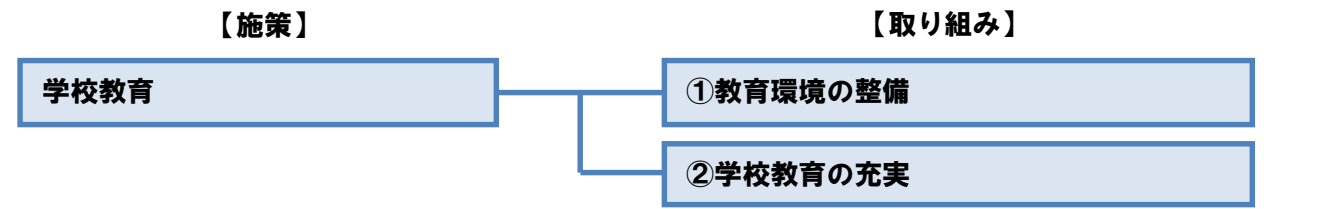
* ワーク・ライフ・バランス…「仕事と生活の調和」と訳され、「一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

| | |
|----------------|-------------------------|
| まちづくりの柱 | 第2章 教育・文化（ひとづくり） |
| 施策 | 2 学校教育 |

◆将来のあるべき姿

保護者や地域住民が学校教育に積極的に参画することにより信頼される学校づくりが推進され、学力の基礎・基本の向上・発展を保証し、子どもが安全で安心して学べる良好な環境が整っています。

◆施策の構成



◆現状と課題

社会全体の制度やしきみが大きく見直される転換期にあり、教育の分野においても道徳や外国語が新しく教科化されるなど、大規模で急速な改革が国から地方を通じて学校現場の教職員や児童生徒へ及びつつあります。また、校舎等の老朽化が大きな課題となっています。このような状況のなか、学校教育の充実をさらに推進していくためには、学校・家庭・地域の連携を強化し、学校の教育環境の整備と学校教育内容のさらなる充実を図ることが求められます。

① 教育環境の整備

社会全体の情報化の進展にともない、情報機器を有効に活用していくことが求められているなか、小中学校の情報機器を更新すると同時に、校務支援システムを導入し、教員の負担軽減を図りました。今後も、定期的な機器の更新とさらなる拡充に努め、教育環境の向上を図っていく必要があります。学校施設については、安全・安心な学習の場を提供するために老朽化の進んだ田原小学校体育館を建て替えました。また、避難所となる学校体育館の天井や照明等の非構造部材についても、耐震化を完了しました。加えて、各教育施設の老朽化対策として長寿命化が求められており、今後は、学校施設等長寿命化計画に沿って、計画的に学校施設の長寿命化を図ることが必要です。さらに、安全で安心な環境づくりのために地域住民の協力が引き続き求められています。

② 学校教育の充実

教育内容については、こころ豊かな人づくりをめざし、「大地に根を張り、幹を太らせ、枝を広げ、葉を茂らせ、大きく伸びゆく福崎の教育」を基本方針として教育を推進するとともに、急速に発展する国際化や情報化に対応した教育や環境教育に取り組んでいます。学校教育においては、子どもたちの基礎学力の定着とさらなる学力向上のため、町全体でさまざまな取り組みを実践しています。今後も、学習指導などの強化及び不登校児童生徒の解消や学力向上に一層努めるとともに、健康教育の充実を図る必要があります。特別支援教育においても、世界的に制度や仕組みが変化中、子どもたち一人ひとりの成長にあわせた教育内容の充実に取り組んでいます。特別支援教育の新しい流れを学ぶため、全教職員による研修を行うなど、資質向上に努めました。また、小中学校で道徳が特別の教科とされるなど、子どもたちの豊かな心を育むため、さらなる道徳教育の充実が図られました。郷土への愛着を醸成するための「ふるさと学習」にも継続して取り組んでいます。また、学校をより地域に開かれたものとし、地域との協働により子どもを育てるため、保護者や地域住民に積極的に参画を求めることが今後も必要であり、さらには障がいのある子どもたちの自立を長期的に支援する施策が必要となります。学校給食においては、食育の一環として、地元生産者等との連携により、町内産の野菜の取り入れをさらに増やすなど、地産地消の推進に努めました。また、調理・配送業務において民間委託を導入しました。今後も、地産地消のさらなる推進に努める必要があります。

◆めざそう値

| 名 称 | 実績 (H25) | 現状 (H29) | 目標 (H35) |
|----------------|----------|----------|----------|
| 地域スクールヘルパー登録者数 | 462 人 | 434 人 | 470 人 |

◆町の取り組み

① 教育環境の整備

- 情報機器の更新・拡充に努め、教育環境の向上を図ります。
- 学校施設等長寿命化計画に沿って、計画的に学校施設の長寿命化を図ります。
- 地域ヘルパーやスクールヘルパーと連携し、巡回パトロールなどを行い、子どもが安全で安心して学べる環境づくりを行います。

② 学校教育の充実

- 不登校指導員、スクールソーシャルワーカー*などによる指導体制を維持・発展させながら、学校教育の充実に努めるとともに、いじめなどの問題に対して、早急かつ適切な対応に努めます。
- 学校教育指導員及び教員で組織している学力向上委員会で策定した学力向上への取り組みを、各学校で実践していきます。
- 小中学校において、道徳が特別の教科となることを含め、子どもたちの豊かな心を育むため、道徳教育のさらなる充実に努めるとともに、郷土への愛着を醸成するために「ふるさと学習」を継続します。
- 障がいのある子どもたち一人ひとりのニーズにこたえられるよう、教員研修などにより一層積極的に参加し、さらに特別支援教育を充実させます。
- 食育の一環として、地産地消を推進するとともに、より一層安全・安心な学校給食の提供に努めます。

◆住民等の取り組み例

- 児童生徒の見守りや安全確保のために、地域ヘルパーやスクールヘルパーとして活動への参加
 - 地域の子どものつながりを持ち、子どもの見守り体制の強化
 - 学校と教育目標や教育活動についての認識を共有し学校運営への参加
 - 子ども会活動を推進し、子どもたちとふれあう取り組みの推進
 - 家庭や地域で、子どもにあいさつなどの基本的な生活習慣の指導
- 《大学》
- 学校教育に対する活動の支援
- 《事業者》
- 「トライやる・ウィーク」の受け入れなどにより学習の場の提供

◆分野別計画等

- 学校施設等長寿命化計画（H31.3 策定）

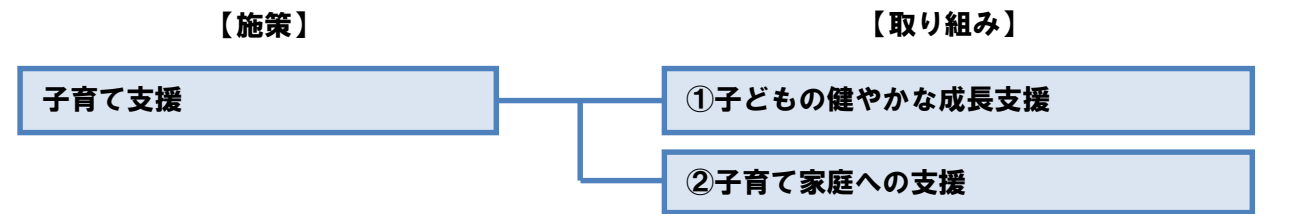
* スクールソーシャルワーカー…子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。

| | |
|---------|------------------|
| まちづくりの柱 | 第2章 教育・文化（ひとづくり） |
| 施策 | 3 子育て支援 |

◆将来のあるべき姿

仕事と子育てが両立できる子育て支援施策や環境が整い、子育てへの不安が軽減されて、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長しています。

◆施策の構成



◆現状と課題

女性の社会進出や景気低迷などにより、子育て世代における共働き世帯が年々増加しています。本町では、子育て世代が安心して暮らせるまちづくりの推進に取り組んでいます。今後も、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備を進め、切れ目のない総合的な子ども・子育て支援を推進する必要があります。

① 子どもの健やかな成長支援

子育て世代における共働き世帯の増加や母子・父子世帯の増加により、乳幼児期から学童期までの連続した子育て支援体制づくりが求められており、これまで幼保連携型認定こども園での保育の取り組みや学童保育事業の拡充を図ってきました。また、少子化や核家族化による子育て力の低下により子育て不安に悩む家庭に対して、子育て支援センターや子育て学習センターにおける子育て相談業務や保護者同士の連携などに取り組み、多くの保護者のニーズに応えてきました。また、平成28年度に保健センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、関係機関と連携しながら、相談業務に重点を置き、切れ目のない継続的な子育て支援を実施しています。今後は、これらの事業を継続、発展させるとともに、地域ぐるみで子育てをサポートする体制づくりが必要です。

② 子育て家庭への支援

景気低迷などにより、子育て世代において共働き世帯が増加するなど、子どもを産み育てるための不安や経済的負担が大きくなっています。本町では、中学生までのこども医療費の無償化、保育料の軽減や就学援助などの子育て世代に対する経済的な支援に取り組んできました。「福崎町次世代育成支援対策後期行動計画」を継承して策定した「福崎町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育てにかかる負担を軽減するための支援や施策を継続、発展させるとともに、就労支援や仕事と家庭を両立する社会全体の環境づくりを支援する取り組みを継続していくことが必要です。

◆めざそう値

| 名称 | 実績(H25) | 現状(H29) | 目標(H35) |
|-------------|---------|---------|---------|
| 子育て支援事業参加者数 | 16,227人 | 20,268人 | 21,000人 |

◆町の取り組み

① 子どもの健やかな成長支援

- 乳幼児期から学童期まで切れ目のない子育て支援を行うため、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定します。
- 学童保育や放課後子ども教室の更なる充実を図るなど、保護者ニーズに合った子育て支援施策を検討します。
- 子育て相談業務の充実を図り、子育て支援者と連携を図りながら、妊娠期から子育て期にかけて継続支援を行います。
- 子育て世代と多世代間の交流事業を推進するとともに、地域ぐるみでの子育てサポートを進めます。
- 児童虐待防止のため要保護児童対策地域協議会^{*}の機能強化に努め、住民への啓発や地域の見守り活動を継続します。
- 子どもとその家庭及び妊産婦を対象とした子ども家庭総合支援拠点を設置し、包括的・継続的な相談支援体制を構築していきます。

② 子育て家庭への支援

- 児童手当の支給や乳幼児等・こども医療費などの助成を行います。
- ひとり親家庭や障がいのある子どもを持つ家庭への支援を行います。
- 子育てしやすい雇用環境について企業への啓発に努め、ワーク・ライフ・バランスの実現をめざします。
- 就学援助費等の支給や保育料の軽減など、経済的支援を継続していきます。
- 子育てボランティア活動などの育成支援を行い、地域における相互援助機能の向上を図り、地域全体で支える子育ての推進に努めます。

◆住民等の取り組み例

- 子育ての第一義的責任は保護者にあることを前提としつつ、それぞれの家庭にあった支援施策を選択し、育児に悩まず、積極的に支援制度の活用
 - 子育て世代との交流事業や子育てを応援する活動に参加し、地域ぐるみでの子育てのサポート
 - 日頃から声をかけあい、児童虐待などの疑いがある場合は、関係機関への連絡
 - 家族みんなで家事や育児への参加
 - 普段から隣近所とのコミュニケーションを大事にした交流の促進
- 《学生や住民》
- 子育て支援ボランティア活動に参加
- 《事業者》
- 子育て世代が働きやすい環境づくり、職場づくりの整備

◆分野別計画等

- 福崎町子ども・子育て支援事業計画（H27.3策定）

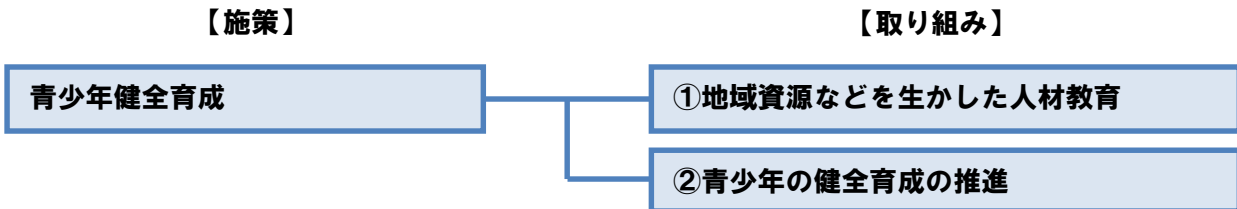
^{*} 要保護児童対策地域協議会…虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくため、子ども虐待防止を目的とするネットワークが設置されている。

| | |
|---------|------------------|
| まちづくりの柱 | 第2章 教育・文化（ひとづくり） |
| 施策 | 4 青少年健全育成 |

◆将来のあるべき姿

次代の担い手としての青少年が、心身ともに健康に成長し、地域や社会の中でともに支えあう意識や地域への愛着を持ち、地域社会・行事などへ積極的に参加しています。

◆施策の構成



◆現状と課題

社会の進展や急速な変化により、若者の自立をめぐる問題の深刻化、児童虐待、いじめ、インターネット等における有害情報の氾濫など、子どもや若者をめぐる状況は、依然として厳しい状態が続いています。次世代を担う青少年が直面する課題に対応するためには、今後より一層、青少年の置かれている状況を把握し、地域社会も含めた関係者、機関等が連携して、青少年に寄り添い伴走しながら、育成・支援する必要があります。

① 地域資源などを生かした人材教育

青少年をとりまく環境は、都市化、少子高齢化、高度情報化、価値観や生活スタイルの多様化によって大きく変化しており、特に近年は家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。生活習慣の変化の中で、自然体験や、文化的・芸術的な生活や体験が少なくなっている青少年に、様々な体験や学習の機会を提供することが必要です。本町では、福崎の豊かな自然や豊富な人材を活かした自然体験活動の充実、福崎ゆかりの先人や歴史などの郷土文化の振興を通して、ふるさとの良さを発見する機会を広げ、愛着と誇りを持った人づくりを行ってきました。また、子どもたちが自ら判断する能力や、他人と協調し思いやる心を養えるよう、子どもが参加する事業を推進するとともに、子ども会などの活動に対する支援も行ってきました。今後も、地域社会でのさまざまな体験機会を提供し、地域資源を有効に活用した人材育成に取り組む必要があります。

② 青少年の健全育成の推進

インターネットの普及などにとともなう有害な情報の氾濫により、いじめ、不登校、虐待のほか、ニートやひきこもりなど、社会的自立の遅れという問題も見られ、青少年問題はますます多様化、深刻化しつつあります。しつけや教育について不安を持つ保護者が増えています。今後も、青少年健全育成の原点である家庭の教育力を向上させる必要があります。

また、青少年の非行や犯罪は低年齢化傾向にあり、被害を招きやすい環境になりつつあります。本町では、地域の青少年健全育成委員と青少年補導委員会などが連携を図り、有害環境の浄化や声かけ運動などを実施し、青少年の健やかな成長を支援してきました。今後は、学校・家庭・地域・関係機関の連携をよりいっそう深め、社会全体で青少年の成長を支援する体制を確立していくことが必要です。また、青少年が自立し、地域活動や社会に参加・参画していく力を獲得していくために、青少年の活動の場や地域のさまざまな人とふれあう機会を提供する必要があります。さらに、地域の中で子育てを支援し、相談ができる体制を充実させていくことが必要です。

◆町の取り組み

① 地域資源などを生かした人材教育

- 自然や農地などの地域資源を生かし、環境に関する知識や知恵を世代間で受け継ぐ取り組みを推進します。
- 郷土の文化や歴史、偉人などの文化資源の学校教育への利活用により、子どもたちにふるさと意識や豊かな人間性を身につけるよう働きかけます。
- 子ども会などへの支援を行い、自然体験や社会体験を通じて青少年の自主的な活動を促します。
- 学校支援活動本部事業を推進して地域の人材を活用し、地域教育力を高めます。

② 青少年の健全育成の推進

- 青少年健全育成の原点である家庭の教育力を向上させるため、子育ての支援や家庭教育のあり方などについての啓発をします。
- スクールソーシャルワーカーなどを活用し、様々な困難を抱える青少年やその家族などへの相談支援に努めます。
- 青少年野外活動センターをはじめとする社会教育施設などの有効利用を図り、多彩な学習機会を提供します。
- 広い視野と豊かな情操を持つ青少年を育成するため、地域での交流や文化・ボランティア活動への参加など、さまざまな人とのふれあいの場づくりを促進します。
- 青少年補導委員などを中心に、積極的な非行防止・環境浄化活動を行い、青少年とのコミュニケーションを図ります。
- 携帯電話やスマートフォンなどの情報機器の使用にともなうインターネット上での危険を未然に防止するため、家庭・学校・地域などと連携しながら、フィルタリング*などの普及啓発を図るとともに、研修会を実施するなど正しい使い方を指導します。

◆住民等の取り組み例

- 自然環境・郷土文化に触れ、古くから伝わる伝統行事を青少年に体験させ、地域を大切にする心の育成
- 地域のさまざまな活動への参加を促し、青少年の主体的な活動の支援
- 社会のルールや公共のマナーを守る意識を育てるために、青少年に積極的な声かけ、あいさつの実践
- 家庭で子どもの携帯電話などの使用のルール化の実践

《事業者等》

- 社会科見学や職場体験を積極的に受け入れ、さまざまな人とのふれあいを促進し、青少年の勤労観や職業観の育成
- 「子ども110番の家**」に登録するなど、子どもの安全を見守り活動への協力

* フィルタリング……インターネット上の有害な情報から子どもたちを守る有効な対策である「有害サイトアクセス制限サービス」のこと。

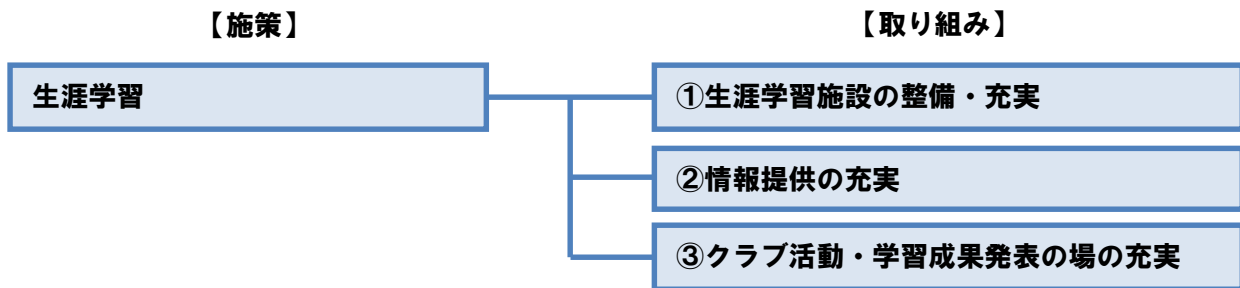
** 子ども110番の家…子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時、助けを求めてかけ込むことができるように、地域の協力家庭が「子ども110番の家」の旗等を掲げるなど、助けを求めて来た子どもを保護することにより、子どもたちを犯罪から守り、被害を最小限に止めようとするボランティア活動。

| | |
|---------|------------------|
| まちづくりの柱 | 第2章 教育・文化（ひとづくり） |
| 施策 | 5 生涯学習 |

◆将来のあるべき姿

時代背景や社会状況に応じた多様な事業が展開され、幅広い世代に地域密着型の学習活動の機会と成果発表の場が提供されています。

◆施策の構成



◆現状と課題

人生100年時代を迎え、個人が充実した生活を送るために、生涯学習施設の果たす役割は、ますます重要になっています。これまで各施設で、講演・講座の充実を図ることで住民の学習意欲を満たし、生きがいとなる知識や情報を提供する取り組みを行ってきました。今後も、よりたくさんの住民に生涯学習活動に参加してもらえるよう、創意工夫にあふれた事業や人材の育成、施設環境の整備を実施する必要があります。

① 生涯学習施設の整備・充実

価値観の多様化にとめない、だれもが充実した人生を送ることができるよう、それぞれが必要とすることを必要な時に必要な手段で学べる環境として、生涯学習施設（図書館、文化センター、柳田國男記念館、歴史民俗資料館など）の整備・充実が求められています。既存施設におけるトイレ洋式化、文化ゾーン駐車場の整備などを行い、利用者の利便性向上を図りました。今後も住民がより快適に学習できる環境整備が必要です。また、利用者の高齢化への対応として、バリアフリー*やユニバーサルデザイン**に配慮する必要があります。

② 情報提供の充実

情報発信、提供の拠点となる図書館においては、平成27年11月から播磨圏域相互利用を開始し町外利用者が増加しましたが、現在は貸出人数、貸出冊数とも減少傾向にあります。今後は、世代を問わず、より多くの方に利用してもらえるよう、積極的に情報を発信する必要があります。

③ クラブ活動・学習成果発表の場の充実

生涯学習の場として、老人大学事業及びセミナー事業を継続実施しました。受講者のニーズは高く、住民の主体的な学習を支援することができました。一方、イベントや参加者の固定化、参加者の高齢化がみられ、若年層を中心に住民の関心は低くなっています。今後は、創意工夫にあふれた新たな文化的イベントを計画するとともに、地域活動を実践していく指導者を育成する必要があります。

◆めざそう値

| 名 称 | 実績 (H25) | 現状 (H29) | 目標 (H35) |
|------------|----------|----------|----------|
| 老人大学受講者数 | 312 人 | 296 人 | 360 人 |
| セミナー事業受講者数 | 211 人 | 178 人 | 220 人 |
| 図書館貸出人数 | 46,717 人 | 46,224 人 | 50,000 人 |

* バリアフリー……高齢者・障がいのある人等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方。

** ユニバーサルデザイン…「ユニバーサルデザイン」（どこでも、誰でも、自由に、使いやすく）は、あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

◆町の取り組み

① 生涯学習施設の整備・充実

- 既存の施設をより多くの方にとって利用しやすい施設にするため、バリアフリー化を進めるなど多様なニーズの対応に努めます。
- 小・中学校の施設の利用も検討し、生涯学習の場を広く提供します。

② 情報提供の充実

- 生涯学習に関する情報を積極的に提供します。
- 情報発信・提供の拠点となる図書館においては、より幅広い世代に利用してもらえるよう、各世代に合ったイベントの実施や蔵書構成に努めます。

③ クラブ活動・学習成果発表の場の充実

- 生涯を通じて誰もが学習できる場と機会を設けるとともに、その成果を地域社会に生かせるようリーダー養成などに取り組みます。
- 公民館クラブなどの学習成果発表の場の充実に努めます。

◆住民等の取り組み例

- 生涯学習の講師として、「まちづくり出前講座※」の活用
- 公民館クラブ活動や各種セミナーやイベントに参加し、生涯学習施設の利活用
- 「まちの先生※」への登録などにより、学習で身につけた知識や経験の社会への還元

◆分野別計画等

- 福崎町子どもの読書活動推進計画（H25.3策定）

※ まちづくり出前講座…町民の皆さんが知りたいこと、聞きたいことをメニューから選んでいただき、町職員が皆さんのところまで出向いて説明する事業。

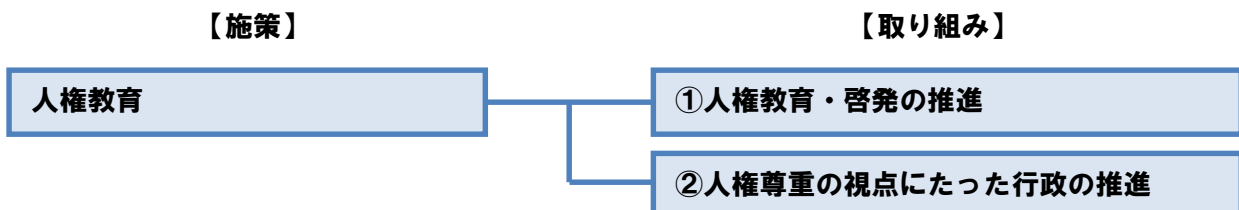
※ まちの先生……町内に在住・在勤の方で、特技をお持ちの方に「まちの先生」として登録をいただき、自主グループや団体から指導者を求められたときに、紹介する講師派遣制度。

| | |
|---------|------------------|
| まちづくりの柱 | 第2章 教育・文化（ひとづくり） |
| 施策 | 6 人権教育 |

◆将来のあるべき姿

人権尊重が社会の文化として定着し、住民一人ひとりが互いを認め合う「共生社会」が実現しています。住民と行政が一体となって、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場における人権教育・啓発を推進するとともに、人権課題の解決に向け積極的に取り組んでいます。

◆施策の構成



◆現状と課題

日本の社会は、人口減少、少子・高齢化、国際化、情報化の急速な進展などに直面しています。人々の価値観やライフスタイルの多様化などもあり、人権課題はますます多岐にわたり、複雑化しています。また、家庭や地域における連帯感の喪失、他者への無関心なども浮き彫りになっています。こうした大きな変化の中では、さまざまな人々がそれぞれの違いを認め合ったうえで連帯する共生社会づくりが求められています。

① 人権教育・啓発の推進

基本的人権を尊重し、地域社会に残る差別を解消しなければなりません。本町では、「差別を許さない明るい町宣言」を決議し、人権教育推進委員会を中心に自治会単位研修会などを計画的に実施し、人権教育・啓発による差別のないまちづくりに努めてきました。しかしながら、人権というと、堅苦しいこと、普段の生活から離れた「非日常的なこと」と捉えられがちで、研修会などへの参加者は減少し、固定化しています。住民の人権意識を高め、人権感覚を身に付けるとともに、人権尊重の視点に基づく行政施策や、企業・団体と連携した取り組みが必要です。今後も、同和問題の解決や女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などあらゆる人権課題の解決に向け、家庭・地域社会・学校・職場において、人権教育を推進し、人権意識の高揚を図る必要があります。

また、近年では、児童虐待、DV*、いじめ、ヘイトスピーチ*、インターネットなどによる人権侵害など子どもの人権を脅かす事象は後を絶ちません。さまざまな人権問題がある中で、人権を尊重し、誰もが自分らしく暮らせる社会をめざし、青少年の成長を支援する環境づくりが求められています。

② 人権尊重の視点にたった行政の推進

人権尊重のまちづくりを進めるための教育及び啓発は、さまざまな人権課題にかかわる施策だけでなく、町のすべての施策を通じて行われることが大切です。今後も、すべての職員が高い人権意識をもって職務を遂行していく必要があります。

◆めざそう値

| 名称 | 実績 (H25) | 現状 (H29) | 目標 (H35) |
|----------------|----------|----------|----------|
| 自治会単位研修会への参加者数 | 1,100 人 | 1,065 人 | 1,300 人 |

* DV……………「Domestic Violence」の略。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。近年ではDVの概念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

* ヘイトスピーチ…特定の対象（人物や集団）に対する敵意や増悪を、過激な表現を用いて直接に示す言動の総称。

◆町の取り組み

① 人権教育・啓発の推進

- あらゆる人権にかかわる課題の解決に向け、家庭や地域社会、職場などにおいて人権教育を推進し、人権意識の高揚を図ります。
- 地域の実態にあった人権課題をテーマに取り上げ、人権教育推進委員会を中心に自治会単位研修会を計画し、団体研修などにも取り組みます。研修会では、人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の育成をめざします。
- 学校教育で人権侵害についての学習などを実施し、SNSなどによるいじめ等、多様化する事案に対応しながら、いじめをなくす人権意識の高揚を図ります。
- 学校においては、地域に根付いた教育資源（人、物、自然等）を生かして、地域交流や郷土愛育成などの広域的な事業を展開し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性が育まれる教育を推進します。
- 12月の人権週間において、人権フェスティバルを開催し、住民の人権意識の高揚を図ります。
- 人権相談などの町民相談を引き続き実施するとともに、相談窓口について周知します。

② 人権尊重の視点にたった行政の推進

- 全庁的な体制で人権を尊重した行政の推進に取り組み、町の実施するすべての施策に人権尊重の視点を取り入れます。
- 人権行政の担い手としての自覚と責任を持った職員を養成します。

◆住民等の取り組み例

- 地域での人権学習会や研修会・人権フェスティバルへの参加
- 人権問題に関心を持ち、人権尊重の理念を踏まえた行動の実践
- 家族間で人権意識を高める会話を心がけ、自分や他人を大切にする心の育成
- さまざまな問題やなやみごとをひとりで抱え込まず、町民相談などへの相談《事業者等》
- 人権問題を正しく認識する学習機会とするための研修会の実施

◆分野別計画等

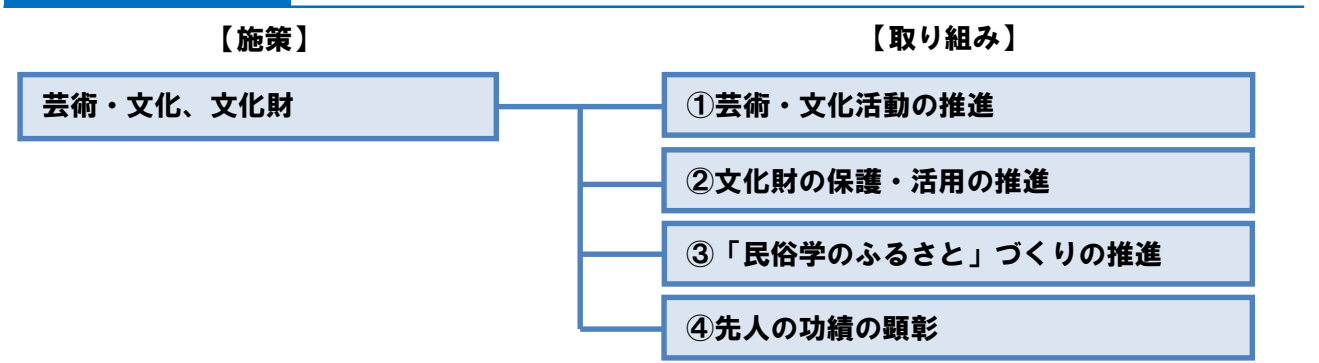
- 福崎町男女共同参画基本計画（H28.3策定）

| | |
|---------|------------------|
| まちづくりの柱 | 第2章 教育・文化（ひとづくり） |
| 施策 | 7 芸術・文化、文化財 |

◆将来のあるべき姿

多くの住民が芸術・文化活動へ積極的に参加し、成果の発表や交流による文化組織の活性化が図られているとともに、文化財の価値が広く共有され、地域社会全体で文化財の計画的な保存・活用に努めています。「柳田國男生誕の地・福崎町」が全国的に認知され、辻川界隈の集客力が高まり活性化しています。

◆施策の構成



◆現状と課題

芸術・文化はわたしたちの人生を豊かにし、社会全体を活性化する大きな力となるものです。本町では、文化センターやエルデホールを拠点に、多彩な芸術・文化活動を展開してきました。今後は、住民自らが企画、参加できる事業の検討が求められます。一方、国においては、地域における文化財の総合的な保存・活用が図られるよう、文化財保護法の改正が行なわれました。本町には町のあゆみを伝える貴重な文化財や郷土資料が数多くあります。その保存・継承に努めつつ、文化観光資源として積極的に公開・活用する必要があります。

① 芸術・文化活動の推進

文化センターやエルデホールでは、公民館クラブ発表会や福崎町美術展などの各種イベントを実施するとともに、文化活動においては文化協会や公民館クラブ連絡協議会と連携しながら文化団体の活動を支援しています。今後も、住民ニーズに沿った事業を実施し、その中で住民自らの企画による住民企画事業を検討していく必要があります。また幅広い年代層が気軽に参加できる事業を展開し、住民の芸術・文化に触れる機会を創出し、意識の高揚を図る必要があります。

② 文化財の保護・活用の推進

特に重要な文化財を指定し保護しているほか、未指定の文化財などを含む地域歴史遺産の掘り起こし、開発にともなう埋蔵文化財発掘調査を進めています。講演会、展示会などで積極的に文化財を公開・活用し、広く情報発信しています。今後も増え続ける埋蔵文化財や歴史民俗資料館、柳田國男・松岡家記念館の館蔵資料を、適切な環境で保存するため、収蔵施設の整備を検討する必要があります。

③ 「民俗学のふるさと」づくりの推進

歴史文化資源の活用保全核である辻川界隈の整備、三木家住宅・旧辻川郵便局の保存修理により、「民俗学のふるさと」にふさわしい景観が形成されています。辻川界隈の地域資源の魅力に磨きがかかり、地域が活性化しています。今後は、三木家住宅の未修理部分の保存修理を進めるとともに、旧辻川郵便局などと一体的に管理・活用できる新たな組織づくりが必要です。

④ 先人の功績の顕彰

「山桃忌」、「柳田國男ふるさと賞」、「柳田國男検定」、「吉識雅夫科学賞」などを継続実施し、二人の名誉町民の顕彰を進めています。柳田國男・松岡家記念館では、展示会、講演会などを開催し、松岡五兄弟の功績を広く情報発信しています。今後は、名誉町民の功績をまちづくりに生かすとともに、友好都市を締結した遠野市との交流を促進する必要があります。

◆めざそう値

| 名称 | 実績 (H25) | 現状 (H29) | 目標 (H35) |
|--------------------|----------|----------|----------|
| 柳田國男・松岡家記念館入館者数 | 7,078 人 | 14,974 人 | 16,000 人 |
| 文化財の指定件数 | 43 件 | 46 件 | 47 件 |
| エルデホール自主公演事業平均入場者数 | 191 人 | 282 人 | 290 人 |

◆町の取り組み

① 芸術・文化活動の推進

- 住民の要望を取り入れ、住民自らが企画する住民企画事業を実施します。
- 幅広い年代層が気軽に参加できる芸術・文化活動を展開し、住民の文化・芸術に触れる機会を創出、意識の高揚と地域の文化振興を図ります。

② 文化財の保護・活用の推進

- 継続的に文化財調査を実施し、町内に所在する文化財の総合的把握に努め、調査成果を展示会・講演会等で公開します。
- 文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会全体で保存・活用に努めます。
- 適切な環境で文化財や郷土資料を保存できるよう、収蔵施設の整備を進めます。

③ 「民俗学のふるさと」づくりの推進

- 三木家住宅は、修理を終えた主屋部分を引き続き地域の文化交流活動の拠点として活用します。副屋・離れ・蔵などは、県指定文化財の価値を保ちながら、積極的な保存・活用をめざします。旧辻川郵便局については、文化財をより身近に感じる施設として活用をめざします。
- 辻川界限において、文化観光のまちづくりの担い手として、新たな組織づくりを進め、地域の活性化を図ります。
- 観光協会などと連携し、「柳田國男生家」、日本遺産「銀の馬車道」、「学問成就の道」など、辻川界限の地域資源を有効活用し、その魅力を発信します。

④ 先人の功績の顕彰

- 「山桃忌」、「柳田國男ふるさと賞」、「柳田國男検定」、「吉識雅夫科学賞」などの実施により、名誉町民の顕彰を進めます。
- 柳田國男顕彰の拠点施設である柳田國男・松岡家記念館のリニューアル改修と展示手法・展示内容を検討します。
- 友好都市である遠野市との交流を促進します。

◆住民等の取り組み例

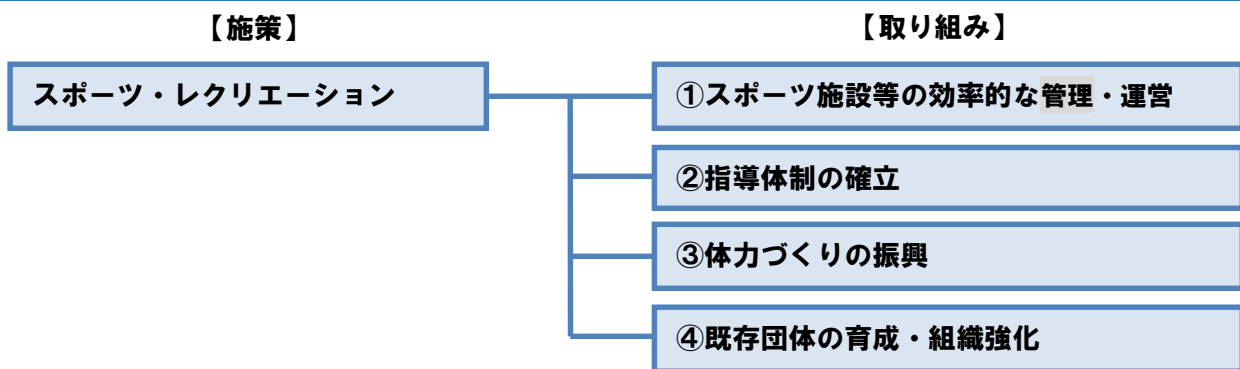
- 地域の文化・芸術に関心を持ち、文化・芸術活動への参加
- 郷土の歴史、文化財に関する講座、展示会、講習会、文化財保護活動への参加
- 辻川界限の文化観光のまちづくりにかかる住民活動への参加
- 柳田國男・吉識雅夫に関する講座、展示会、催しなどへ参加して理解を深め、情報の発信《大学》
- 大学の専門性を生かした辻川界限の文化観光のまちづくりにかかる住民組織への参加
- 大学の専門性を生かした先人の顕彰活動への参加
- 大学などとの連携による専門性を生かした地域歴史遺産の掘り起こし

| | |
|---------|------------------|
| まちづくりの柱 | 第2章 教育・文化（ひとづくり） |
| 施策 | 8 スポーツ・レクリエーション |

◆将来のあるべき姿

住民のニーズに応じたスポーツ・レクリエーション活動の場が提供され、住民が気軽にスポーツ・レクリエーションへ参加できる環境が整っています。各種スポーツ団体と連携を図り、住民の健康増進・体力向上を目的とした活動が推進されています。

◆施策の構成



◆現状と課題

少子高齢化の進展するなか、人々が健康に長寿を享受できる社会の実現が求められ、生涯スポーツの必要性がますます高まっています。本町ではスポーツ施設の整備や備品の充実に努め、住民ニーズに応じた各種教室などを実施しています。さらに多様化する住民ニーズを把握するとともに、日常生活の中にスポーツ・レクリエーション活動を取り入れてもらうことが必要です。今後は、各種スポーツ団体の育成・強化とともに、地域生活に密着したスポーツ活動の拡大・促進が求められます。

① スポーツ施設等の効率的な管理・運営

高齢化など社会情勢の変化にともない、生涯スポーツの必要性がますます高まるなか、スポーツ施設の整備に努めています。平成26年度にさるびあドームが完成、平成28年度に第一体育館耐震改修工事、平成30年度には第一グラウンド改修工事を実施し、現在、多くの方に利用していただいています。今後は既存施設の維持管理を行いながら、改修についても検討し、安全で快適にスポーツ・レクリエーション活動を行える場を提供していく必要があります。

② 指導体制の確立

各種スポーツ団体指導者の拡充や資格の取得における支援を行っているところです。各種団体での後継者の育成が今後の課題となっており、指導者講習会などを開催し、資質の向上や新たな人材の発掘に努めます。また、各種団体などへ体育指導専門員及びスポーツ推進委員による指導やスポーツ活動の支援などを継続的に行う必要があります。

③ 体力づくりの振興

住民のニーズに応じた各種教室やスポーツ大会の充実に努めています。今後も、誰もが気軽に参加できる体育事業の充実に努めます。また、子どもの体力低下が問題となっている現在、他施設や近隣大学と連携した学童・親子運動教室を開催し、学識経験者の指導を受け、親子の交流を深めるとともに、子どもの運動の場を創出し、体力向上に努める必要があります。

④ 既存団体の育成・組織強化

体育協会や総合型地域スポーツクラブは、地域住民の自発的・主体的運営により町民のスポーツ振興に寄与しています。また、施設開放などで支援を行い、地域に密着した魅力ある団体へと発展するためのサポートを行っています。

◆めざそう値

| 名称 | 実績 (H25) | 現状 (H29) | 目標 (H35) |
|------------|----------|-----------|-----------|
| 社会体育施設利用者数 | 81,000 人 | 122,156 人 | 135,000 人 |

◆町の取り組み

① スポーツ施設等の効率的な管理・運営

- 既存施設の適切な維持管理に努めるとともに改修を検討していきます。
- スポーツ施設の充実に努め、利用者のニーズに応えるように取り組みます。

② 指導体制の確立

- 指導者対象の講習会を開催し、指導者の育成に努めます。
- 各種スポーツ団体の指導者や審判等の資質向上について支援を図ります。
- 各種スポーツ団体指導者の人数増を目指し、各団体における指導体制の確立を支援します。

③ 体力づくりの振興

- 多様な住民のニーズに対応し、各種教室及びスポーツ大会の充実に努めます。
- 広報活動を充実し、住民が気軽に参加できるよう努めます。
- 大学との連携を図り、子どもの体力向上を目的とした事業などを実施します。
- スポーツ推進委員の協力を得て、事業の実施やスポーツ活動の推進に努めます。

④ 既存団体の育成・組織強化

- 各スポーツ団体への参加を呼びかけ、より活発に活動できる体制づくりを支援します。
- 各団体に施設開放などによる支援を行います。

◆住民等の取り組み例

- スポーツ施設管理におけるボランティア団体などを結成し、施設管理への協力
- 指導者講習会などへの参加、後継者の育成
- 地域における各種教室及びスポーツ大会の広報の活動、参加
- 健康への関心を高め、日頃からスポーツなどをおおしての体力づくりの実践
- スポーツ活動への参加、スポーツを通じた世代間交流の促進
- 各団体の運営に参画し、組織の発展のための協力

《大学や事業団体等》

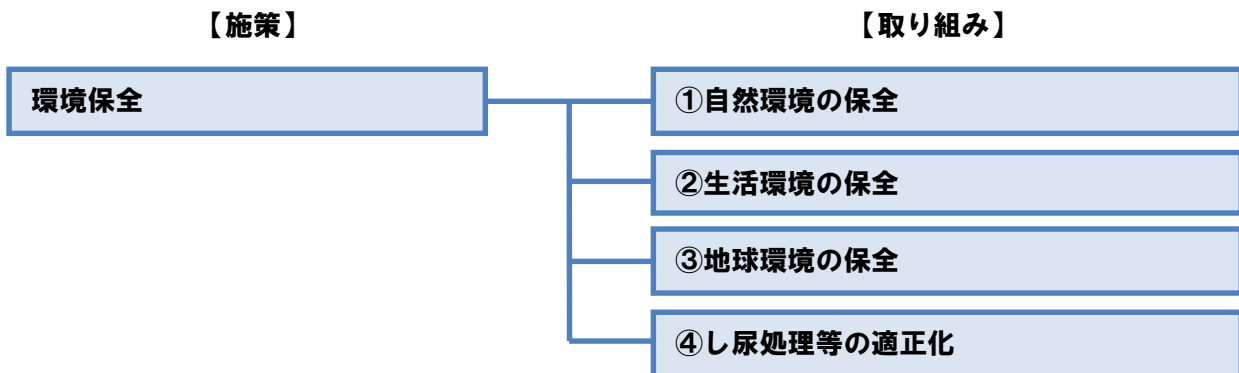
- 専門性を生かした指導の協力や町へのアドバイスなどの実施

| | |
|---------|---------------|
| まちづくりの柱 | 第3章 生活・環境（安全） |
| 施策 | 1 環境保全 |

◆将来のあるべき姿

快適な生活環境の実現をめざして、住民や事業所がそれぞれの生活や活動の場においてルールやマナーを守り、住民や町内事業所の参画が進み、環境保全、公害防止に対する意識の高揚、醸成が進んでいます。また、自然保護活動の充実や環境に配慮したライフスタイルが確立し、自然と共存する理想的な生活環境が構築されています。

◆施策の構成



◆現状と課題

パリ協定^{*}において温室効果ガスの排出削減義務等が定められ、地球温暖化の防止に向けた個人・企業活動などの社会全体の力を結集した様々な取り組みが求められています。本町では、庁舎の壁面緑化やエコカーの導入など環境負荷の低減を図る取り組みを進めています。また、美しい自然を守り、公害のない快適で豊かな生活環境を将来の世代に継承していくために様々な取り組みを行っています。今後も、住民と行政、関係機関が一体となって環境を保全する取り組みを推進していく必要があります。

① 自然環境の保全

健康ブームの追い風にもより、自然保護審議会主催による「自然歩道を歩こう大会」の参加者数が増えていることなど自然に親しむ意識は高まりつつあり、自然環境を保全する活動の取り組みがますます重要視されています。また、身近にある保存樹に関する情報を提供するなど、住民等と連携して自然保護活動に取り組む必要があります。

② 生活環境の保全

町内企業と公害防止協定を締結することにより、公害発生の未然防止に努めてきました。下水道整備により身近な水路での水質の改善が見られます。近年では、野焼きに対する苦情や、不法投棄などの様々な問題が顕在化しており、自然や生活環境を保全する対策が求められています。

③ 地球環境の保全

「第3期福崎町地球温暖化対策実行計画」に基づく温室効果ガスの排出削減などの対策とともに、自らのライフスタイルを見直し、省資源・省エネルギーなど身近な日常生活の場における取り組みなどを実行しています。また、防犯灯のLED化や公用車のエコカーへの切り替えなどにも取り組みました。今後も、環境負荷の少ない低炭素社会^{*}に取り組む必要があります。

④ し尿処理等の適正化

し尿処理は、姫路市（旧香寺町・旧夢前町）及び神崎郡3町で広域により「中播衛生センター」で行っていますが、下水道接続にともない収集量は減少傾向にあります。

^{*} パリ協定……2020年以降の地球温暖化対策の国際ルール。2015年12月の第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択された。温暖化対策に先進国、発展途上国を問わず、すべての国が参加し、世界の平均気温の上昇を産業革命前の2℃未満に抑え、21世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標とする。締約国は削減目標を立てて5年ごとに見直し、国際連合に実施状況を報告することが義務づけられた。また、先進国は途上国への資金援助を引き続き行うことも定められた。

^{*} 低炭素社会…二酸化炭素の排出を大幅に削減する社会。化石資源を燃やして大量のCO₂を排出する社会構造から、基本的に「脱化石燃料」型の社会システムへの転換を目指す考え方。

◆町の取り組み

① 自然環境の保全

- 自然保護思想を浸透させ、自発的な自然保護意識の高揚を図るため、広報誌やホームページなどにより啓発を行うとともに、「自然歩道を歩こう大会」など自然に親しむ機会の提供に取り組みます。
- 自主的な保護活動への支援や保存樹の歴史・文化的価値を積極的に広報するとともに、自然保護や自然歩道の保全・整備に取り組みます。

② 生活環境の保全

- 環境問題及び公害防止対策について啓発活動の充実と住民意識の高揚に努めるとともに、美化運動などの促進や支援に取り組みます。
- 各種法令や町内企業と締結している公害防止協定に基づき、公害から自然や生活環境を守るため、大気、水質、騒音、振動などの監視・指導に努めます。
- 不法投棄に対して、監視カメラを活用するなど、継続した監視活動を行います。

③ 地球環境の保全

- 広報誌やホームページなどで積極的に省資源・省エネルギーの情報を提供し、出前講座などにより啓発活動を行います。
- 公共施設において再生可能エネルギー*や電気自動車などのエコカーを導入し、省資源・省エネルギー対策を推進します。

④ し尿処理等の適正化

- 中播衛生センターの円滑な施設運営及び処理効率の向上に努めます。

◆住民等の取り組み例

- 自然に親しむ行事に積極的に参加し、自然保護意識を醸成
- 地域の身近な自然環境を地域で守り育てる活動の展開
- 地域ぐるみで環境保全意識の共有
- 環境美化・保全活動への参加
- 早寝早起きやグリーンカーテンなどの取り組みを実践し、温室効果ガス排出抑制への協力
- 再生可能エネルギーの導入の検討

◆分野別計画等

- 第3期福崎町地球温暖化対策実行計画（H24.3策定）

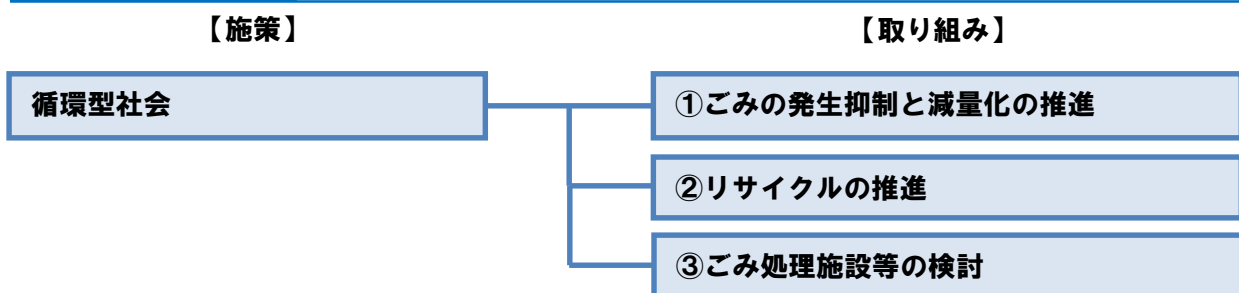
* 再生可能エネルギー…石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。その大きな特徴は、「枯渇しない」「どこにでも存在する」「CO₂を排出しない（増加させない）」の3点。

| | |
|---------|---------------|
| まちづくりの柱 | 第3章 生活・環境（安全） |
| 施策 | 2 循環型社会 |

◆将来のあるべき姿

行政と住民・事業者が協力し循環型社会の構築をめざして、3R※を柱にごみの減量化と再資源化を推進するとともに「ごみを出さない（出にくい）生活様式」の取り組みが行われています。

◆施策の構成



◆現状と課題

本町では、清潔な生活環境を確保するとともに、限りある資源を有効利用し、持続可能な循環型社会を形成するため、3Rを柱としてごみの減量化、再使用、再資源化を促進し、ごみの適正処理に取り組んでいます。一方、くれさかクリーンセンターにおける可燃ごみ焼却炉が平成32年度末で稼働停止予定であることを受け、今後のごみ処理施設等の検討が必要です。

① ごみの発生抑制と減量化の推進

本町では、「福崎町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の構築をめざしてごみの適正処理に取り組んでおり、ごみの排出量は減少傾向にあります。ごみの発生を抑制する住民の意識も高まり、コンポストなどを活用した生ごみの堆肥化も普及しつつあります。今後も、ごみの減量化を図るために、ごみの発生抑制への取り組みについて啓発・支援を行うとともに、分別排出の徹底や適正処理体制の確立を推進していく必要があります。

② リサイクルの推進

本町では、資源ごみ（空カン、空ビン、ペットボトル、古紙（新聞紙・雑誌類・ダンボール）、プラスチック製容器包装とミックスペーパー）の分別収集を行い、家庭系可燃ごみの減量化に取り組んでいます。また、新たな取り組みとして、平成30年度から水銀使用廃棄物の分別収集と使用済小型家電の回収を始めました。今後リサイクル率を高めていくためには集団回収活動の活性化やリサイクル運動の推進が不可欠ですので、3Rの意識を継続的に啓発することや、資源ごみ等の分別収集を徹底することが重要です。

③ ごみ処理施設等の検討

くれさかクリーンセンターにおける可燃ごみ焼却炉が平成32年度末で稼働停止予定であることを受け、新施設の建設を含め、関係市町と協議を行い、今後の可燃ごみの処分ルートを確認することで、安定した住民サービスを維持する必要があります。

◆めざそう値

| 名 称 | 実績 (H25) | 現状 (H29) | 目標 (H35) |
|--------|----------|----------|----------|
| リサイクル率 | 12.4% | 10.5% | 19.0% |
| ごみ処理量 | 7,598 t | 7,332 t | 6,600 t |

※ 3R…循環型社会をめざしていくためのキーワードで、1.リデュース（ごみの発生抑制）、2.リユース（再使用）、3.リサイクル（ごみの再生利用）の優先順位で廃棄物の削減に努めるのがよいという考え方。

◆町の取り組み

① ごみの発生抑制と減量化の推進

- ごみ減量化機器の活用やマイバッグ持参など、減量化につながる運動の情報提供や啓発活動に努めます。
- わかりやすく見やすいごみ収集カレンダーや分別表の作成に努めます。
- 事業者に対して減量化を呼びかけ、適正な処理方法を指導します。
- ごみの減量化に取り組む団体などの支援に努めます。

② リサイクルの推進

- 公共施設、公共関与事業における再生品の使用促進に取り組みます。
- 住民団体による集団回収や資源化を促進するために資源ごみの分別方法等について、広報誌やホームページなどにより情報発信・意識の啓発に努め、使い捨て防止、再生利用などごみの資源化に努めます。
- 事業者に対しても、リサイクルへの取り組みについて協力を求めます。

③ ごみ処理施設等の検討

- くれさかクリーンセンターの可燃ごみ焼却炉稼働停止後のごみ処理について姫路市と協議を進めます。
- 神崎郡3町による次期ごみ処理施設建設に向けて協議を進めます。

◆住民等の取り組み例

- ごみ減量化における環境への影響を認識し、ごみ減量化機器の使用やマイバッグ持参などによる減量化の推進
 - 家庭系可燃ごみの減量化を図るため、資源ごみの分別収集の推進
 - コンポストなどを活用した生ごみの減量化の推進
 - 使い捨て防止、再生利用などのごみの資源化、再利用の3Rの推進
 - 子ども会などの集団回収への積極的な参加
- 《事業者》
- 排出されたごみの減量化を周知徹底し、排出の抑制
 - 資源化しやすい商品の製造を検討

◆分野別計画等

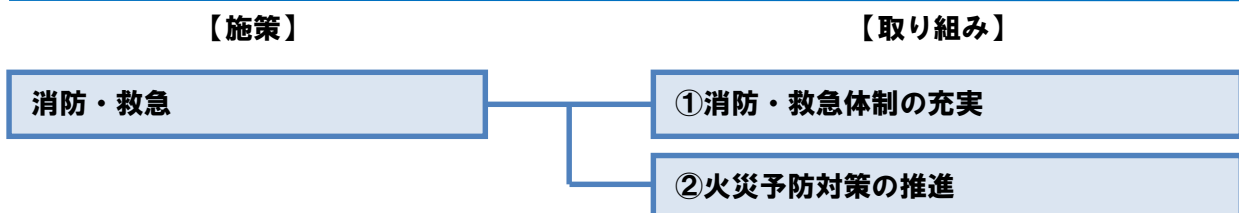
- 福崎町一般廃棄物処理基本計画（H24.3策定）

| | |
|---------|---------------|
| まちづくりの柱 | 第3章 生活・環境（安全） |
| 施策 | 3 消防・救急 |

◆将来のあるべき姿

消防・救急体制が充実することにより、複雑で多様化する様々な災害に迅速かつ的確に対応でき、住民の生命と財産が守られているとともに、住民が心肺蘇生やAED^{*}などの救命技術を身につけ、急病患者などの発生時に応急処置ができています。

◆施策の構成



◆現状と課題

町内には、住宅・店舗等の密集市街地や工業団地があり、また町の周辺には山林が広がっていることなどから、多様な消火活動が求められています。今後も、複雑で多様化する様々な災害に迅速かつ的確に対応し、住民の生命と財産を守るため、消防・救急体制のさらなる充実・強化を図る必要があります。また、火災予防のために、啓発活動や防火訓練などの実施により、住民の防火意識の高揚を図る必要があります。

① 消防・救急体制の充実

消防団については、32分団、600人の消防団員が常備消防である姫路市中播消防署と連携し消防業務にあたり、住民の安全・安心のために活動を行っています。各分団においては町外勤務者の増加などにより団員確保が難しくなっており、平日昼間の火災発生時における消防団員の確保のため、機能別消防団員制度を導入しました。今後も、消防団員の確保や消防団の育成強化などの充実を図り、消防団の活性化と消防力の強化に努めるとともに、住民が安心して暮らせる消防・救急体制の充実を図り、常備消防などの関係機関との連携強化に取り組む必要があります。また、救急車の要請から現場に到着するまでの間における住民の救命処置と技術の普及が必要です。さらに、姫路市中播消防署は築41年が経過し、老朽化が進んでいることから今後の対応について検討していく必要があります。

② 火災予防対策の推進

本町では、火災予防のために、防火パレードをはじめ、防火訓練の実施や啓発活動を実施しています。今後も、防火訓練や啓発活動などを実施するとともに、住宅用火災警報器の設置を促すなど、さらなる火災予防に対する啓発及び意識の高揚に努める必要があります。

^{*} AED…「Automated External Defibrillator」の略。自動体外式除細動器のことをいう。心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショック（除細動）を与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。

◆町の取り組み

① 消防・救急体制の充実

- 消防団員の確保に努めるとともに、多様な訓練を通じて消防団員の資質の向上を図ります。また、機能別消防団員の充足に努めます。
- 消防団員の安全を確保する装備品の充実を図り、消防ポンプなどの消防設備の計画的な更新や消防水利の確保に努めます。
- 姫路市中播消防署と連携し、心肺蘇生法やAEDの使用などの応急処置の知識と技術を広く町民に普及し、救急・救助体制を強化します。
- 姫路市中播消防署庁舎の長寿命化等に向けた検討を行います。

② 火災予防対策の推進

- 姫路市中播消防署などと連携した火災予防運動の推進、住宅用火災警報器の設置や点検を促進します。
- 防火パレードや年末特別警戒などによる防火啓発に努めます。

◆住民等の取り組み例

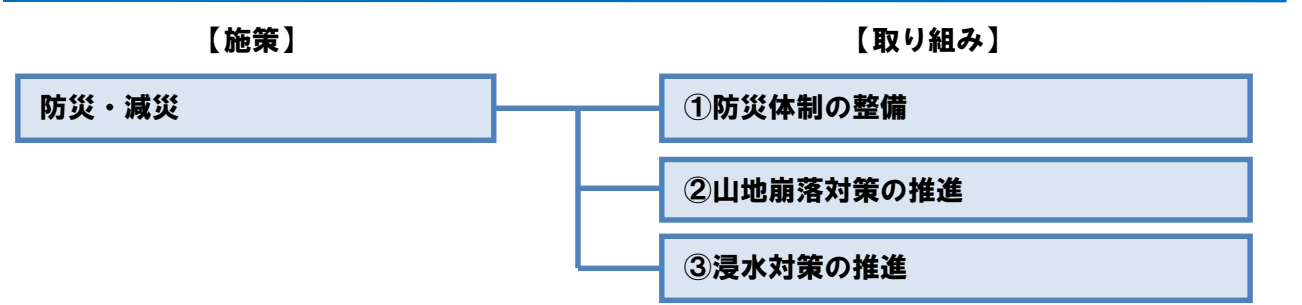
- 消防団への入団
 - 自主防災組織による初期消火訓練の実施
 - 心肺蘇生法やAED講習を受け、応急手当の知識と技術の習得
 - 各種訓練や講習会などへの参加
 - 住宅用火災警報器の設置、点検
- 《事業者》
- 従業員などの消防団活動への配慮
 - 事業者は、防火訓練や講習会などを実施し、自衛消防隊組織の強化

| | |
|----------------|----------------------|
| まちづくりの柱 | 第3章 生活・環境（安全） |
| 施策 | 4 防災・減災 |

◆**将来のあるべき姿**

日頃から住民自ら防災意識を持ち、災害時には住民自ら安全に避難を行っています。また、災害弱者や要援護者を地域住民が把握しており、災害時には自主防災組織が中心となって安全に避難・誘導が行われています。町は連携した防災体制が確立され、迅速な災害対応が行われており、災害時における防災情報も迅速かつ正確に住民に伝達されています。

◆**施策の構成**



◆**現状と課題**

近年、地震や集中豪雨などの自然災害が全国各地で発生しています。本町では、山崎断層帯の活動による大規模な地震が予想され、近年、ゲリラ豪雨や山林の荒廃による保水能力の低下などにより、浸水及び溢水被害が発生しています。このような災害に対して被害を最小限に抑えるためには、住民、消防団、県及び防災関係機関が連携した防災体制の確立、防災施設の整備・充実、自主防災組織を中心とした地域防災力の向上と備えが必要です。

① **防災体制の整備**

近年、地震・大雨・台風などによる各種災害に対して、本町では、災害時の指針である「福崎町地域防災計画」やテロ事件などの予期しない緊急時に対応するための「福崎町国民保護計画」を整備し、防災体制を整えています。平成29年度には、町、関係機関、各種団体などと連携した総合防災訓練を実施しました。また、県などの防災関係機関との応援体制や自主防災組織の育成に努めています。自然災害は予期せず発生するため、日頃からの備えが必要であり、災害発生時には迅速かつ的確に対応することが不可欠であることから、住民、消防団、県などの防災関係機関が連携して防災対策を講ずる必要があります。

② **山地崩落対策の推進**

林業の担い手が減少し山地へ人が立ち入らなくなり、山林の荒廃が進んでいます。山地崩落対策として、県による西谷地区の急傾斜地崩落対策事業、亀坪谷、森本地区での治山事業が完了しました。また、土石流対策として福田川、福岡川などで砂防堰堤工事を実施しました。今後も、県と連携して砂防・治山対策事業などを実施していく必要があります。

③ **浸水対策の推進**

農地の宅地化などによる自然の調整池機能の低下が進行し、集中豪雨などの際に河川、水路からの溢水などが発生しています。ため池については、特定ため池*の一斉点検を実施し、重点整備ため池*の耐震調査を行い、平成28年度から（桜）上池の耐震化工事に着手しました。浸水対策としては、駅東雨水幹線、川すそ雨水幹線の整備を行い、また、県からの受託によりイマ谷池の調整池化と下流水路の整備を行いました。今後も、特定ため池の点検・重点整備ため池の耐震化工事などを推進し、災害の未然防止に努めるとともに、県の「中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進計画」に基づき浸水の発生を抑制し、被害を軽減する取り組みを継続していく必要があります。また、河川については、地元との協働による河川敷内の物件の撤去、草刈りなどの河川美化や越水原因となっている無堤区間の解消について県に要望するとともに、地元からの要望が高い親水空間としての利用についても検討していく必要があります。

* 特定ため池……農業用水の利益を受ける農用地の面積が5,000㎡以上のため池。
 ** 重点整備ため池…特定ため池のうち堤高10m以上で改修履歴のないもので耐震調査を行い、耐震工事が必要なため池。

◆めざそう値

| 名称 | 実績 (H25) | 現状 (H29) | 目標 (H35) |
|--------------|----------|----------|----------|
| 自治会防災訓練の実施件数 | 5 件 | 16 件 | 20 件 |

◆町の取り組み

① 防災体制の整備

- 避難所となっている公共施設の耐震化などを進めます。
- 防災備蓄品の整備拡充、適切な管理、更新を行います。
- 町、関係機関、各種団体などと連携した総合防災訓練を実施するとともに、自主防災組織による防災訓練等の実施を促進します。
- 職員による災害時の初動体制を確立するため、図上訓練など、職員の情報伝達訓練を実施します。
- 民間事業者等と災害時応援協定を締結し、食料・物資などの優先供給に努めます。
- 「エリアメール※」、「ひょうご防災ネット※」など様々なツールを活用して、迅速な防災情報の発信に努めるとともに、防災ネットの加入促進を図ります。
- 地域防災の担い手である自主防災組織などのリーダーの育成を支援します。
- 広報誌やホームページなどを活用して防災・減災に関する情報提供を行うとともに、防災マップなどにより、危険箇所や避難場所等、住民への周知に努めます。

② 山地崩落対策の推進

- 土石流、急傾斜地にかかる危険地域について、県と連携して砂防・治山・急傾斜地対策事業などを推進します。

③ 浸水対策の推進

- 河川では、引き続き地元と協働して河川敷内の物件の撤去、堆積土砂の浚渫、草刈、雑木伐採などを行い、河川環境の美化を図るとともに流下能力の向上に努めます。
- 特定ため池の定期的な点検の実施や重点整備ため池の整備を行うとともに、ため池管理者に対して適正な維持管理の啓発に努めます。
- 浸水対策として、浸水頻発地区を重点的に雨水幹線の整備を推進します。

◆住民等の取り組み例

- 防災マップを作成するとともに、自主防災組織などによる災害発生に備えた避難訓練などの実施
- 近隣住民と避難経路の確認とともに、防災・減災対策について普段からの情報収集
- 「ひょうご防災ネット」への登録、防災情報の取得
- 災害による住宅被害に備えて「フェニックス共済※」への加入
- 災害時持出袋などの防災備蓄品の常備
- 《事業所》
- 地域の避難訓練や森林活動などへの参加
- 《土地・施設の所有者・管理者》
- 県が定める「総合治水条例※」の基本理念に基づき、実現可能な対策による雨水の流出抑制

◆分野別計画等

- 福崎町地域防災計画（H28.3 策定）
- 福崎町国民保護計画（H19.3 策定）
- 福崎町水防計画（H26.4 策定）

※ エリアメール……………気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、国や地方公共団体様が配信する災害・避難情報などを、特定エリアへ一斉配信するサービス。受信すると、専用の警告音、バイブレーション、ポップアップ（配信内容の自動表示）で通知される。

※ ひょうご防災ネット…防災行政無線、広報車等の既存の情報伝達手段に加えて、携帯電話のメール機能やホームページ機能を利用して、災害発生時等の緊急時に、緊急気象情報（地震、津波、気象警報、特別警報、土砂災害警戒情報、河川洪水予報、竜巻注意情報等）や避難情報等をいち早く県民・市民の方々に発信するシステム。

※ フェニックス共済……「フェニックス共済」（兵庫県住宅再建共済制度）は、住宅所有者が加入し、平常時から資金を寄せ合い、災害発生時に被害を受けた住宅の再建・補修を支援する制度である。

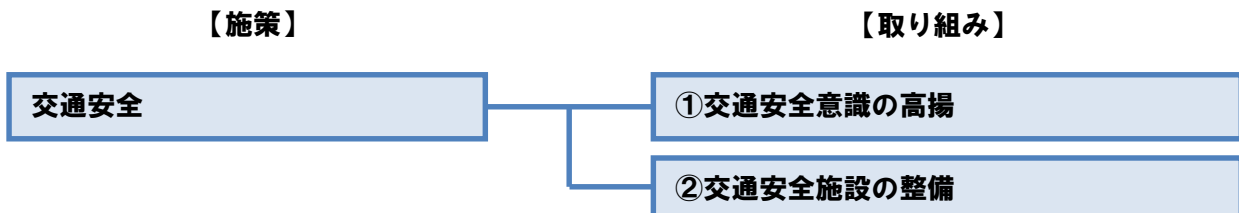
※ 総合治水条例……………河川や下水道を整備する「ながす」対策に加えて、校庭、田んぼ、ため池などを活用して、雨水を一時的に貯留・浸透させる「ためる」対策、浸水が発生した場合でも被害を軽減する「そなえる」対策を組み合わせたものを「総合治水」という。県下全域で取り組みを拡大するため、平成24年4月、県が全国で初めて、総合治水条例を制定した。

| | |
|---------|---------------|
| まちづくりの柱 | 第3章 生活・環境（安全） |
| 施策 | 5 交通安全 |

◆将来のあるべき姿

一人ひとりが悲惨な交通事故を身近な問題ととらえ、交通安全意識が高まっています。また、自動車、自転車、歩行者がそれぞれ安全に通行し、通学路の安全も確保されています。

◆施策の構成



◆現状と課題

全国的に交通事故死亡者数・事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢化の進展にともない、高齢者が関わる交通事故の割合は高くなり、特に高齢ドライバーによる事故が増加しています。本町の交通事故発生件数は、交通安全教室などの啓発活動や道路及び安全施設の整備などにより横ばい状態です。交通事故を防止する為、啓発の推進や交通安全施設の整備を行い、快適でうるおいのある、安全・安心なまちづくりが求められています。

① 交通安全意識の高揚

町道中島井ノ口線開通により、南北間の交通の円滑化やインターチェンジへのアクセス性向上が図られ、各種店舗が進出し、交通量が増加しています。交通事故の形態については、ルール違反だけでなく、不注意や油断など運転者の安全運転に対する意識の低下が危惧されます。また、高齢者や子どもが関連した事故が増加しています。今後も、交通安全対策会議や関連団体組織と連携しながら、一層の交通安全意識の高揚を図る必要があります。

② 交通安全施設の整備

本町では、必要に応じて警察署や県に対して信号機などの設置要望を行いながら、基幹道路や生活道路では道路照明やカーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めて危険箇所の解消に努めています。今後も、通学中の児童や高齢者を交通事故から守るため、適切な交通安全施設の整備を進める必要があります。

◆めざそう値

| 名称 | 実績 (H25) | 現状 (H29) | 目標 (H35) |
|-----------|----------|----------|----------|
| 交通安全教室開催数 | 34 回 | 27 回 | 34 回 |

◆町の取り組み

① 交通安全意識の高揚

- 交通安全対策会議を中心に、自治会や学校で交通安全教室を実施、全国交通安全運動、交通事故防止運動などの啓発活動や街頭指導を行い、交通安全意識の高揚を図ります。
- 広報誌などにより、高齢者の免許自主返納の促進や安全運転講習などの交通安全に関する情報の提供に努めます。

② 交通安全施設の整備

- 関係機関と連携し定期的な交通安全施設の点検を実施し、損傷している施設の修繕や、危険箇所の改善に努めます。
- カラー塗装や歩道などのバリアフリーを進めるなど交通弱者への安全対策を図ります。
- 歩行者の安全確保と自動車交通の円滑化のため、地域や兵庫県、公安委員会と協議し、交通安全施設を整備します。

◆住民等の取り組み例

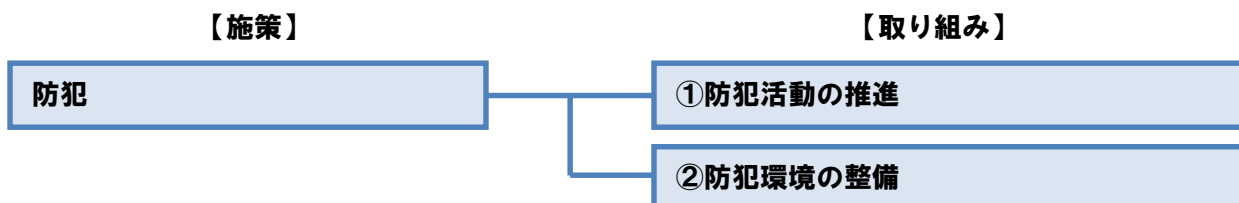
- 交通安全意識を高め、交通ルールを遵守し、思いやりの気持ちの保持
- 地域で交通安全の啓蒙活動の実施
- 車や自転車の安全運転の実施
- 子どもの自転車用ヘルメットの着用を徹底するなど小さいころから交通ルールの指導
- 子どもの事故防止に注意を払い、子どもたちへの声かけ

| | |
|---------|---------------|
| まちづくりの柱 | 第3章 生活・環境（安全） |
| 施策 | 6 防犯 |

◆将来のあるべき姿

町、住民、各種団体が連携して防犯活動を推進するとともに、防犯環境の整備の充実に努めて、犯罪のない安全・安心なまちづくりが推進されています。また、防犯意識の高揚が図られ、地域の治安は地域が守るという新しい防犯活動が推進されています。

◆施策の構成



◆現状と課題

近年、全国的に犯罪の発生件数が減少傾向にあります。一方で住民の安全・安心に対する期待は高まっています。本町では、福崎警察署をはじめ、防犯協会やボランティア団体などと連携してパトロールや啓発などの防犯活動を実施しています。今後は、犯罪に巻き込まれないために不審者情報の共有、啓発活動の実施、防犯環境の整備の充実が求められています。

① 防犯活動の推進

福崎警察署をはじめ関係団体と連携し、街頭キャンペーンによる啓発活動や防犯パトロールなどを実施しています。近年では、登下校中の不審者や家族をかたる不審電話などが多発しています。今後は、関係団体だけでなく、まちぐるみで防犯活動を積極的に推進し、犯罪のない明るい安全な地域づくりを推進する必要があります。また、不審者情報などに関する情報を共有し、犯罪にあわない行動をとるなど、防犯意識の高揚を図る必要があります。

② 防犯環境の整備

地域からの要望と緊急性を考慮しながら、防犯灯や防犯カメラ、啓発看板を設置し、青色回転灯装着車を増車するなど、防犯環境整備を行っています。また、省エネルギー化、器具の長寿命化等を図るため、町管理防犯灯の全てをLED化しました。今後も、犯罪防止のため、防犯灯や啓発看板設置など、さらなる環境整備の充実が求められています。

◆めざそう値

| 名称 | 実績(H25) | 現状(H29) | 目標(H35) |
|-----------|---------|---------|---------|
| 防犯パトロール回数 | 7回 | 13回 | 13回 |

◆町の取り組み

① 防犯活動の推進

- 関係団体と連携し、防犯パトロールや街頭キャンペーンなどによる防犯活動を積極的に行い、防犯意識の高揚と犯罪予防に取り組みます。
- 携帯電話などのメール機能を利用した「ひょうご防犯ネット[※]」の登録を促進し、防犯情報の共有に努めます。
- 各種団体と連携し、情報共有をしながら、まちぐるみで防犯活動を推進します。

② 防犯環境の整備

- 犯罪の発生予防のために、防犯カメラ、防犯灯、啓発看板等を設置するなど、防犯環境の整備に努めます。
- 通学路など、必要な場所での「防犯連絡所[※]」や「子ども110番の家」の設置を進めるとともに、研修会などを実施して地域での防犯体制の強化を推進します。

◆住民等の取り組み例

- 地域の大人による子どもの見守り
- 地域の防犯活動や防犯教室への参加
- 地域ぐるみであいさつなどの声かけ運動の展開
- 「ひょうご防犯ネット」への登録、防犯情報の取得
- 戸締りを徹底し、門灯・玄関灯の点灯への協力
- 地域内の危険箇所を点検し、子どもみまもり隊や夜回り隊などにより犯罪を起しにくい環境・体制づくりの整備

《事業所等》

- 防犯灯・防犯カメラなどを設置し、自主防犯の実施とともに、犯罪の起きにくい環境づくりへの協力

[※] ひょうご防犯ネット…犯罪情報や防犯情報などを、登録者にメールで通知する兵庫県警察の防犯情報等配信システム。

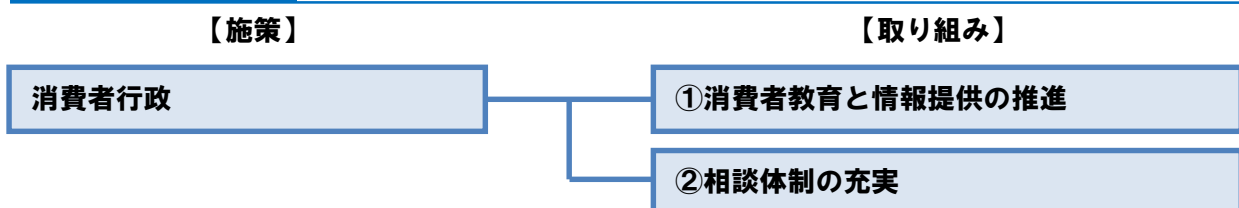
[※] 防犯連絡所………警察署及び警察署管内にある防犯協会が、警察と地域の密接な防犯活動を密接にするために設置されたもの。
警察及び地域の防犯協会より、地域住民のうち防犯連絡員を選任・委嘱し、防犯連絡員の住まう世帯を防犯連絡所として指定することで設置される。

| | |
|---------|---------------|
| まちづくりの柱 | 第3章 生活・環境（安全） |
| 施策 | 7 消費者行政 |

◆将来のあるべき姿

消費者意識が向上し、消費者が的確な判断力を身につけて、契約やサービス内容の適正化が図られ、自主的な消費者団体活動の活性化が図られています。また、高齢者や若年層に関わる機関や地域住民・家族などへの消費者教育の充実がなされ、消費生活トラブルが減少し、自立した消費者の安全・安心な暮らしが実現しています。

◆施策の構成



◆現状と課題

消費生活の多様化や複雑化など消費者を取り巻く環境は大きく変化しており、それにともない高齢層・若年層が巻き込まれる消費者トラブルも多く発生しています。また、振り込め詐欺なども全国的に発生しており、住民が安心して消費生活を送れるよう、消費者の安全確保に対する取り組みとさらなる消費者意識の向上（消費者力アップ）の促進が求められています。

① 消費者教育と情報提供の推進

消費者行政では、地球環境問題への身近な取り組みや、安全で安心なゆとりある家庭生活の実現をめざして、生活科学センターを拠点に消費生活に関する情報を発信するとともに、消費生活相談など消費者の利益確保や支援を行っています。地域への消費生活に関する講座や、高齢者を対象とした講座を行うなど啓発の充実を図っていますが、新たな手口による被害が後を絶たない状況です。今後も、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るとともに、消費者が自主的に的確な判断力を身につけ、行動できるよう消費者教育と情報提供を推進する必要があります。

② 相談体制の充実

相談窓口の機能強化を図るため、生活科学センター内に神崎郡消費生活中核センターを設置し、神崎郡3町（神河町・市川町・福崎町）で運営しています。年々複雑・多様化する消費生活相談の内容に対応するため、消費者問題に精通した弁護士の助言をとおぐ体制を築き、消費生活相談窓口の機能の充実を図りました。今後も、専門知識を有する相談員が行う啓発活動や相談業務の充実を図り、引き続き相談体制の強化に努める必要があります。

◆めざそう値

| 名称 | 実績(H25) | 現状(H29) | 目標(H35) |
|-----------|---------|---------|---------|
| 出前講座の実施回数 | 23回 | 19回 | 30回 |
| 出前講座の参加者数 | 634人 | 766人 | 900人 |

◆町の取り組み

① 消費者教育と情報提供の推進

- 安全・安心なくらしの実現をめざし、地域住民及び学校なども対象に幅広い年齢層への消費者教育・啓発活動を推進します。
- 消費者問題に関する情報を広報誌・パンフレット・関係機関のホームページ等を利用して情報提供します。
- 法律に基づく商品の計量・表示・規格の適正化を図ります。
- 消費者団体への活動支援を行い、会員の知識向上を図るとともに、消費者団体と協力して地域住民への啓発活動を推進します。

② 相談体制の充実

- 消費生活相談窓口の機能強化を図り、消費者からの相談に迅速かつ適切に対応するとともに、消費者トラブルの未然防止を図ります。
- 県・関係機関が実施する研修に参加し、消費生活相談員の育成やレベルアップに努めます。

◆住民等の取り組み例

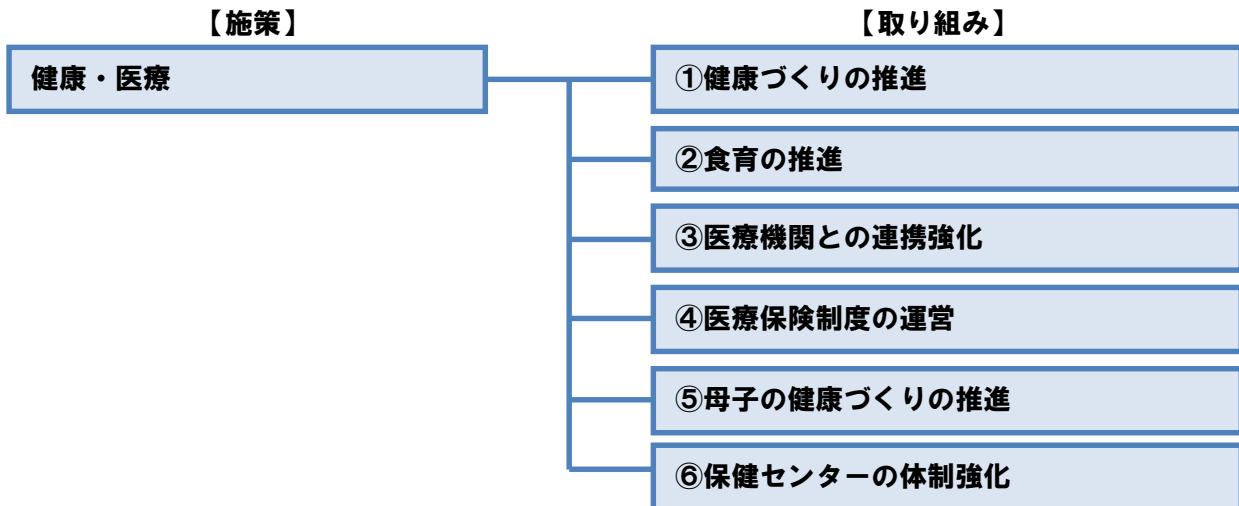
- 消費者問題に関心に向け、消費者団体や地域の活動への参加
- 啓発事業への参加や広報誌などで情報収集の実行
- 問題が大きくなる前に関係機関への相談

| | |
|---------|------------------|
| まちづくりの柱 | 第4章 健康・医療・福祉（安心） |
| 施策 | 1 健康・医療 |

◆将来のあるべき姿

医療体制が充実するとともに、住民が自主的に健康づくりに取り組み、健康づくりの輪は個人から家族へ、地域へと広がり、町全体がいきいきと健康で明るくなっています。

◆施策の構成



◆現状と課題

本町では、健康づくりや食育を意識している人の割合は半数以上ですが、健(検)診の受診率は低い状況です。また、ほとんどの住民が医療費助成の充実に関心を持っていますが、満足度は約3割しか得られていません。今後も適正受診を支援するとともに、母子を含め各世代における健(検)診及び診療体制の整備を図り、健康づくりの推進に取り組んでいく必要があります。

① 健康づくりの推進

町ぐるみ健診やがん検診では、案内郵送や個別検診を実施していますが、受診率は目標を下回っている状況です。

また、個別健康相談や健康教室、予防接種の助成等を行い、住民の健康づくりを推進しています。今後も健康寿命の延伸のため、住民が自ら積極的に健康づくりに取り組むような支援が必要です。

② 食育の推進

平成27年度に「第2次食育推進計画」を策定し、小児肥満対策や成人の生活習慣病予防対策などに取り組みました。

今後も全世代の住民に食育意識を広げ、食を通じた健康づくりに取り組む必要があります。

③ 医療機関との連携強化

郡医師会による輪番制の休日診療を情報提供し、救急医療電話相談や地元かかりつけ医の必要性についてPRしました。今後も、在宅医療を進めるためにさらに周知に努め、医師会と連携した事業の実施等を進めていく必要があります。

④ 医療保険制度の運営

乳幼児等医療費助成とこども医療費助成について、所得制限を撤廃し、安心して医療機関を受診できるよう支援しています。健康診査や保健指導については、疾病の早期発見・早期治療や生活習慣の改善につながる事例が多く見受けられました。今後も疾病の重症化予防や医療費の適正化に努め、医療保険制度の安定的な運営を推進する必要があります。

⑤ 母子の健康づくりの推進

核家族化や少子化により、育児の孤立を招き、育児不安の強い母親が増えています。健診や相談等により母親の心身の健康と子どもの健全な成長発達のための支援が必要です。

⑥ 保健センターの体制強化

保健センターでは、子どもから高齢者までを対象に様々な相談や健診、教室等を実施し、切れ目のない支援に努めています。今後さらに要支援者の増加や住民の多様なニーズに対応した体制づくりの強化が必要です。

◆めざそう値

| 名 称 | 実績 (H25) | 現状 (H29) | 目標 (H35) |
|--------------|----------|----------|----------|
| 特定健診受診率 | 38.4% | 38.1% | 50.0% |
| 健康・食育教室等参加者数 | 3,676 人 | 6,479 人 | 7,000 人 |

◆町の取り組み

① 健康づくりの推進

- 誰もが受けやすい健診体制の整備と、健診に対しての意識啓発を行い、受診率向上をめざします。
- 様々な健康づくりの機会や場所を提供するとともに、住民の自主的な健康づくり活動を支援して、自分に合った方法を見つけられるように支援します。
- 住民の多様な保健に関するニーズにこたえられるよう、研修の機会を確保するなど、職員のスキルアップに努めます。
- 疾病の重症化や感染予防のため、予防接種の勧奨に努めます。

② 食育の推進

- 「第2次食育推進計画」に基づき、健康づくりと一体的に食育事業を推進します。
- 家庭、地域、学校などの関係機関と連携し、食を通じた健康づくりや食農教育などに取り組みます。
- もち麦の健康効果の周知と利活用を進め、町民の健康づくりを支援します。

③ 医療機関との連携強化

- 救急医療や先進医療などの新たな医療制度の周知に努めます。
- 地元の医療機関と連携して、かかりつけ医の普及・啓発や健康教育などを実施します。

④ 医療保険制度の運営

- 疾病予防などの啓発活動や早期発見・早期治療のための健康診査の実施に取り組みます。
- 医療費適正化のため、ジェネリック医薬品^{*}の使用促進や疾病の重症化予防事業などの保健事業に積極的に取り組みます。
- 福祉医療費助成事業により、子ども、障がいのある人、母子・父子家庭の人等に病気の早期発見・早期治療を促すとともに、安心して医療機関を受診できるよう支援します。

⑤ 母子の健康づくりの推進

- 安心して妊娠、出産、育児ができるよう、相談や教室、健診等を充実させ、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援を継続します。
- 子育て世代の経済的負担軽減のため不妊治療費、妊婦健診費等の助成を継続します。

⑥ 保健センターの体制強化

- 土曜日を開庁し、利用しやすい相談体制を整えます。
- 専門職を配置し、相談機能の体制整備や事業の拡充、関係機関との連携等により支援体制を強化します。

◆住民等の取り組み例

- 積極的に健(検)診を受け、必要なときには医療機関での受診
 - 地産地消を心がけ、健康づくりのために食育を意識した食生活の実践
 - 新しい医療制度や必要な医療が受けられる医療機関を把握するため、広報誌やインターネットでの情報収集
 - 身近なところがかかりつけ医の保持
 - 健康長寿をめざし、生活習慣の改善を行い、自分自身の健康管理の実践
- 《母子》
- 安心安全な出産と母子の健康管理のため定期的な健診や予防接種を受診
 - 食育・運動などの健康づくりの実践
- 《大学》
- 健康づくりのリーダーとなって、健康づくり組織の支援

^{*} ジェネリック医薬品…後発医薬品ともよばれ、先発医薬品と治療的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に、開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっている。

《民生委員・児童委員や地域住民》

- 相談役や見守り役として、妊婦や乳幼児への温かいサポートの実施
- 《店舗や事業所》
- 「食の健康協力店」に登録するなど健康を意識した食の提供

◆分野別計画等

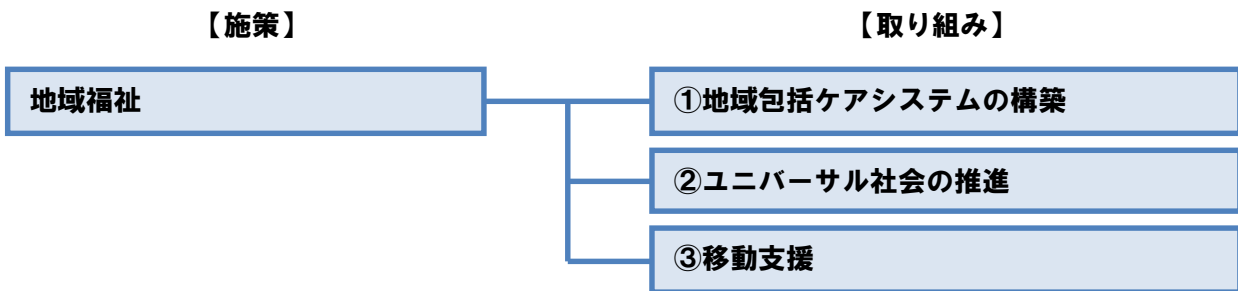
- 福崎町第2次食育推進計画・健康増進計画（H28.3策定）
- 福崎町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画（H30.3策定）
- 福崎町国民健康保険第2期データヘルス計画（H30.3策定）
- 福崎町自殺対策計画（H31.3策定）
- 福崎町子ども・子育て支援事業計画（H27.3策定）

| | |
|---------|------------------|
| まちづくりの柱 | 第4章 健康・医療・福祉（安心） |
| 施策 | 2 地域福祉 |

◆将来のあるべき姿

行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わるすべての主体が、自発的・積極的にそれぞれの役割を担い、「共に生きる社会づくり」が具現化されています。

◆施策の構成



◆現状と課題

全国で、団塊の世代が75歳を迎える2025年を目途に、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括支援システムの構築の実現が進められています。みんなが住み慣れた地域で自立し、安心して生活を送るためには、公的なサービスの充実や住民同士の協働などによる地域福祉の向上を図るとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設整備などを進めていく必要があります。さらに、交通弱者や買い物弱者への移動支援対策などが求められています。

① 地域包括ケアシステムの構築

価値観の多様化や生活様式の変化、少子高齢化、共働き世帯の増加による地縁、知縁、社縁の希薄化などにより、地域福祉活動の担い手不足が進んでおり、地域をつなぐしくみづくりが求められています。住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、社会福祉協議会などの関係団体と連携・協力し、地域での支えあう仕組みづくりを構築する必要があります。

② ユニバーサル社会の推進

公共施設等の段差解消など、ユニバーサルデザインや「福祉のまちづくり条例^{*}」に基づいた整備を行っていきます。

また、高齢者や障がいのある人等が住み慣れた地域や住宅で安心して暮らせるよう、個々の身体状況に適した住環境の整備を支援していく必要があります。

③ 移動支援

交通弱者といわれる高齢者や車に乗れない方の通院や買い物といったニーズに合った移動手段の確保が求められています。巡回バスを増便し、市川町との連携、買い物バスを運行するなど利便性の向上に努めました。また、65歳以上の運転免許返納者への巡回バス無料乗車券の有効期限を拡充するなど、移動手段の充実と周知を図りました。今後も、利用者のニーズに合った移動手段としての取り組みを推進していく必要があります。

◆めざそう値

| 名称 | 実績(H25) | 現状(H29) | 目標(H35) |
|---------------------|---------|---------|---------|
| 巡回バスの利用者数（運行日1日当たり） | 44人 | 65人 | 80人 |
| 人生いきいき住宅改修助成件数 | 11件 | 12件 | 15件 |

^{*} 福祉のまちづくり条例…高齢者や障がいのある人を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するため、平成4年10月に全国に先駆けて「福祉のまちづくり条例」を制定し、公共公益施設や住宅等が、高齢者等にとって安全かつ快適に利用できるものとなるよう整備基準を定めて規制・誘導等を行っている。

◆町の取り組み

① 地域包括ケアシステムの構築

- 社会福祉協議会と連携し、「地域総合援護システム※」の活性化やコミュニティ活動の促進、ボランティア活動の活性化など、住民活動を支援するとともに、医療、介護など他の関係機関とも連携、協力することで、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築します。

② ユニバーサル社会の推進

- 施設などはユニバーサルデザインや「福祉のまちづくり条例」に基づいた整備を行います。
- 高齢者や障がいのある人等が安心して暮らせるよう、住宅の改修に対して相談や費用の助成を行います。

③ 移動支援

- 利用者のニーズに合った巡回バスの運行や外出の支援など、移動手段の確保に努めます。

◆住民等の取り組み例

- 地域のまちづくり活動やボランティア活動への参加
 - 地域住民による移動支援や買い物支援などの体制づくりの検討
 - ユニバーサル社会の推進について理解し、福祉のまちづくりの推進
- 《大学》
- 福祉のまちづくりへの参画
- 《事業者》
- ニーズに合った移動手段の提供や買い物弱者へのサービスの提供
 - 企業、NPOなどは、共に助け合う地域社会の実現のため、特性を生かして地域課題に取り組める相互協力体制の構築

◆分野別計画等

- 第7期福崎町ゴールドサルビアプラン（H30.3策定）

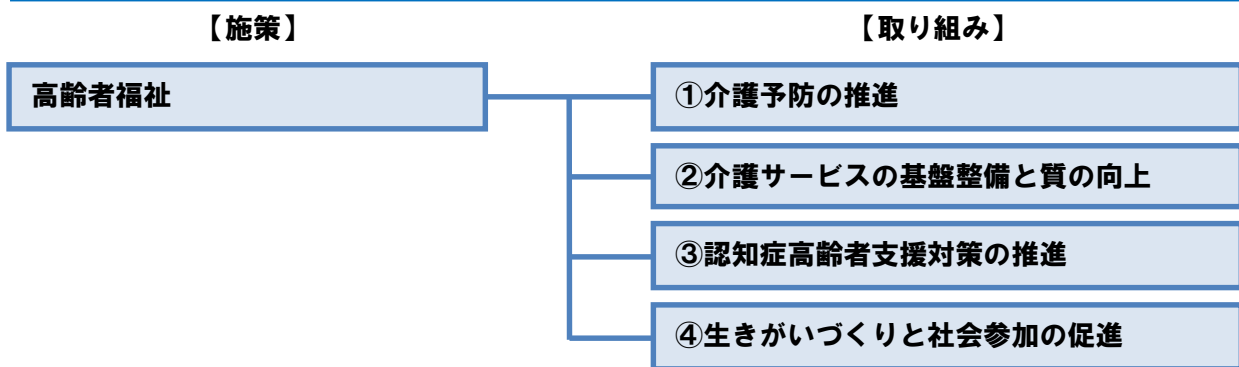
※ 地域総合援護システム…各自治会における相互助けあいのしくみづくりのため、各種団体から構成する福祉委員会で話し合い、地域課題の共有と取り組みを行うもの。

| | |
|---------|------------------|
| まちづくりの柱 | 第4章 健康・医療・福祉（安心） |
| 施策 | 3 高齢者福祉 |

◆将来のあるべき姿

「ゴールドサルビアプラン」などに基づいて、保健・医療・福祉が連携することで、地域全体での支えあいや在宅福祉を中心とした施策（地域包括ケアシステム）が充実し、高齢者等が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心していきいきと生活ができています。

◆施策の構成



◆現状と課題

全国的に少子高齢化が進み、医療や介護の需要の増加が見込まれます。本町も同様の状況であり、高齢者等が住み慣れた地域で自分らしく安心した生活を送るためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供していくとともに、高齢者等自身が自立した生活を延伸し、支援者として積極的に社会参加する自助・互助・共助・公助の体制づくりが必要です。

① 介護予防の推進

本町の高齢化率は年々上昇傾向にあり、核家族化による高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が増えています。ほぼ全ての自治会で住民の主体的な介護予防活動が行われていますが、地域包括ケアシステム構築に向け、介護予防や閉じこもり予防について、住民の理解を深めるとともに地域のリーダーの育成など継続活動への支援が求められています。

② 介護サービスの基盤整備と質の向上

できる限り住み慣れた地域で過ごせるよう、ニーズに応じた適切な事業所の整備を検討するとともに、利用者が安心して利用できるよう介護サービス事業所や介護支援専門員に対して資質の向上と介護給付の適正化を図る必要があります。

③ 認知症高齢者支援対策の推進

認知症の人が増え続けています。周囲が病気を十分理解し、介護支援専門員などの関係機関と連携して認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援していく必要があります。

④ 生きがいづくりと社会参加の促進

平均寿命の延伸により高齢者が増加しています。高齢者が地域のボランティア活動に参加するなど、生きがいを感じる社会づくりを推進していく必要があります。

◆めざそう値

| 名称 | 実績 (H25) | 現状 (H29) | 目標 (H35) |
|--------------|----------|----------|----------|
| 地域ふくろうの会参加者数 | 689 人 | 708 人 | 1,000 人 |

◆町の取り組み

① 介護予防の推進

- 住民へ介護予防についての知識の普及と啓発を行います。
- 介護予防の「ふくろう体操」や閉じこもり予防でもある「ふれあい喫茶」など、地域が主体となり取り組む活動の継続支援と推進に向けての環境づくりを行います。
- 地域リーダーの育成について、研修会を実施するなど支援を行います。

② 介護サービスの基盤整備と質の向上

- できる限り住み慣れた地域で過ごせるよう、ニーズに応じた適切な「地域密着型サービス※」の事業を展開します。
- 利用者が、必要なサービスを安心して利用できるよう、介護サービス事業所や介護支援専門員の資質の向上や介護給付の適正化を図ります。

③ 認知症高齢者支援対策の推進

- 認知症であってもできる限り住み慣れた家で、安心して暮らすことができるよう、認知症サポーター・やすらぎ支援員をはじめ、地域や企業等の見守りなど支援体制を充実・強化します。
- 財産管理や各種手続きが支障なく行えるよう社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を促進します。

④ 生きがいつくりと社会参加の促進

- 社会福祉協議会やシルバー人材センターなどと連携を図りながら、ボランティアなどの社会貢献の機会や就業機会の確保を図ります。
- 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織としての老人クラブなどの活動の場の確保を支援していきます。

◆住民等の取り組み例

- 介護予防活動への参加とともに、自ら進んで介護予防の実践
- 支援の担い手としての社会参加の実施
- 介護の重度化を防止するため、介護支援専門員の支援を受け、サービスの適切な利用の実践
- 認知症の方が不安なく安心して暮らせる環境づくりを推進するため、認知症の方に自然体で声掛け、見守り、行動の支援
- 自分の能力を生かした活動、興味関心がある活動などの取り組みの実践
《介護保険事業者》
- 町と連携を取りながらサービスの質の向上

◆分野別計画等

- 第7期福崎町ゴールドサルビアプラン（H30.3策定）

※ 地域密着型サービス…住み慣れた地域で、多様かつ柔軟なサービスを提供するための枠組みで、事業所や施設がある市区町村にお住まいの方の利用が基本となる。

| | |
|---------|------------------|
| まちづくりの柱 | 第4章 健康・医療・福祉（安心） |
| 施策 | 4 障がい福祉 |

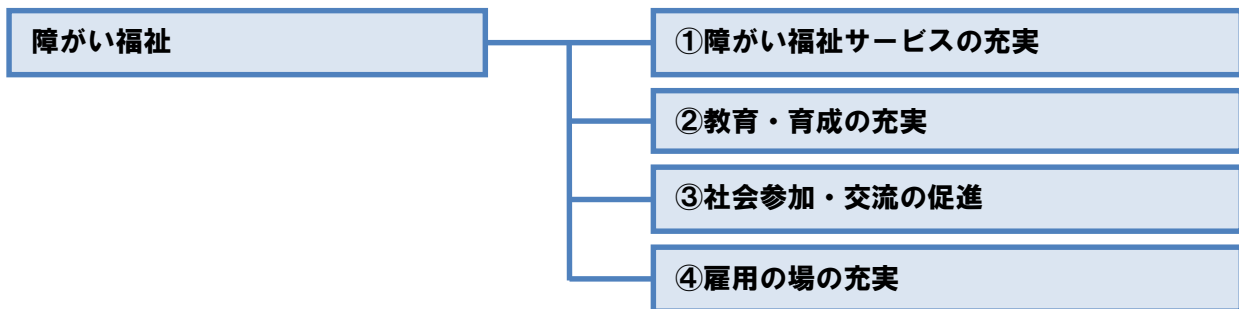
◆将来のあるべき姿

障がいの有無に関わらず、世代を超えて支えあいながら健康で文化的な生活が行われるまちづくりが実現されています。

◆施策の構成

【施策】

【取り組み】



◆現状と課題

障がいのある人とその家族を支えて受け入れるまちづくりは、みんなの安心につながります。そのためには、障がいのある人が障がいの種別にかかわらず地域の人々とともに支えあいながら地域の中で自立した生活を送るために、障がい福祉サービスや医療など必要とするサービスの質・量を確保しなければなりません。また、障がいの特性や希望するライフスタイルに応じた情報提供やサービス提供を行うことで、一人ひとりの個性と能力を最大限発揮できるように支援していく必要があります。

① 障がい福祉サービスの充実

障がい者が住みなれた地域社会で、その一員としていきいきと安心して生活できるまちづくりが重要です。本町では、自立した生活や介護者の負担軽減のため、障がい福祉サービスの利用が年々増えています。しかし、近隣に事業所が不足していることで必要なサービスが受けにくい状況にあります。今後は、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要なサービスの提供と包括的な支援体制を充実させる必要があります。

② 教育・育成の充実

障がいや発達に支援の必要な子どもが年々増加しています。早期発見し、家族の受容を促し早期療育につなげています。今後は、適切な支援を継続していくための体制整備が必要です。

③ 社会参加・交流の促進

障がいに対する理解が広まりつつありますが、社会参加できていないのが現状です。障がいには内部障がいや発達障がいなど目に見えにくいものもあり、周りの人の理解が得にくいこともあります。また余暇活動の充実も障がいの有無に関わらず大切なことです。障がい者スポーツの普及など地域との交流が図れるきっかけづくりに取り組む必要があります。

④ 雇用の場の充実

障がいのある人の企業での法定雇用率は十分でない状況です。障がいのある人を雇用する場合、障がい特性に応じた業務や環境整備が必要となり企業だけでは対応に苦慮することが考えられます。また一般就労が難しい障がいのある人への福祉的就労の場の十分な確保を行う必要があります。

◆町の取り組み

① 障がい福祉サービスの充実

- 障がいのある人が必要な時に必要なサービスが利用できるよう、相談支援体制を充実させるとともに障害福祉サービス提供事業者等の参入を促進します。

② 教育・育成の充実

- 乳幼児健診などにより障がいや発達に支援の必要な子どもを早期発見し、専門相談や療育支援につなげます。
- サポートファイル※を作成し、学校などに引き継ぎ適切な支援を継続します。
- 支援する関係機関の情報共有や連携の機会を設け、子どもが自立し、安心して地域で生活できる包括的な体制を構築します。
- 障がいへの理解に対する研修会の充実を図り、専門知識を持つ教職員を配置します。

③ 社会参加・交流の促進

- セミナーや講演会などの機会を通じて、障がいのある人に対する正しい理解や合理的配慮の啓発を行います。
- 講演会での手話通訳者・要約筆記者の派遣や磁気ループ※の設置など、障がいのある人が参加しやすい環境整備を行います。
- 障がい者スポーツ大会などへの参加や、地域住民との積極的な交流を推進します。

④ 雇用の場の充実

- 職員採用において法定雇用率を遵守し、職場環境の合理的配慮を行います。
- ハローワークなどの関係機関と連携し、町内の企業へ障がいのある人の雇用について、就業体験や雇用の受け入れの依頼などを行います。
- 就労系障がい福祉サービス提供事業所※の優先発注に努めます。

◆住民等の取り組み例

- 障がいのある人が身近な地域で生活が行えるように、障がいの理解に向けて研修会などへの参加
 - 悩みを一人で抱え込まず、相談支援事業所への相談
 - 就労系障がい福祉サービス提供事業所の製品の購入及び役務業務の依頼
- 《大学》
- ボランティア活動支援センターの活動の支援・周知
- 《事業者》
- 障がいのある人の雇用に向けて採用活動の実施
 - 従業員に対して障がい特性を理解するための研修会及び合理的配慮の実施

◆分野別計画等

- 第2次福崎町障がい者プラン（H24.3策定）
- 福崎町第5期障がい福祉計画（H30.3策定）
- 福崎町第1期障がい児福祉計画（H30.3策定）

※ サポートファイル……………保護者の方が、お子様との日々の関わりや病院、福祉施設、保育園、学校等で受けた支援内容などを書きつづり、記録・保管したファイル。これを関係機関へ掲示することで、正確な情報の伝達が図られ、一貫した支援が受けられやすくなる。

※ 磁気ループ……………難聴者の聞こえを支援する設備で、ループアンテナ内で誘導磁界を発生させることで、音声磁場をつくる。

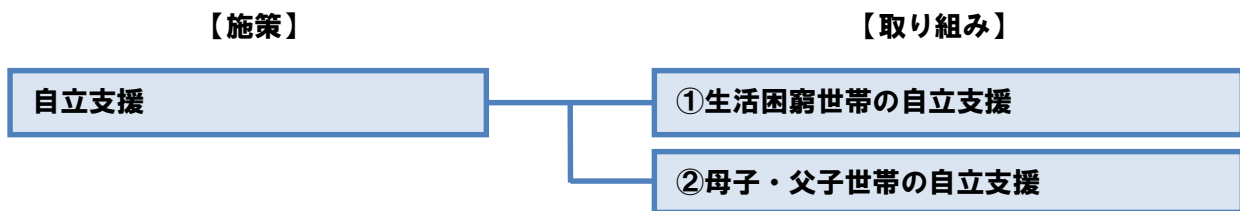
※ 就労系障がい福祉サービス提供事業所…就労を希望する65歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。

| | |
|---------|------------------|
| まちづくりの柱 | 第4章 健康・医療・福祉（安心） |
| 施策 | 5 自立支援 |

◆将来のあるべき姿

生活などの援助を必要とする世帯が減少し、誰もが自立した生活を送れる地域社会が実現しています。

◆施策の構成



◆現状と課題

全国的に生活保護を受給している高齢者世帯は増加していますが受給者数は平成 27 年 3 月をピークに減少傾向にあります。本町においても世帯数・受給者数ともに若干減少していますが、引き続き、生活困窮世帯への適切な相談・援助体制を充実するなど、自立への支援が求められています。また、増加傾向にある母子・父子世帯に対し、関係機関と連携して相談・支援や自立の促進を図るとともに、子どもの健やかな成長に努める必要があります。さらに、地域の連携により、自助・共助の福祉社会を進め、家庭などの生活安定を図り、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援していく必要があります。

① 生活困窮世帯の自立支援

景気の低迷や高齢化の影響もあり、生活困窮者からの相談は増加しており、引き続き、生活困窮の原因を分析し、関係機関と協力して問題の解決や支援にあたる必要があります。

② 母子・父子世帯の自立支援

未婚の一人親世帯や離婚による母子・父子世帯が増加しており、母子家庭については、パートなどの不安定雇用が多く、経済的な支援が必要であるとともに、父子家庭についても、仕事と育児との両立をはじめ様々な支援が求められています。

◆町の取り組み

① 生活困窮世帯の自立支援

- 地域の民生委員・児童委員などと連携し、生活困窮者の把握に努め、相談や経済的支援など、関係機関と連携し、自立への相談・支援に努めます。

② 母子・父子世帯の自立支援

- 母子・父子などの援助を要する世帯に対し、県などの関係機関と連携して自立のための相談・支援に努めます。
- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会などと連携し、地域福祉活動を推進します。

◆住民等の取り組み例

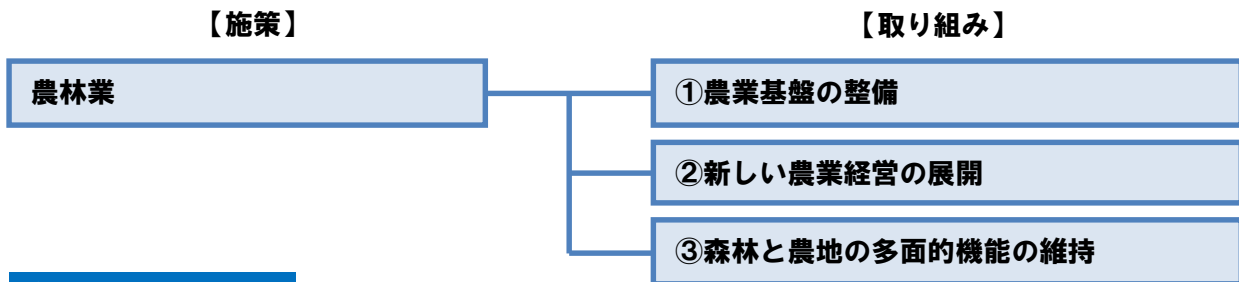
- 悩みを一人で抱え込まず、民生委員・児童委員などへの相談
 - 支援を必要としている人があれば、普段から地域での声掛けを行ったり、民生委員・児童委員や町に情報を提供したり、相談に出向くよう助言の実行
 - 子育ての孤立感をなくし、子どもと保護者とがふれあい親睦を深める支援
 - 一人親世帯に対して、様々な地域活動をとおして支えあい、地域のつながりの強化
- 《事業者》
- 就業機会の提供や職業訓練などの安定した雇用機会の創出
 - 一人親世帯に対して、育児や子育てなどがしやすい就業環境の整備

| | |
|---------|--------------|
| まちづくりの柱 | 第5章 産業振興（活力） |
| 施策 | 1 農林業 |

◆将来のあるべき姿

農林業に携わる人々が意欲と誇りを持って、消費者が求める安全で高品質な農産物を提供できる体制が整い、身近な生活の場面において積極的に「農」に係る生活を実践しています。また、住民参加による森林活動が推進され、地域の特性を生かした森林の回復・再生が図られています。

◆施策の構成



◆現状と課題

わが国では、米の生産調整（減反）が平成 30 年度に廃止されたことや農地の集積・集約化を進め大規模化を促すなど、農政改革が進められています。本町の農林業は、地域住民の持続的な協働活動などにより成り立っていますが、少子高齢化、後継者不足、農林業の低迷などにより大変厳しい状況におかれています。このような状況下、国、県、その他関係団体との連携を図りながら、農林業の有効な活性化施策の実施が求められています。

① 農業基盤の整備

本町を取り巻く状況は、農業者の高齢化などで担い手不足による農業経営基盤が弱体化しています。これまで、人・農地プランの未作成地区での作成を支援するとともに、作成地区では毎年見直しなどを行いました。また、高岡・福田地区、山崎地区でのほ場整備に向けて、県及び地元と調整を行ない、高岡・福田地区では高岡福田土地改良区を設立しました。引き続き、効率性を高め、農業経営の安定化を図っていくために、人・農地プランの作成と見直しを支援し集落営農組織の育成と意欲ある個人担い手等、農業を支える担い手のサポートを充実する必要があります。また、耕作放棄地の未然防止に努める必要があります。さらに、ため池や用排水路等の計画的な更新とほ場整備の推進が求められています。

② 新しい農業経営の展開

現在、食の安全・安心、安定供給など、農産物へのニーズが高まっています。学校給食において地元食材の割合を増やし、地産地消を推進しました。また、もち麦を活用した特産品を開発する生産者により、6次産業*起業化へとつながりました。引き続き、もち麦を活用した特産品づくりをはじめ、農業経営の多角化・複合化や6次産業化による付加価値の向上等の取り組みができる経営体の育成が必要です。併せて、後継者の育成や新規参入者の定住促進や農業を教育や憩いの場として活用し、農業の活性化を図ることが必要です。

③ 森林と農地の多面的機能の維持

森林、農地、ため池等、農村が果たす役割を再認識するとともに適切な維持管理を図り、雨水の一時的な貯留等の多面的機能を発揮できるよう支援するとともに、定年帰農者等生きがい農業選択者に対して、地域の状況に応じた適切な情報提供や研修会などの支援が必要です。また、シカ・イノシシやアライグマなどの有害鳥獣については、農作物等への被害のみならず、それらは生態系を脅かす存在になっているため、地域全体における取り組みが必要です。

* 6次産業…農畜産物、水産物の生産（第一次産業）だけでなく、食品加工（第二次産業）、流通、販売（第三次産業）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、加工賃や流通マージンなどの今まで第二次・第三次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ることによって農業を活性化させようというもの。

◆めざそう値

| 名 称 | 実績 (H25) | 現状 (H29) | 目標 (H35) |
|---------|----------|----------|----------|
| ほ場整備率 | 61.4% | 62.9% | 72.2% |
| 耕作放棄地面積 | 6.5ha | 6.6ha | 4.0ha |
| 里山等整備面積 | 8.1ha | 55.1ha | 80.0ha |

◆町の取り組み

① 農業基盤の整備

- ・地域が抱える農業の問題の解決に取り組むため「人・農地プラン」の作成を推進し、農地中間管理機構*などを通じて意欲ある担い手や新規就農者へ農地を集積できるよう支援するとともに、既存組織の経営の規模拡大や高度化、産地育成につながる取り組みについて関係機関と連携を図り支援します。
- ・農業改良普及センターなど関係機関と連携し、各農家の経営レベルに応じた情報提供や技術支援を行います。
- ・事業を計画・実施している農家などに対し、必要な援助・助言を行います。
- ・ため池や水路などの農業用施設について、機能診断などにより劣化の進行状況や原因を把握し、計画的な更新・管理について援助・助言を行います。
- ・農業委員会による巡回活動や指導等を通じ、耕作放棄地の発生防止とともに集落営農組織等による不作付地等の活用を促し、農地の再生を推進します。
- ・高岡・福田地区、山崎地区ではほ場整備を推進するとともに、持続可能な営農活動ができるよう事業実施団体などに援助・助言を行います。

② 新しい農業経営の展開

- ・地産地消の推進を通して、福崎町産農産物の認知度向上と消費拡大に努めます。
- ・特産品のブランド化を推進するとともに、農業者による6次産業化を支援します。
- ・後継者の育成や意欲ある担い手の参入を促進するため、定住等の環境整備に努めます。
- ・消費者と生産者を結び付ける機会の提供や、農業体験ができる体制の整備に努めます。

③ 森林と農地の多面的機能の維持

- ・森林をはじめとする地域の自然環境の大切さを周知し、農山村の有する多面的機能について理解を促すとともに、地域ぐるみでの多面的機能を発揮する取り組みを支援します。
- ・楽しみとして農業を選択される定年者などについて、地域の状況に応じた適切な情報提供や研修会などを行い支援します。
- ・動植物の健全な生態系と生物多様性を確保するため、また、農作物等の被害防止のため、有害鳥獣の駆除に努めます。

◆住民等の取り組み例

- ・地域の関係者で話し合い、人・農地プランを作成し担い手と農地問題の解決方法や地域農業の将来のあり方の明確化
 - ・農地の持つ機能が十分発揮できるよう、地域力で耕作放棄を防ぎ、地域での有効活用の実践
 - ・地産地消・食育を念頭におき、町内産農作物の購入や、特産品を使った料理教室などへの参加
 - ・地域で農地や農業用施設を守る活動や農用地の多面的機能を再認識するための活動の実践
 - ・森林をはじめ、地域の自然環境の大切さを意識し、住民参画の森林活動への参加
- 《農業生産者》
- ・地域ぐるみで農地や農業用施設を守る活動や農用地の多面的機能の確保を図るための農業生産活動の実践
 - ・安全・安心な農産物の生産体制の整備や組織づくりの実践
 - ・農産物に関する各種イベントを開催し、生産者と消費者の交流を促進
 - ・地域や組織の枠を超えた広域的な経営組織の検討

◆分野別計画等

- ・福崎町農業振興地域整備計画（H30.8策定）
- ・福崎町農村環境計画（H16.3策定）

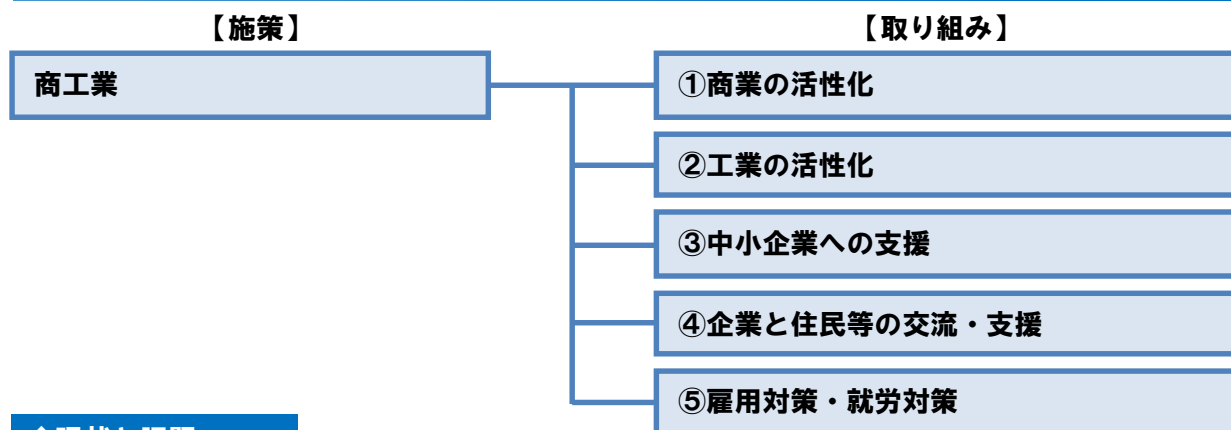
* 農地中間管理機構…高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手に貸し付ける公的機関。都道府県に1つずつ設置され、農地の集約化や耕作放棄地の解消を推進する。

| | |
|---------|--------------|
| まちづくりの柱 | 第5章 産業振興（活力） |
| 施策 | 2 商工業 |

◆将来のあるべき姿

新たな起業・創業や第二創業※による事業者などによって商工業の活性化が図られています。また、公共交通機関が再整備され、買い物困難者にもやさしい職住近接型※のまちづくりが進んでいます。さらに、もち麦をはじめとする地域資源や関連施設を活用し、まちの活力とにぎわいができています。

◆施策の構成



◆現状と課題

小規模商店をはじめとする中小零細商工業者では、廃業などによる衰退がみられ、空き店舗等の増加やいわゆる買い物困難者の増加がみられます。工業団地は分譲が完了しましたが、立地企業の撤退などによる空き区画が発生しています。また、地元企業などへの雇用対策や就労支援に取り組む必要があります。

① 商業の活性化

郊外型の駐車場を備えた大型店やチェーン店が進出し、町外からも多くの買い物客が集まっています。その一方で、JR福崎駅周辺をはじめとした小規模商店からなる商店街は衰退し、まちの活力が低下するとともに、高齢者や障がい者など日用品の購買に支障を来している買い物困難者の増加がみられ、商工会においては、会員数が減少傾向にあります。また、福崎駅周辺整備に併せて店舗等の誘致を図っていますが、出店には至ってない状況です。特産もち麦については、メディア等の影響もあり、消費拡大につながっています。今後は、新たな観光交流拠点からの情報発信やイベントの開催等により商業の活性化に取り組む必要があります。

② 工業の活性化

工業団地の分譲は完了しましたが、立地企業の撤退などによる空き区画の発生がみられ、地元の中小商工業者においても衰退がみられます。一方では、規模拡大のための新たな工場用地が求められています。今後は、空き区画の企業誘致などに努めるとともに、兵庫県と協議を進めている東部工業団地の拡張を推進する必要があります。

③ 中小企業への支援

中小企業への補助、助成、融資制度は少なく、利用も少ない状況です。町と商工会が連携し、研修会や個別相談会などいくつかの取り組みを行っていますが、他の地域と同様に、後継者不足や業績不振による廃業が増加しており、それを食い止める支援策の充実を図るとともに、中小企業の生産性の向上を促進するため、先端設備の投資に対する税制措置や「ものづくり補助金」などの優先採択等に対応した取り組みを推進する必要があります。

④ 企業と住民等の交流・支援

企業の地域貢献が認知される社会環境となりましたが、企業と地域住民の交流や支援の機会は少ない状況です。地域に開かれた企業づくりの推進とこの価値を評価する住民意識の醸成が必要です。

⑤ 雇用対策・就労対策

景気回復にともなう雇用情勢の回復により、有効求人倍率は上がり、新規学卒者などにとっては売り手市場で、地元企業などでの就職者は減少しています。インターネットなどの普及によるグロ

※ 第二創業……既に事業を営んでいる事業所の後継者などが業態転換や新規事業に進出することを指す。

※ 職住近接型……職場と家庭生活をいとなむ住居とが近接していること。近代以前の自給自足の場合はこの両者は一致していた。しかし、現代社会では、労働の場と家庭生活の場が切りはなされている職業が多い。

一バル化や技術革新が著しいなか、企業の事業展開に就労者の人材育成が欠かせない時代となっています。そのような中、商工会等と連携し、地元企業見学会（ジョブトラベル）や面接相談会を実施するなど、就労支援を行ってきました。引き続き、商工会等と連携し、雇用・就労支援を行う必要があります。

◆めざそう値

| 名称 | 実績 (H25) | 現状 (H29) | 目標 (H35) |
|---------------|----------|----------|----------|
| 商工会員数 | 582 者 | 561 者 | 580 者 |
| 経営研修回数 | 27 回 | 22 回 | 30 回 |
| 創業支援事業による起業件数 | — | 4 件 | 10 件 |

◆町の取り組み

① 商業の活性化

- ・中小零細の事業者の活性化と空き店舗などの活用を図るため、融資制度の充実や助成制度の創設を図ります。
- ・「商工業振興基本条例^{*}」に基づき、地域と一体となった商工業の振興を図ります。
- ・買い物困難者の解消を図るため、小規模商業店舗の活性化施策を検討するとともに、商工会と連携し、地域のニーズに沿った移動販売等の体制の構築を支援します。
- ・特産や名産の掘り起こしに努めるとともに、新たな特産品開発を図ります。
- ・もち麦の健康効果のPRに努め、飲食店や販売店での消費拡大を図ります。
- ・福崎駅前への商業施設誘致を推進するとともに、観光交流拠点となる福崎駅や辻川界限でのイベントの開催など、観光とリンクした商業の活性化に取り組みます。

② 工業の活性化

- ・工業団地の空き区画情報の整理とともに、適切な企業立地の誘導に努めます。
- ・福崎町東部工業団地の拡張について、町が主導し推進を図ります。

③ 中小企業への支援

- ・産官学等の連携として、商工会や中小企業大学校等と連携して、時代の変化に対応した起業・創業や第二創業などへの支援策の充実を図り、PRします。
- ・商工会等と連携して、中小企業経営者を対象とした研修会の開催や、コンサルタント派遣を活用した個別相談・指導を推進し、多様化に対応する店舗・企業形態の構築に向けた情報・ノウハウを経営者が取得できるよう、取り組みを発展させます。
- ・生産性の向上を促進するため、新たな国の先端設備の投資に対する税制措置や補助金の優先採択に対応した取り組みを推進します。

④ 企業と住民等の交流・支援

- ・商工会等と連携して、企業情報を収集し、パンフレットやインターネットなどで情報を提供するとともに、各種イベントや産業観光、企業施策等によって、学生、住民などの交流機会の創出を図ります。

⑤ 雇用対策・就労対策

- ・ハローワークや若者サポートステーションと連携し、求職者への情報提供や事業者の雇用につながる就職面接会、相談会などの開催など就労支援を図ります。
- ・商工会等と連携し、国際化や技術革新の進展に対応した人材養成・経営者研修などの充実を図ります。

◆住民等の取り組み例

- ・もち麦の健康効果の理解と家庭での食材活用、教育やビジネスへの展開
- ・整備される観光交流センターの利活用の推進
- ・中小企業への補助、助成、融資など支援情報の積極的な取得と活用
- ・商工会による企業研修会や異業種間・地域間交流会住民と企業・大学の交流会など産学金官民の連携によるまちづくりへの参画
- ・地産地消や地域密着型店舗等への地域経済の循環に資する購買方法等の工夫
- ・商工業振興基本条例の規定に基づき、商工業の振興に寄与するため、商工会への積極的な加入

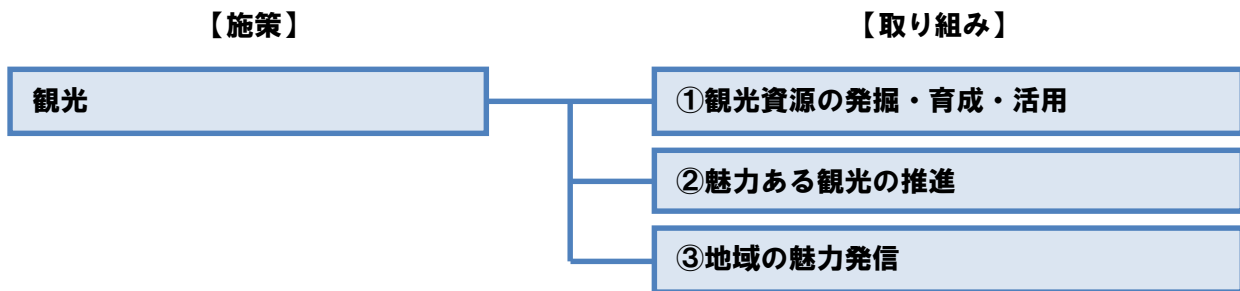
^{*} 商工業振興基本条例…商工業の振興について、町、商工業者及び商工団体の協働によることを基本とし、町民の理解と協力を得ながら行うものであると明記するとともに、町、商工業者、商工団体、商店会の役割を明確化し、町が実施する施策の基本となる事項等を定めるもの。

| | |
|---------|--------------|
| まちづくりの柱 | 第5章 産業振興（活力） |
| 施策 | 3 観光 |

◆将来のあるべき姿

観光地としての魅力が広く知られ、観光客が増加しています。観光客の受け入れ体制の充実が図られ、地域住民が地域の活力向上に寄与しています。

◆施策の構成



◆現状と課題

町内には、豊かな自然を堪能できるスポットや歴史的建造物、特産品や農産物の直売店などの短期滞在型の観光資源が点在するものの、それらをつなぐ広域の観光ルートが未整備のため、観光客の回遊性に乏しく短期の滞在に留まっています。魅力ある観光資源がまだまだ埋もれている状況にあり、既存資源の魅力の再発見と新しい視点での観光ルートの整備を行い、併せて観光交流センターを情報発信拠点として有効活用していく必要があります。

① 観光資源の発掘・育成・活用

七種山や日光寺山では登山道案内標識が整備され、七種山では町外からの登山客も増加傾向にあり、他の主要な山についても遊歩道やベンチ等の整備を推進する必要があります。また、春日山には播州後藤氏の本拠である春日山城跡があり、それを観光資源として活用していく必要があります。一方、辻川界限や辻川山周辺では、まちなみ美化や学問成就の道の整備などに取り組むとともに民俗学者・柳田國男の著書にちなみ、河童をはじめとする妖怪と出会える場所として整備し、本町を代表する観光地となっています。しかし、来訪者の多くは日帰り、滞在時間が短いのが現状です。今後は、新たな観光資源の掘り起こしと新しい観光ルートの設定を行い、より長く滞在してもらう取り組みが必要となっています。

② 魅力ある観光の推進

福崎駅前と辻川界限にそれぞれ観光交流センターの整備により、新たな観光交流軸が明確となりました。そのルート上、また、エリアを広げた観光スポットのさらなる魅力づくりを図るとともに、日本遺産となった銀の馬車道を活用し、広域的なPRや情報発信を行う必要があります。辻川界限では、観光ボランティアガイドが活躍していますが、他の観光地も含めた新たなガイドを育成する必要があります。

③ 地域の魅力発信

もち麦や観光の情報を広報やホームページで発信しています。特産「もち麦」や辻川山公園の妖怪等がメディアから注目されるなど、情報発信の好循環が発生しています。これからも、インターネットや新聞、テレビ、SNSなどの媒体を活用して、より多くの方々に的確に情報発信をしていく必要があります。また、柳田國男や辻川山公園の妖怪などの観光資源を活用した商品の開発やイベントの企画など、観光客をターゲットにした施策を展開し、地域住民とともに本町の魅力を高める取り組みを推進する必要があります。

◆めざそう値

| 名称 | 実績 (H25) | 現状 (H29) | 目標 (H35) |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| 観光客入込数 | 238,000 人 | 397,198 人 | 500,000 人 |
| 福崎町観光協会ホームページアクセス数 | 68,932 件 | 266,326 件 | 300,000 件 |

◆町の取り組み

① 観光資源の発掘・育成・活用

- 地域の観光資源を掘り起こし、お宝マップの作成など観光資源の再発見・再構築を行います。
- 産業観光を検討するとともに妖怪をテーマにした町おこしイベントなど集客施策を計画します。
- 三木家住宅や旧辻川郵便局などの文化財の新しい活用方法を検討し、実施していきます。
- 観光施設の案内標識や公衆便所、観光マップなどを整備します。
- 七種の滝やその周辺の自然資源の維持管理やさらなるPRを行い、リピーターを確保します。
- 播州福崎秋まつり（氏神祭）を観光資源としてホームページなどを活用して積極的にPRに努めます。

② 魅力ある観光の推進

- JR福崎駅から辻川界隈への新しい人の流れを創出するため、両観光交流センターを核として、もてなし体制の充実を図ります。
- 複数の観光スポットをつなぐ観光ルートを整備し、観光客の定着を図るとともに、JRや旅行社などとの連携により、インバウンドも含めた誘客を図ります。
- 福崎町文化観光まちづくり協議会を中心として、官民連携により文化と観光のまちづくりを推進します。
- 交通の利便性を生かし、日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」の取り組みなど市町を越えた広域観光連携を強化します。
- ガイド養成講座などを開講し、新たなボランティアガイドグループの立ち上げに対する支援を行います。

③ 地域の魅力発信

- もち麦やツノナスなど特産品の情報発信を積極的に行い、普及促進を図ります。
- 若者等のニーズに対応したSNSによる情報発信を行うとともに、新聞社や民間の情報提供、地元企業と連携した情報発信、地域の魅力を活用したイベントを開催します。

◆住民等の取り組み例

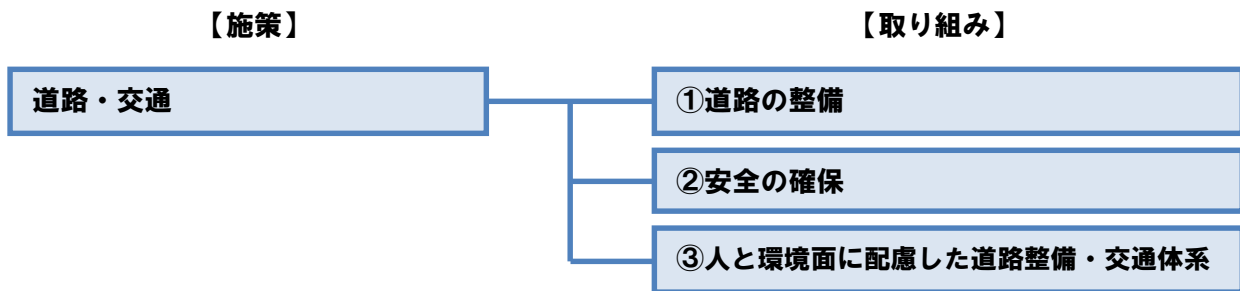
- 観光交流センターの運営やボランティアガイド、観光施設の美化活動など地域活動への積極的な参画
- 地域の魅力の発掘・収集と情報の発信
- 地域の特産品づくりの取り組み
- もてなしの心の醸成と観光客との交流の推進
- 地域の魅力を発信する交流イベントの企画、参画

| | |
|---------|------------------|
| まちづくりの柱 | 第6章 まちの基盤（利便・快適） |
| 施策 | 1 道路・交通 |

◆将来のあるべき姿

計画的・効率的で持続可能な道路整備により、歩行者、自転車、自動車など各種交通が安全かつ快適に利用しています。

◆施策の構成



◆現状と課題

本町では、これまで計画的に道路整備を進めてきましたが、少子高齢化の進展などにより、社会状況の変化に即した道路及び交通網整備が課題となっています。また、環境配慮などの新たな問題への対応も求められているなか、これまでに整備されたインフラの老朽化についても対応を迫られるなど、多様化した課題に対して住民ニーズに即したバランスのとれた施策の実施が必要です。

① 道路の整備

都市計画道路中島井ノ口線や西治長野線が整備されるなど、道路ネットワークの構築が図られています。また、福崎駅周辺整備事業にともなう福崎駅田原線や長野橋歩道橋を整備するなど、これまで道路交通網の構築を計画的に行ってきました。しかし、朝夕の混雑や狭い箇所等道路利用者に不便をきたしている状況にあり、それらを解消するための道路整備が求められています。また、今後も老朽化の進む橋梁や道路照明灯など道路インフラの維持修繕を図りながら管理していく必要があります。

② 安全の確保

幅員狭小道路は主に自治会内に多く順次整備を行っていますが、さらなる整備の推進が求められています。また、通学児童及び歩行者等の安全を確保するため、歩道の整備や路肩のカラー舗装を順次実施していますが、引き続き通学路での安全対策の実施が求められています。また、近年では道路構造物の老朽化及び不具合による事故などが発生しており、その未然防止などの対策も必要です。

③ 人と環境面に配慮した道路整備・交通体系

駅南幹線、福崎駅田原線の歩道整備にともない、点字ブロックを設置するなど人に配慮した整備を行ってきましたが、今後も、だれもが安全・安心で快適な道路整備が求められています。また、平成29年度に「福崎町地域公共交通網形成計画」を策定し、平成30年10月に巡回バス等の運行形態を再編しました。今後は同計画に沿った公共交通の利用促進を進めていく必要があります。

◆めざそう値

| 名称 | 実績 (H25) | 現状 (H29) | 目標 (H35) |
|-------------|----------|----------|----------|
| 歩道設置総延長 (m) | 25,810 | 25,933 | 27,200 |
| 橋梁修繕率 | — | 7.1% | 60.0% |

◆町の取り組み

① 道路の整備

- 優先度の高い道路について計画的な整備を行います。
- 住民ニーズを把握し、通行量、幅員、緊急性等整備の必要性を検討しながら、安全で快適な道路整備を行います。
- 「道路橋長寿命化修繕計画」及び「道路ストック総点検※」により、計画的かつ効率的な道路などの整備及び維持修繕を実施します。
- 道路利用者や地域の人々のための休憩機能や情報発信機能などを併せ持つ辻川観光交流センターを今後「道の駅」としての機能を持ちあわせた歴史文化・観光拠点として整備し運営します。

② 安全の確保

- 幅員狭小な道路に対して水路蓋掛けなどの路肩整備を実施し、事業費の縮減を図りながら、安全対策を実施します。
- 事故発生の危険性などを考慮した上での道路整備を実施します。
- 歩行者、特に通学児童の安全安心な通行を確保するため歩道などの交通安全施設の整備を行います。
- 交通安全施設の不具合などによる事故発生を防止するために施設点検を実施します。

③ 人と環境面に配慮した道路整備・交通体系

- だれもが安全で円滑に通行できるよう、段差の解消、点字ブロックの敷設などバリアフリー化を進めます。
- 巡回バスの充実など、町民が快適に利用でき、活力あふれる地域公共交通網の構築を目指します。

◆住民等の取り組み例

- 地域の道路の美化清掃活動への参加
- 道路整備において、用地買収、工事中の交通規制などへの理解、協力
- 水路での蓋掛けなどにおける地元区などでの維持管理に関する理解、協力
- 通学路での通学児童への見守りなど、地域での安全対策及び啓蒙活動への協力
- アスファルト舗装の陥没等道路の不健全な箇所を発見次第、道路管理者（まちづくり課）に通報するなどの安全の確保への協力
- 公共交通機関（巡回バス、JR、路線バス及び高速バスなど）の利用促進に対して理解、協力

◆分野別計画等

- 福崎町道路橋長寿命化修繕計画（H25.3策定）
- 福崎町都市計画マスタープラン（H28.6策定）
- 福崎町地域公共交通網形成計画（H30.3策定）

※ 道路ストック総点検…国土交通省をはじめ全国地方自治体において、老朽化等により危険が生じているトンネル、橋梁等の道路構造物（道路ストック）の老朽化に対し、倒壊、落下による道路利用者及び第三者の被害を防止する観点から、対象構造物本体や附属施設の損傷状態を把握することを目的として実施している。

| | |
|---------|------------------|
| まちづくりの柱 | 第6章 まちの基盤（利便・快適） |
| 施策 | 2 上水道 |

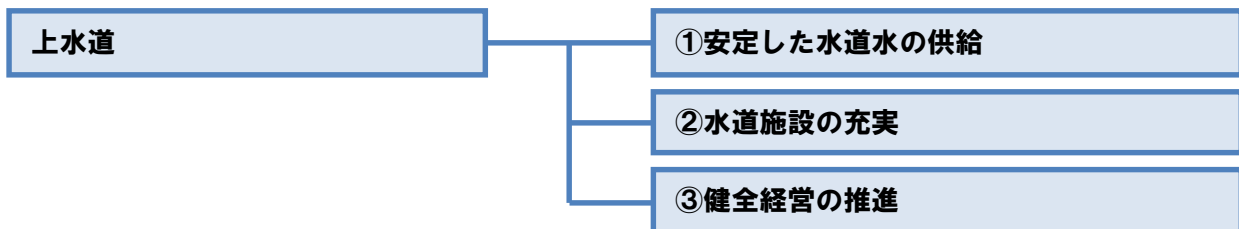
◆将来のあるべき姿

安全で安心な水道水を安定して供給し、健全な企業経営を行っています。

◆施策の構成

【施策】

【取り組み】



◆現状と課題

水道事業を取り巻く現状は、「普及拡大の時代」は終焉を迎え、既に「維持・更新の時代」を迎えています。本町では、公共下水道工事に併せて老朽管の更新工事を行い、石綿管は全てなくなりました。また、節水意識の浸透、節水機器の普及、人口減少にともなう水需要の減少が見込まれるなど、水道を取り巻く環境は一層厳しさを増すものと思われまます。今後は、将来にわたって安全で安心な水道水の持続的な供給を目指していかなければなりません。

① 安定した水道水の供給

水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するために、新たに策定した「福崎町水道事業ビジョン」の理念を柱とし、自己水源及び兵庫県水道用水の受水による安定した水道水の供給を持続することが重要です。

② 水道施設の充実

山崎配水池及び工業団地配水池の更新、福田水源地の高度浄水施設*の整備に取り組みました。今後も、安全で安心な水道水を供給するために水道施設の整備を進める必要があります。

③ 健全経営の推進

施設の老朽化などへの対応には多額の建設費が必要となるため、財政基盤強化のための経費削減や業務の効率化に取り組んでいます。また、漏水の早期発見により有収率*を高い水準に維持しています。

水道事業の経営指針となる水道事業ビジョンを策定し、その目標を実現するために、「経営戦略*」を策定しました。

◆めざそう値

| 名称 | 実績 (H25) | 現状 (H29) | 目標 (H35) |
|--------------------|----------|----------|----------|
| 管路の耐震化率 | 4.1% | 9.2% | 10.5% |
| 水道事業ビジョンに基づく施設の更新率 | — | 19% | 28% |
| 有収率 | 91.9% | 94.8% | 96.5% |

* 高度浄水施設…通常の浄水場での沈殿・濾過・消毒といった過程では十分に取り除けない、カビ臭・カルキ臭・トリハロメタンの原因物質などを処理できる浄水施設。オゾンによる酸化分解、活性炭による吸着、微生物による分解などの作用を利用する。

* 有収率……給水する水量と料金として収入のあった水量との比率。

* 経営戦略……「水道ビジョン」は、将来像を実現するための道筋を示し、「事業計画」は、施設整備計画や管路更新計画、耐震化事業などの個別事業の計画を意味する。「経営戦略」は、「水道ビジョン」と「事業計画」をつなぎ合わせる役割を意味し、財政的な裏付けのもとで将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である。

◆町の取り組み

① 安定した水道水の供給

- 水源の確保、計画的な兵庫県水道用水の購入、災害連携に努めます。
- 福崎町水道事業ビジョンの理念を柱とし、定期的な水質検査の実施や監視強化を図ります。

② 水道施設の充実

- 優先度の高い水道施設の更新、管路の耐震化を進めます。
- 高度浄水施設の整備を検討します。

③ 健全経営の推進

- 経営コストの縮減や効率化を図ります。
- 福崎町水道事業経営戦略に基づき、経営基盤の強化を図りながら健全経営を推進します。

◆住民等の取り組み例

- 水質保全・環境保全に対する理解と協力
- 渇水期などにおける節水対策への協力
- 水道事業の経営は、水道料金により支えられていることの理解を深め、納付意識の向上

◆分野別計画等

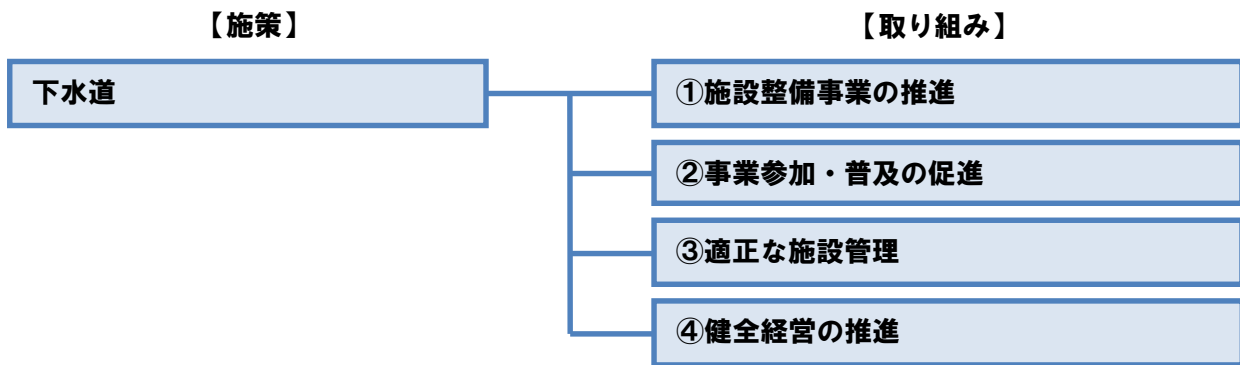
- 福崎町水道事業ビジョン（H31.3 策定）
- 福崎町水道事業経営戦略（H31.3 策定）

| | |
|---------|------------------|
| まちづくりの柱 | 第6章 まちの基盤（利便・快適） |
| 施策 | 3 下水道 |

◆将来のあるべき姿

各施設の適正な維持管理を行い、放流水質の向上、公共水域の保全が図られているとともに、下水道接続への理解が高まり、接続率が向上し、更に水質改善がなされています。また、浸水多発地区での被害が解消され、安全安心な住民生活が確保されています。

◆施策の構成



◆現状と課題

下水道事業は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を目的として事業が推進され、望ましい水循環、水環境づくりに効果を上げています。今後は、重点箇所の雨水整備の推進と、汚水施設の適正な管理を実施し長寿命化を図るとともに、汚水処理の効率化など健全経営を推進する必要があります。

① 施設整備事業の推進

「福崎町公共下水道事業計画」に基づき進めてきた公共下水道面整備工事は平成 27 年度で予定区域の整備を完了しました。コミュニティプラント*施設については公共下水道への統合が平成 31 年度で完了予定であり、福崎浄化センターでは、今後、接続率の向上が見込まれるため、流入汚水量が増加することが予想されます。農業集落排水 6 施設については、平成 25 年度に施設の機能強化を行いました。また、近年はゲリラ豪雨等により町内でも冠水被害が頻繁に発生しています。これら地域の浸水対策として、重点的に雨水整備などを推進していく必要があります。

② 事業参加・普及の促進

下水道未接続の家屋を対象に戸別訪問による啓発活動を行うなど、下水道接続の促進を図ることにより一定の効果を上げています。今後においても、下水道への事業参加についての啓発活動に引き続き取り組む必要があります。

③ 適正な施設管理

福崎浄化センターなどの各処理施設については、放流水質基準を満たし、安定した施設管理を行っています。雨天時には、各処理施設への流入量が増加するため、不明水の原因究明とその対策を講じる必要があります。

④ 健全経営の推進

経営状況を明確化するために平成 28 年度から公営企業会計に移行しました。また、接続率の向上と使用料収入の確保に努め、併せて事業の効率化を推進しました。今後、汚水処理施設などにおける機器更新の時期を迎えるため、長期的な計画を策定する必要があります。

◆めざそう値

| 名称 | 実績 (H25) | 現状 (H29) | 目標 (H35) |
|----------------|----------|----------|----------|
| 水洗化率 | 72.7% | 78.3% | 85.0% |
| 事業認可面積の整備率（雨水） | 8.4% | 8.4% | 20.0% |

* コミュニティプラント…廃棄物処理法に基づいて定められた「市町村の定める一般廃棄物処理計画」に従って設置され、多くの場合、下水道が普及していない地区の団地で下水道の代替施設となる。複数の家庭から排出されるし尿と生活雑排水を処理するものであり、地域で共同に利用する合併処理浄化槽ともいえる。

◆町の取り組み

① 施設整備事業の推進

- 「福崎町公共下水道事業計画」について随時見直しを行い、農業集落排水施設の公共下水道への統合時期などの検討を行います。
- 福崎浄化センターの水処理施設の増設について、流入量の動向をみて工事実施時期を検討します。
- 浸水対策事業として、川すそ雨水幹線事業の早期完成に取り組むとともに、住宅密集地域の直谷第2雨水幹線の整備を推進します。
- 用地取得を伴う一時貯留施設について、必要性及び設置場所について検討を行います。

② 事業参加・普及の促進

- 未接続者の要因分析と推進方策の検討を行うとともに、広報誌やパンフレットの配布、出前講座などを通じて、下水道接続などの事業参加の必要性について認識を高めるためのPRを行います。
- 環境保全に対する意識の啓発活動を行います。

③ 適正な施設管理

- 汚水処理施設や下水道管渠の清掃など適正な維持管理を行います。
- 汚水処理施設に流入する不明水の原因究明に努め、不明水対策を講じます。

④ 健全経営の推進

- 接続率の向上を図るとともに適正な使用料収入を確保し、安定した財政運営と事業の効率化に努め、下水道会計の健全化を推進します。
- 公共下水道ストックマネジメント計画、農業集落排水最適整備構想を策定し、持続可能な施設運営に努めます。

◆住民等の取り組み例

- 下水道事業についての理解を求め、速やかな接続
- 下水道へ油やごみなどを流さず、正しい使用方法の実践
《事業者》
- 必要な措置を講じ、基準に適合した水質の下水の排除

◆分野別計画等

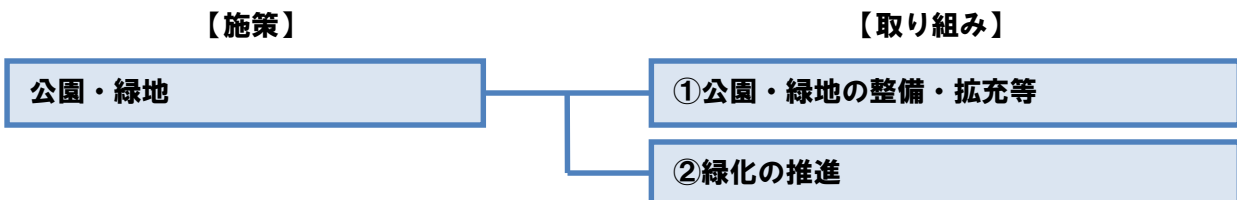
- 福崎町公共下水道事業長期財政計画（H22.3策定）
- 福崎町公共下水道事業計画（H29.3策定）

| | |
|---------|------------------|
| まちづくりの柱 | 第6章 まちの基盤（利便・快適） |
| 施策 | 4 公園・緑地 |

◆将来のあるべき姿

地域住民による公園・ふれあい広場の適切な維持管理が浸透しているとともに、地域の緑化が活発に行われています。

◆施策の構成



◆現状と課題

公園などをはじめとするまちの緑は、人々にゆとりやうるおいのある日常生活を送るうえで欠かせないものであります。本町には、スポーツ振興の役割を果たす福崎町市川河川公園やスポーツ公園が、住民のふれあいや憩いの場として百歳の森公園などがあり、辻川山周辺整備も進めています。今後も、住民の憩いの場として、水辺や森林など、自然的資源を保全・保護しつつ公園・緑地の整備を検討する必要があります。

① 公園・緑地の整備・拡充等

公園・緑地は、住民のふれあいやぬくもり、やすらぎのある生活を確保・創造するためにきわめて重要な役割を担っています。また災害時における避難路、避難地、復旧・復興の拠点など、多様な面において重要なインフラとしての役割も担っています。これまで、市川河川公園の水の広場の改修、公園の遊具の安全点検や不具合のある遊具の修繕などに取り組みました。現在、住民の身近な広場は各自治会に点在しますが、本町で大規模な緑地を確保することは困難であり、一人当たりの公園面積が小さく、住民要望に十分応えているとは言えない現状です。住民の日常的なレクリエーションや憩いの場としての公園などの整備が望まれています。また、里山や神社仏閣境内地などを生かした自然環境や歴史文化資源の保全と調和した環境整備を進めていくことが求められています。

② 緑化の推進

「県民まちなみ緑化事業」の活用について広報誌などで積極的にPRを行い、集落の公民館の駐車場や広場の芝生化などが図られました。また、地元やボランティア団体による道路・植樹帯や公園、町有地での花苗の植樹が行われています。今後も、緑化の推進を継続していく必要があります。

◆めざそう値

| 名称 | 実績 (H25) | 現状 (H29) | 目標 (H35) |
|---------------------------|----------|----------|----------|
| 県民まちなみ緑化事業の活用実績 (延べ件数) | 9 件 | 41 件 | 70 件 |

◆町の取り組み

① 公園・緑地の整備・拡充等

- 「福崎町緑の基本計画※」の見直しと計画に基づく公園などの管理・拡充や緑地の保全を推進します。
- 公園の安全性や長寿命化を図るため、遊具、フェンスなど公園施設の適切な維持管理・改修を行います。
- 都市公園のバリアフリー化、駐車場の整備、一部のふれあい広場のトイレ水洗化など、利便性の向上に努めます。
- 災害に備えるため、災害時の避難場所に指定する公園について、災害時利用マニュアルの作成とその普及を図ります。
- 住民や企業との連携による公園の管理・運営方策について検討するとともに、公園ボランティアの育成を図ります。
- アドプト事業などによる公園管理の支援を行います。
- 辻川山周辺全体を歴史・文化・観光拠点として整備し、交流の地域づくりを進めます。
- 第3グラウンド、浄化センター周辺の修景施設を含めた全体の公園利用を促進します。

② 緑化の推進

- 国・県などの緑化に関する補助事業について、広報誌に掲載するなど積極的にPRを行い、活用を促します。
- 公共施設の敷地内や道路、河川などの公共空間の緑化を推進します。
- 企業敷地や個人敷地の緑化を促進します。
- 住民の参加、協力による緑化を推進します。
- 町内に点在する神社仏閣については、境内地の樹木とあわせ緑地としての景観の保全が図られるよう働きかけます。

◆住民等の取り組み例

- 公園などの清掃活動への参加
- 公園の使用など適切な維持管理の実践
- 個人住宅での緑化の推進
- 緑化に関するボランティア活動への参加
《事業者》
- 工場や事業所の敷地周辺の緑化の推進

◆分野別計画等

- 福崎町緑の基本計画（H9.3策定）
- 福崎町地域防災計画（H28.3策定）

※ 福崎町緑の基本計画…緑化の推進や公園の整備計画などを示した緑の部門計画で、市町村が、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を実施するための総合的計画。

| | |
|---------|------------------|
| まちづくりの柱 | 第6章 まちの基盤（利便・快適） |
| 施策 | 5 市街地整備 |

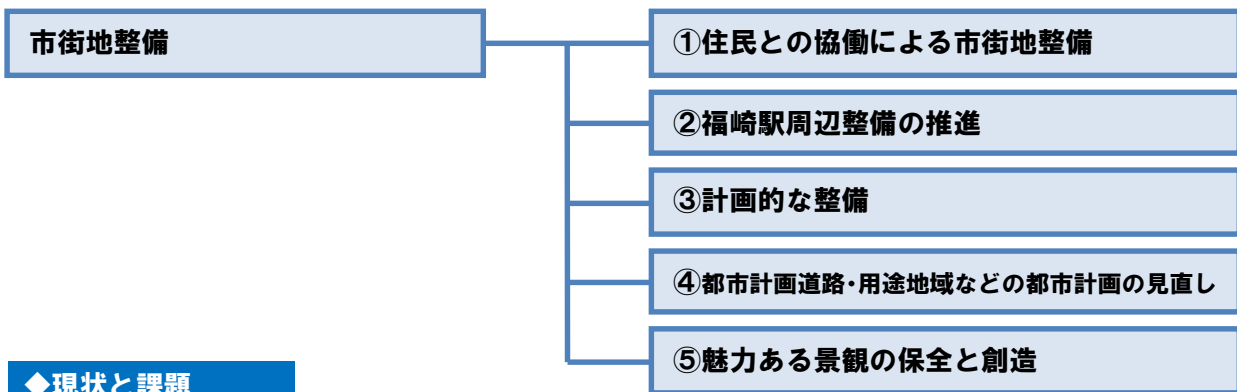
◆将来のあるべき姿

福崎駅周辺整備が完了し、訪れやすく住みやすいまちとなっています。また、計画的な民間開発の誘導・支援が進められ低未利用地が減少するとともに、有効な土地利用の見直しが行われています。さらに、住民、企業及び行政が一体となって、計画的にまちなみの保全・創出を行っています。

◆施策の構成

【施策】

【取り組み】



◆現状と課題

市街地の整備は、街区とそれを結ぶ道路、河川、公園緑地などの都市施設との関係に配慮し、本町のもつ豊かな自然を生かした整備を基本とし、JR福崎駅周辺については、“まちの顔”としての風格ある整備が大幅に進捗しました。新市街地の形成にあたっては、周辺の自然と調和した計画的な開発を誘導するとともに、地区計画[※]などにより魅力あるまちづくりの創出をめざします。今後も、伝統的景観の保存とともに、新しいものと古いものが融合した親しみやすさと個性を感じさせる調和のとれたまちなみづくりの推進に努めます。

① 住民との協働による市街地整備

町の将来像や目標が示された各種計画をホームページに掲載し、情報の共有化・公開に向けて取り組んでいます。福崎駅周辺整備事業では、賑わい空間と地域活性化を創出するため、地域住民との協議を重ねてまちづくりを推進しました。一方、モータリゼーションの進展、消費者のライフスタイルの変化などを背景に、既成市街地における商業機能の低下、居住環境整備の遅れ、防災上の不安など既成市街地の衰退・空洞化という問題があります。

② 福崎駅周辺整備の推進

平成26年度から、駅前広場や観光交流センター等の新設整備と、駅へのアクセス道路の拡幅整備を進めています。「訪れやすく住みやすいまち」にしていくために、町の玄関口であるJR福崎駅周辺の交通結節点機能の強化と、駅利用者の利便性向上に取り組むとともに活力あふれる駅周辺にしていく必要があります。

③ 計画的な整備

地価が下落傾向にあり、区画整理[※]や土地利用転換などの面整備が困難な状況ですが、中島井ノ口線の開通により、東側沿線の商業施設立地が進んでいます。民間開発の支援・誘導については十分に行っていない状況です。市街地の中には未だ狭小な道路が多く、低未利用地の活用や、木造家屋等が密集して防災上対策を行う必要がある地区があります。

④ 都市計画道路・用途地域などの都市計画の見直し

都市計画道路の未整備区間の中で必要性に変化が生じている路線を再検証し、見直しを実施しました。今後は、優先する路線から計画的に整備を進めていく必要があります。さらに、土地利用については、将来を見据えた用途地域の見直しや地区計画の活用などの検討が必要です。

[※] 地区計画…地区の課題や特徴を踏まえ、住民と町とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法。

[※] 区画整理…市街地の整備を行う場合、または新市街地を造成する場合、道路や公園など必要な都市施設の配備を個別的・局所的に行うよりも地区全体にわたって総合的に行うほうが効果的・経済的。土地区画整理は市街地の面的整理に役立つ都市計画事業の一つである。

市街化調整区域の地区計画制度を活用した東西の工業団地拡張を検討する必要があります。

⑤ 魅力ある景観の保全と創造

辻川界隈をはじめとした町内に現存する歴史的建造物などの歴史・文化資源、辻川山の自然環境、もちむぎのやかたなどの観光施設などを保全・活用しながら、福崎駅周辺整備を契機として、歴史・文化の漂う魅力あるまちなみ整備をさらに進めていく必要があります。

◆めざそう値

| 名 称 | 実績 (H25) | 現状 (H29) | 目標 (H35) |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
| J R 福崎駅の乗降者数 | 3,532 人/日 | 3,462 人/日 | 3,550 人/日 |

◆町の取り組み

① 住民との協働による市街地整備

- 適正な土地利用を進めるため、情報提供を行い、住民の理解が得られるように努めます。
- 住民の理解のもと、住民主体のまちづくりを推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備に努めます。
- 福崎町立地適正化計画に沿った都市機能（医療施設、子育て支援施設、生活利便施設）の緩やかな誘導を図ります。
- 住民と協働しながら土地区画整理を推進し、快適で豊かな生活環境と災害に強い市街地の形成に努めます。

② 福崎駅周辺整備の推進

- J R 福崎駅へのアクセス性の向上や安全性の確保のため、町道福崎駅田原線の延伸や県道甘地福崎線の北進を進めます。また J R 福崎駅の駅舎についてバリアフリー化を促進します。
- 福崎駅周辺地域の生活利便施設誘致を推進します。
- J R 福崎駅から辻川界隈への新たな人の流れをつくるための環境整備を進めます。

③ 計画的な整備

- 良好な住宅環境を構築するため、住民と協働し地区計画の指定に努め、民間開発の支援・誘導を図ります。
- 防災再開発促進地区の区域見直しを行い、課題解決に向けた取り組みを行います。

④ 都市計画道路・用途地域などの都市計画の見直し

- 良好な市街地を形成するため、用途地域の見直しを行います。
- 中島井ノ口線西側沿線について、県の指導を受けながら地域住民と協力し、有効な土地利用を検討します。
- 福崎町東部工業団地の拡張について町が主導し推進します。
- J R 福崎駅へのアクセス性向上を図るため都市計画道路の変更を進めます。

⑤ 魅力ある景観の保全と創造

- 地域や地区においての建築協定の締結や地区計画制度の導入を図り、魅力ある景観の創造と保全に努めます。
- 住民の参加と協力を得ながら、イベント開催を支援するなどまちの個性を創りだし、魅力ある「訪れたくなるまちなみづくり」など景観形成に努めます。
- 屋外広告物条例に基づき、看板などの規制やまちなみ景観づくりに努めます。

◆住民等の取り組み例

- 福崎駅周辺整備に関心を持ち、J R 福崎駅の利用促進への協力
 - 地区計画等の地域の説明会などへの参加
 - 建築などをする場合の関係法令の遵守
- 《事業者》
- 屋外広告物などを設置する場合は、条例を順守し、周辺の景観への配慮

◆分野別計画等

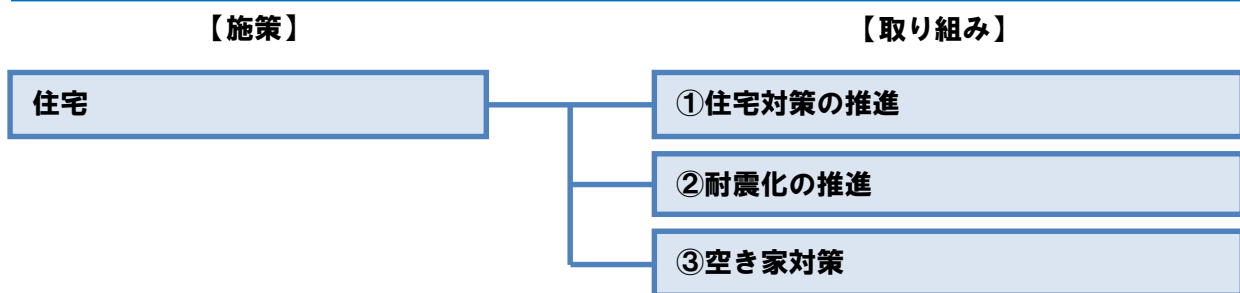
- 福崎町都市計画マスタープラン（H28.6 策定）
- 福崎町土地利用基本計画（H30.8 策定）
- 福崎町立地適正化計画（H29.3 策定）
- 福崎町地域公共交通網形成計画（H30.3 策定）

| | |
|---------|------------------|
| まちづくりの柱 | 第6章 まちの基盤（利便・快適） |
| 施策 | 6 住宅 |

◆将来のあるべき姿

安全・安心な住まいづくりが促進されるとともに、道路・公園・緑地などの環境整備も進み、住みたくなるまちとしての住宅環境が形成され、安定した住環境が実現しており、さらに、町内で住宅を取得し、定住する人が増えています。

◆施策の構成



◆現状と課題

近年、少子高齢化や核家族化の進展などの社会情勢の変化により家族形態及び生活スタイルも大きく変化し、これまでの画一的な住まいづくりでは住民ニーズに対応しきれなくなっています。今後は、多様化する需要に対応した災害に強い住宅整備を推進し、「住みたくなるまち福崎」をめざし、家族形態・生活様式に留意した「安全・安心な住まいづくり」を促進する取り組みが求められています。また、人口減少時代への対応として、空き家の利活用の促進や適正管理に取り組む必要があります。

① 住宅対策の推進

平成 26 年に策定した「福崎町公営住宅等長寿命化計画」により駅前団地の建て替えを進めています。市街化調整区域については、特別指定区域の変更等を行うなど有効な土地利用の促進に努めました。今後は、近年における住宅事情を勘案し、適切な住宅供給に努める必要があります。

② 耐震化の推進

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災や平成 30 年に発生した大阪北部地震など大規模な地震が発生しており、今後、南海トラフ地震や山崎断層帯地震の発生が予想されており、大地震がいつ起こってもおかしくない状況です。本町では、平成 28 年度に町民第 1 体育館の耐震改修を実施するなど、計画的に安全・安心なまちづくりを進めました。一般住宅等では、備えとしての耐震化は命・暮らしを守る上で大変重要ですが、耐震改修には多額の費用負担が必要であり、改修件数は少ない状況です。

③ 空き家対策

現在、少子高齢化の進行による人口減少にともない空き家件数は増加する傾向にあります。屋根・外壁材などの落下、倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態やゴミの放置・投棄、樹木・雑草の繁茂等、著しく衛生上有害となる恐れのある状態が懸念されています。今後は、制定した「福崎町空家等の適正な管理に関する条例」に基づき空き家の適正管理を行うとともに、空き家バンクシステムによる空き家情報の提供を行っていく必要があります。

◆めざそう値

| 名称 | 実績 (H25) | 現状 (H29) | 目標 (H35) |
|---------------------|----------|----------|----------|
| 特別指定区域制度利用による建築延べ件数 | 103 件 | 149 件 | 200 件 |
| 簡易耐震診断実施延べ件数 | 37 件 | 69 件 | 120 件 |

◆町の取り組み

① 住宅対策の推進

- 良質な住宅や宅地を供給するため、民間開発の促進・指導などの取り組みに努めます。
- 市街化調整区域については、特別指定区域の活用を図り、有効な土地利用を促進します。
- 社会情勢の変化等を踏まえ、「公営住宅等長寿命化計画」の見直しを検討するとともに、町営住宅の修繕や空き家の除却など適切な管理を行います。
- 高齢者や障がいのある人の安全・安心な住環境づくりの促進を図ります。

② 耐震化の推進

- 一般住宅等について、広報誌やホームページなど様々な媒体を活用して簡易耐震診断及び耐震改修の必要性を広く住民等に啓発及び周知し、補助制度の積極的な活用を促します。

③ 空き家対策

- 空き家の戸数、管理状況等の把握、周囲への影響など、空き家の実態を調査し、条例に基づいた措置・対策を行います。
- 空き家の利活用を図ります。

◆住民等の取り組み例

- バリアフリー化や環境共生住宅への転換の推進
- 良好な住環境の維持
- 耐震診断の必要性を理解して、簡易耐震診断推進事業などの補助制度を積極的に活用し、地震に強い住宅づくりの推進
- 町が行う空き家の実態把握に協力し、地域内の空き家に関する情報の提供

◆分野別計画等

- 福崎町公営住宅等長寿命化計画（H26.6策定）